

FCI 世界蓄犬連盟 / IRO 世界救助犬連盟

国際救助犬試験規定

IPO-R 2012

Internationale Prüfungsordnung
für
Rettungshundeprüfungen
der

Fédération Cynologique Internationale FCI



und der

Internationalen Rettungshundeorganisation (IRO)



和訳著作権 © 2011 IRO JAPAN

第二種社会福祉事業 アジア・ワーキング・ドッグ・サポート協会 (AWDSA)

特定非営利活動法人 犬の総合教育社会化推進機構 (OPDES) / 特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会 (RDTA)

序文

当救助犬試験規定は「世界蓄犬連盟」(以下 FCI) 救助犬委員会及び「世界救助犬連盟」(以下 IRO) によって作成され、FCI 執行委員会及び IRO 通常総会に於いて可決され、これまで有効であった全ての FCI 及び IRO 救助犬試験規定の替わりに採用される。当試験規定は独語にて協議、作成され、他言語への翻訳によって解釈問題が生じた場合、原文である独文が規準となる。

当試験規定採用によって得られた経験値や現実性を考慮し、新规定採用後、最短 5 年後に内容が再検討され、必要に応じて改良、一致又は拡大される。この場合、当規定内容変更に伴い FCI 及び IRO 各担当委員会の正式承諾が必要となる。当試験規定は全 FCI 傘下加盟国内統括体及び、IRO 加盟団体によって採用される。

FCI 執行委員会による当試験規定採用決議

2012 年 12 月

IRO 通常総会による当試験規定採用決議

2011 年 04 月 09 日、仏、サモロー

2012 年 1 月 1 日より有効

目次	頁
序文 -----	1
目次 -----	2
試験構成 -----	8
総則 -----	8
一般規定 -----	8
告知方法の種類 -----	9
咆哮（バークアラート） -----	9
ブリングセル -----	9
フリー指示 -----	10
スクラッチング -----	10
試験開催の権限 -----	10
試験計画及び、実行 -----	10
賠償責任 -----	10
受験年齢 -----	10
稟性審査 -----	11
受験者の義務 -----	11
使用が認められる補助器具 -----	11
訓練手帳 -----	11
評価 -----	11
得点票 -----	12
審査採点票及び、関連書類 -----	12
試験審査員 -----	12
国際救助犬足跡追及適正試験 RH- F E -----	14
国際救助犬足跡追及適正試験 嗅覚作業 ----- (A 種目)	14
評価対象及び最高獲得可能合計得点数 -----	14
一般規定 -----	14
使用が認められる声指符 -----	14
実施要領 -----	14
告知作業 -----	14
搜索作業 -----	15
評価方法 -----	15
告知作業 -----	15
搜索作業 -----	15
国際救助犬広域搜索適正試験 RH- FL E -----	16
国際救助犬広域搜索適正試験 嗅覚作業 ----- (A 種目)	16
評価基準及び最高獲得可能合計得点数 -----	16
一般規定 -----	16
使用が認められる声指符 -----	16
実施要領 -----	16
評価方法 -----	17

国際救助犬瓦礫搜索適正試験 RH-T E	-----	17
国際救助犬瓦礫搜索適正試験 嗅覚作業	----- (A 種目)	17
評価基準及び最高獲得可能合計得点数	-----	17
一般規定	-----	17
使用が認められる声指符	-----	18
実施要領	-----	18
評価方法	-----	18
国際救助犬適正試験 RH-F E、FL E、T E 専用「服従及び熟練作業」	--- (B 種目)	19
一般規定	-----	19
実施要領	-----	19
1. 紐付き脚足行進	10 点 -----	19
2. 群衆内行進	10 点 -----	20
3. 紐無し脚足行進	10 点 -----	20
4. トンネル通過	10 点 -----	21
5. 瓦礫歩行	10 点 -----	22
6. 移送	10 点 -----	22
7. 状況下の休止	10 点 -----	22
8. 固定式木製橋渡り	15 点 -----	23
9. 3 種連続障害飛越	15 点 -----	24
国際救助犬雪崩搜索適正試験 RH-L E	-----	25
国際救助犬雪崩搜索適正試験 嗅覚作業	----- (A 種目)	25
評価基準及び最高獲得可能合計得点数	-----	25
一般規定	-----	25
使用が認められる声指符	-----	25
実施要領	-----	25
評価方法	-----	26
国際救助犬適正 RH-L E 試験専用「服従及び熟練作業」	---- (B 種目)	26
一般規定	-----	26
実施要領	-----	27
1. 紐付き脚足行進	10 点 -----	27
2. 群衆内行進	10 点 -----	27
3. 紐無し脚足行進	15 点 -----	28
4. 輸送手段の搭乗	10 点 -----	29
5. 移送	10 点 -----	29
6. 状況下の休止	15 点 -----	30
7. 雪中追尾歩行	15 点 -----	30
8. 遠隔操作による方向変換	15 点 -----	31
国際救助犬水難救助適正試験 RH-W E	-----	32
国際救助犬水難救助適正試験 嗅覚作業	----- (A 種目)	32
評価基準及び最高獲得可能合計得点数	-----	32
一般規定	-----	32
実施要領	-----	32

1. 水中持来	20点	-----	32
2. 岸辺からの救助器具水中運搬	20点	-----	33
3. 岸辺からの水難者救出水中牽引	60点	-----	33
国際救助犬適正 RH-W 試験専用「服従及び熟練作業」		----- (B 種目)	34
一般規定		-----	34
実施要領		-----	34
1. 紐付き脚足行進	10点	-----	34
2. 群衆内行進	10点	-----	35
3. 紐無し脚足行進	10点	-----	35
4. サーフボードの搭乗	15点	-----	36
5. 移送	10点	-----	36
6. 状況下の休止	10点	-----	37
7. ボートの搭乗	15点	-----	38
8. 200 m 遠泳	20点	-----	38
国際救助犬足跡追及 A 段階試験 (RH-F A)		-----	39
国際救助犬足跡追及 A 段階試験 嗅覚作業		----- (A 種目)	39
評価基準及び最高獲得可能合計得点数		-----	39
一般規定		-----	39
使用が認められる声指符		-----	40
実施要領		-----	40
評価方法		-----	41
国際救助犬足跡追及 B 段階試験 (RH-F B)		-----	41
国際救助犬足跡追及 B 段階試験 嗅覚作業		----- (A 種目)	41
評価基準及び最高獲得可能合計得点数		-----	41
一般規定		-----	41
使用が認められる声指符		-----	42
実施要領		-----	42
評価方法		-----	43
国際救助犬広域搜索 A 段階試験 (RH-FL A)		-----	44
国際救助犬広域搜索 A 段階試験 嗅覚作業		----- (A 種目)	44
評価基準及び最高獲得可能合計得点数		-----	44
一般規定		-----	44
使用が認められる声指符		-----	44
実施要領		-----	44
評価方法		-----	45
国際救助犬広域搜索 B 段階試験 (RH-FL B)		-----	46
国際救助犬広域搜索 B 段階試験 嗅覚作業		----- (A 種目)	46
評価基準及び最高獲得可能合計得点数		-----	46
一般規定		-----	46
使用が認められる声指符		-----	46
実施要領		-----	46
評価方法		-----	47

国際救助犬瓦礫搜索 A 段階試験 (RH-T A) -----	48
国際救助犬瓦礫搜索 A 段階試験 嗅覚作業 ----- (A 種目)	48
評価基準及び最高獲得可能合計得点数 -----	48
一般規定 -----	48
使用が認められる声指符 -----	49
実施要領 -----	49
評価方法 -----	49
国際救助犬瓦礫搜索 B 段階試験 (RH-T B) -----	50
国際救助犬瓦礫搜索 B 段階試験 嗅覚作業 ----- (A 種目)	50
評価基準及び最高獲得可能合計得点数 -----	50
一般規定 -----	50
使用が認められる声指符 -----	51
実施要領 -----	51
評価方法 -----	51
国際救助犬 RH-F、FL、T 試験専用「服従及び熟練作業」 -- (B 種目)	52
一般規定 -----	52
実施要領 -----	53
1. 紐無し脚足行進	10 点 ----- 53
2. 遠隔操作による 3 姿勢変換	10 点 ----- 53
3. 平面持来	10 点 ----- 54
4. 可動式バレルブリッジ	10 点 ----- 55
5. 水平梯子	10 点 ----- 55
6. トンネル	10 点 ----- 56
7. 遠隔操作による方向変換	10 点 ----- 56
8. 移送	10 点 ----- 57
9. 状況下の休止	20 点 ----- 58
国際救助犬雪崩搜索 A 段階試験 (RH- L A) -----	59
国際救助犬雪崩搜索 A 段階試験 嗅覚作業 ----- (A 種目)	59
評価基準及び最高獲得可能合計得点数 -----	59
一般規定 -----	59
使用が認められる声指符 -----	60
実施要領 -----	60
評価方法 -----	61
国際救助犬雪崩搜索 B 段階試験 (RH- L B) -----	61
国際救助犬雪崩搜索 B 段階試験 嗅覚作業 ----- (A 種目)	61
評価基準及び最高獲得可能合計得点数 -----	61
一般規定 -----	62
使用が認められる声指符 -----	62
実施要領 -----	62
評価方法 -----	63
国際救助犬雪崩搜索試験 RH-L 専用「服従及び熟練作業」 - (B 種目)	64
評価基準及び最高獲得可能合計得点数 -----	64

一般規定	-----	64
実施要領	-----	65
1. 紐無し脚足行進	10点 -----	65
2. 遠隔操作による3姿勢変換	10点 -----	66
3. 平面物品持来	10点 -----	66
4. 遠隔操作による方向変換	10点 -----	67
5. 移送	10点 -----	68
6. 状況下の休止	20点 -----	68
7. 雪中追尾歩行	20点 -----	69
8. 移送手段の搭乗	10点 -----	69
国際救助犬水難救助 A 段階試験 (RH-W A)	-----	71
国際救助犬水難救助 A 段階試験 嗅覚作業	----- (A 種目)	71
評価基準及び最高獲得可能合計得点数	-----	71
一般規定	-----	71
使用が認められる声指符	-----	71
実施要領	-----	71
1. 岸辺からの救助器具水中運搬	20点 -----	71
2. 岸辺からの水難者水中牽引	60点 -----	72
3. ボートからの救助器具水中運搬	20点 -----	72
4. ボートからの水難者水中牽引	60点 -----	72
5. 自走不能ボートの水中牽引	40点 -----	73
国際救助犬水難救助 B 段階試験 (RH-W B)	-----	74
国際救助犬水難救助 B 段階試験 嗅覚作業	----- (A 種目)	74
評価基準及び最高獲得可能合計得点数	-----	74
一般規定	-----	74
使用可能な声符	-----	74
実施要領	-----	74
1. 岸辺からの救助器具水中運搬	20点 -----	74
2. 岸辺からの水難者水中救出牽引	60点 -----	75
3. ボートからの救助器具水中運搬	20点 -----	75
4. ボートからの水難者水中救出牽引	60点 -----	75
5. 自走不能ボートの水中牽引	40点 -----	76
国際救助犬水難救助試験 RH-W 専用「服従及び熟練作業」	----- (B 種目)	77
評価基準及び最高獲得可能合計得点数	-----	77
一般規定	-----	77
実施要領	-----	78
1. 紐無し脚足行進	10点 -----	78
2. 遠隔操作による3姿勢変換	10点 -----	78
3. 移送	10点 -----	79
4. 水中持来 (岸辺より投擲)	10点 -----	80
5. サーフボードの搭乗	10点 -----	80
6. 遠隔操作による水中方向変換	10点 -----	81

7. 状況下の休止	10 点	----- 81
8. 600 m 遠泳	20 点	----- 82
9. ボートの乗船	10 点	----- 83

付録		----- 84
一般省略記号説明		----- 84
図 1 : 各国際救助犬適正試験専用「紐付き及び紐無し脚足行進」実施要領図	---	85
図 2 : IPO-R「A」、「B」各段階試験用「紐無し脚足行進」実施要領図	-----	86
図 3 : 「遠隔操作による 3 姿勢変換」実施要領図	-----	87
図 4 : 「遠隔操作による方向変換」実施要領図	-----	87

試験構成

各試験部門及び試験段階

「国際救助犬試験 (IPO-R)」は次なる各部門より構成される。

国際救助犬足跡追及適正試験	RH-F E	Rettungshunde-Eignungstest Version Fährte
国際救助犬足跡追及試験 A 段階	RH-F A	Rettungshunde-Fährtenprüfung A
国際救助犬足跡追及試験 B 段階	RH-F B	Rettungshunde-Fährtenprüfung B
国際救助犬広域捜索適正試験	RH-FL E	Rettungshunde-Eignungstest Version Fläche
国際救助犬広域捜索試験 A 段階	RH-FL A	Rettungshunde-Flächenprüfung A
国際救助犬広域捜索試験 B 段階	RH-FL B	Rettungshunde-Flächenprüfung B
国際救助犬瓦礫捜索適正試験	RH-T E	Rettungshunde-Eignungstest Version Trümmer
国際救助犬瓦礫捜索試験 A 段階	RH-T A	Rettungshunde-Trümmerprüfung A
国際救助犬瓦礫捜索試験 B 段階	RH-T B	Rettungshunde-Trümmerprüfung B
国際救助犬雪崩捜索適正試験	RH-L E	Rettungshunde-Eignungstest Version Lawine
国際救助犬雪崩捜索試験 A 段階	RH-L A	Rettungshunde-Lawinenprüfung A
国際救助犬雪崩捜索試験 B 段階	RH-L B	Rettungshunde-Lawinenprüfung B
国際救助犬水難救助適正試験	RH-W E	Rettungshunde-Eignungstest Version Wasser
国際救助犬水難救助試験 A 段階	RH-W A	Rettungshunde-Wasserprüfung A
国際救助犬水難救助試験 B 段階	RH-W B	Rettungshunde-Wasserprüfung B

各指導手は各国際救助犬試験部門の「国際救助犬適正試験(RH-E)」或は、各部門「A 段階試験」から受験することが可能である。各部門「B 段階試験」受験には同一救助犬指導手ペアー (RHT) が同部門「A 段階試験」に事前合格している必要がある。

試験合格に至らなかった場合、5 日を置いた後に同部門の同段階試験再受験が可能とする。

総則

一般規定

各救助犬試験は個々の犬が起用される活動目的に適合するか否かを証明するものである。試験合格は各受験部門に於ける実施されてきた救助犬訓練が十分成果を上げた事を証明する。また、試験合格は救助犬活動を行う各出動団体にとって一つの実動採用基準となる。救助犬及び指導手が実動能力を有するか否かの判断は個々の出動団体にのみ委ねられ、承認される。出動適正判断を下す為、例えば指導手による必要な知識や無線通信講座受講経

験、登山体験講座受講経験、犬と指導手の年齢制限、体力測定、装備品規定、応急処置講座受講経験、資格更新試験等の条件設定される場合がある。

救助犬試験は通年開催可能であるが人と犬の安全が確保されない場合、試験実施は見送られなければならない。

全受験犬の耳入れ墨番号又はマイクロチップによる個体識別が可能でなければならない。個体識別不可能な犬に関しては担当審査員が試験主催団体の傘団体報告用に該当犬特徴を含む短い説明文を作成する。

当救助犬試験には「体高」、「犬種」、「血統書の有無」に関わらず全犬の受験が認められる。各指導手は一日に一試験の受験のみが認められるが、一試験で一頭以上指導する事は認められる。各試験「A 段階」合格後、犬が試験受験年齢に達している限り、即座に次段階を受験する事が認められる。指導手が一試験に於いて、複数の受験犬を指導、受験する事は認められるが、一頭の受験犬が複数の指導手によって指導される事は認められない。

発情犬は全試験への受験が認められるが、受験迄に他受験犬とは隔離されなければならない上、試験最後に公開練習を行い、審査される必要がある。病犬や伝染病発病の疑いがある犬は受験不可能とし、試験会場に持ち込まれる事が禁止されている。

受験犬の服従心が不足した場合、審査員は犬を呼び寄せる為、指導手に3回チャンスを与える。三回目の声符発声後に犬が従わなかった場合、試験は中止される。試験課目課題実行に重複声符が用いられた場合、該当作業は「2 評価」減評さえる。

声符発声タイミングは審査員が指示する。

犬が明らかに指導手に従わない場合、受験に必要な訓練到達水準が明白に不十分な場合や各試験部門にて課せられている課題実行が犬の明白な作業意欲不足によって難航した場合、担当審査員は作業を中断又は中止する権限を持つ。審査員は指導手がスポーツマンシップに反した場合や使用が禁止されている補助行為を実施した場合、「警告」を言い渡す権限がある。初回警告で5点減点され、二回目で該当作業が中止され、評価は「M-評価」とする。重度なスポーツマンシップ違反行為や受験犬による威嚇行動が見受けられた場合、審査員は該当救助犬指導手チーム（受験犬と指導手）を即座に「失格」にする権限を持つ。

告知方法の種類

咆哮告知（バークアラート）

仮想遭難者発見を知らせる咆哮実行時に受験犬は発見した遭難者又は、臭気流出箇所に対し継続的な方向性を示し、維持しながら明白な咆哮を指導手が現場に到着し中止を促すまで実施しなければならない。犬は仮想遭難者に接してはならず、到達不可能な箇所に関しては発見箇所を指示する仕草で臭気流出箇所を告知する必要がある。

ブリングセル告知

ブリングセル告知作業を実施する受験犬の場合、ブリングセルが装着されている特殊首輪を用いる必要がある。作業中、犬の負傷防止の為、この首輪は特殊な離脱メカニズムを誇る必要がある。仮想遭難者発見後、犬はブリングセルを指導手の元へ運ぶが、その際一旦

正面停座に入った後、受け渡しを実行する事は要求されない。ブリングセルを受け取った指導手は犬に対し指示を下し、犬は自発的に指導手を最短距離にて発見した仮想遭難者の元へと導く必要がある。この場合、指導手は受験犬と常時コンタクトを取れる状態を維持し、必要に応じて任意の長さを誇る引き紐を装着、使用する事も可能である。

フリー指示

フリー告知作業実施中、受験犬は発見した仮想遭難者と指導手間を最短距離にて往復しながら指導手を発見した仮想遭難者又は告知箇所の元へと導く。更に犬が告知作業実行中である事を指導手に知らせる明白な告知態度を指導手に対し示さなければならない。指導する犬の「独特」な告知態度に付いて指導手は嗅覚作業開始前に審査員に通知する必要がある。

スクラッチング

雪崩捜索作業に於ける告知作業中の仮想遭難者発見現場での受験犬によるスクラッチング行動は認められる告知方法である。スクラッチング実施時、犬の明白な仮想遭難者の元へと侵入を試みる態度が現れる意思表示が見られなければならない。スクラッチング及び咆哮告知の同時実行も認められる。

試験開催の権限

試験開催許可を与えるのは主催団体が属する親団体（各 FCI-加盟国代表団体又は、IRO 加盟団体）に権限がある。試験結果は全ての FCI 加盟国代表団体及び各 IRO 加盟団体により相互的に承認される。一試験に最低指導手 4 名が受験しない限り開催は不可能とする。

試験計画及び、実行

試験監督は試験実行面に於ける全責任を負い、試験開催準備及び実施に必要な全作業を監視、管理する。特に「熟練／服従部門」に於いて使用される会場の設定は担当審査員と協議した上で責任を持って設定しなければならない。試験監督は行事開催期間中常に審査員補助役を務め、試験開催最低 14 日前迄に担当審査員に氏名を告げる必要がある。

賠償責任

万一、試験中に事故が発生した場合、指導手は自らの及び受験犬の全責任を負う。受験犬所有者は、犬が引き起こす全人身並び物損損害を補償する義務がある為、受験前に自ら損害賠償責任保険に加入する必要がある。審査員または、試験主催者側指示に対し指導手は任意で、そして自己責任において従わなければならない。

当局規定による予防接種実施を証明する接種証明書は確認の為、担当審査員又は、試験監督指示にて審査開始前に提示しなくてはならない。

受験年齢

受験犬は、受験当日に必要となる最低年齢を終了している必要がある。

- 「各 RH-E 適正試験」 14 ヶ月
- 「各 A 段階試験」 18 ヶ月
- 「各 B 段階試験」 20 ヶ月

稟性審査

審査員は審査開始前から全試験過程に渡り常時受験犬の性格を観察する。審査員は稟性面に於いて明らかに問題を有する犬を試験から除外し、訓練手帳に除外理由を明記する義務がある。稟性審査は次なる審査項目を含む。

- あ) 見知らぬ人に対し動じないこと
- い) 外部環境に於ける雑影響に対し動じないこと
- う) 長時間作業、同時に複数犬との共同作業、極暑、極寒、埃や煙、強い悪臭など困難な条件下の作業に耐え得ること
- え) 他の稟性的欠点の確認 発砲に対して脅える、神経質である、それに起因する攻撃性、過敏性、臆病さ等

受験者の義務

指導手は受験申込みを適時に行わなければならない。会場へ定時の到着が不可能である場合、直ちに試験監督に連絡を取らなければならない。受験する指導手はそれぞれの種目受験の為、適した服装と装備品を持参、着用しなければならない。作業開始及び終了申告は紐付き状態にある受験犬と共に基本姿勢で行う必要がある。また、指導手は審査員及び試験監督指示を厳守しなければならない。各指導手は、例え既に実施済み作業の評価結果により合格に必要な最低得点に達していない場合に於いても全種目作業を終了しなければならない。

使用が認められる補助器具

特に嗅覚作業に於ける課題解決の為、次なる補助器具の使用が認められる。

- 笛（作業開始前に審査員に人間聴覚により感知可能な笛の音を聞かせる必要がある）
- 識別ハーネス又は小判型チェーンカラーには識別用照明や鈴の装着は認められる。
- 水又はスポンジ

訓練手帳

国内団体によって交付された訓練手帳を常時携帯する事は全受験者の義務であり、訓練手帳は該当国 FCI 国内統括団体又は IRO 加盟団体によって登録されている必要がある。指導手は訓練手帳を試験開催前に試験監督者に提出しなければならない。試験結果は試験監督（大会実行委員長）が自ら各訓練手帳に記入し、担当審査員が記入を確認後、署名する。試験は審査員による評価発表及び訓練手帳返還をもって終了する。受験犬や指導手の急病、負傷等に起因する試験中止時には中止理由が訓練手帳に記入されなければならない。

評価

当試験に於ける各作業の総合評価は、「評価」と「得点」から構成される。「評価」に比例する「得点」は試験種目作業実行方法を反映しなければならない。総合獲得得点が同点である場合、次ぎの順序によって各種目で獲得された得点が順位の算出基準となる。

1. 嗅覚作業（A 種目）
2. 服従／熟練作業（B 種目）

総合評価算出には少数点以下を用いる事は認められないが個々の試験課目を評価する

に当たり少数点以下を含む得点を付与してはならない事を意味する訳ではない。各試験種目全体を評価するに当たり、少数点以下の点数が合計得点に含まれる場合、作業全体から受けた印象によって端数は繰り上げ又は、切り捨てられる。

受験犬が各受験種目に於いて取得可能最高得点 70%以上を獲得した場合、「試験合格」とする（但し、一種目でも獲得点数が 70%に満たない場合、「試験不合格」とする。）

得点票

得点	V 優良	SG 特良	G 良	B 可	M 不十分
5 点	5.0	4.5	4.0	3.5	3.0~0
7 点	7.0	6.5	6.0	5.5~5.0	4.5~0
8 点	8.0	7.5	7.0~6.5	6.0	5.5~0
10 点	10.0	9.5~9.0	8.5~8.0	7.5~7.0	6.5~0
15 点	15.0~14.5	14.0~13.5	13.0~12.0	11.5~10.5	10.0~0
20 点	20.0~19.5	19.0~18.0	17.5~16.0	15.5~14.0	13.5~0
25 点	25.0~24.0	23.5~22.5	22.0~20.0	19.5~17.5	17.0~0
30 点	30.0~29.0	28.5~27.0	26.5~24.0	23.5~21.0	20.5~0
35 点	35.0~33.5	33.0~31.5	31.0~28.0	27.5~24.5	24.0~0
40 点	40.0~38.5	38.0~36.0	35.5~32.0	31.5~28.0	27.5~0
50 点	50.0~48.0	47.5~45.0	44.5~40.0	39.5~35.0	34.5~0
60 点	60.0~57.5	57.0~54.0	53.5~48.0	47.5~42.0	41.5~0
70 点	70.0~67.0	66.5~63.0	62.5~56.0	55.5~49.0	48.5~0
80 点	80.0~76.5	76.0~72.0	71.5~64.0	63.5~56.0	55.5~0
90 点	90.0~86.0	85.5~81.0	80.5~72.0	71.5~63.0	62.5~0
100 点	100~95.5	95.0~90.0	89.5~80.0	79.5~70.0	69.5~0
120 点	120~114.5	114~108.0	107.5~96.0	95.5~84.0	83.5~0
140 点	140.0~133.5	133~126.0	125.5~112.0	111.5~98.0	97.5~0
200 点	200~190.5	190~180.0	179.5~160	159.5~140	139.5~0
300 点	300~285.5	285~270.0	269.5~240	239.5~210	209.5~0
合計計算	> 95%	95~90%	89~80%	79~70%	69~0%

審査採点票及び、関連書類

試験結果の記録又は、報告伝達方法は国内独自規定に従って行われる。

試験審査員

試験は主催団体の親団体（FCI 加盟国代表団体又は、IRO）によって認定された有資格審査員によってのみ審査が認められる。主催団体の親団体が定める審査員規定は厳守されなければならない。審査員 1 名が一日に審査が認められる最大単位数は「合計 36 単位」とする。各種目の単位数は下記の通り設定されている。

A 種目	嗅覚作業	各救助犬適正試験 (RH-E)	2 単位
A 種目	嗅覚作業	追及、広域、瓦礫、雪崩捜索各部門 A 段階試験	3 単位
A 種目	嗅覚作業	追及、広域、瓦礫、雪崩各部門 B 段階試験	4 単位
A 種目	水難救助	各国際救助犬適正試験 (RH-E)	2 単位
A 種目	水難救助	水難救助部門 (RH-W A)	3 単位
A 種目	水難救助	水難救助部門 (RH-W B)	4 単位
B 種目	服従／熟練	各救助犬適正試験 (RH-E)	1 単位
B 種目	服従／熟練	追及、広域、瓦礫、雪崩捜索各部門 A 段階試験	1 単位
B 種目	服従／熟練	追及、広域、瓦礫、雪崩捜索各部門 B 段階試験	1 単位

審査員評価は絶対的であり、最終結果とする。

国際救助犬足跡追及適正試験

RH-F E

試験構成	嗅覚作業	100点
	服従／熟練作業	100点
	最高獲得可能合計得点数	200点

足跡追及嗅覚作業	A 種目
最高獲得可能得点数	100点
告知作業	20点
足跡追及作業	50点
物品 3個×10点	30点

一般規定

- **足跡の種別** 全長約 400 歩（1 歩=70cm）、作業開始 20 分前に指導手自らが印跡する足跡コースを使用
 - **コース特性** 屈折部分 2 箇所（90 度）を含む。指導手は常歩にて地面を強く踏み込む事や、途中で立ち止る事無く印跡作業を行う。
 - **出発地点** 出発地点左側に目印を配置。指導手は出発地点に於いて一瞬止まった後、審査員に指示された方角に向かって常歩にて印跡作業を開始する。
 - **物品** 指導手体臭が十分に付着した最大靴の大きさ程度、地面と然程相違ない色を誇る物品 3 個を配置。各物品は足跡から外れた箇所にはなく直接足跡上に配置される必要がある。「第一物品」は「第一直線部」上、「第二物品」は「第二直線上部」に、「第三物品」は足跡終了地点に配置される。
 - **作業制限時間** 最大 15 分
- 作業時間測定は出発地点に於ける受験犬による足跡追及作業開始と同時に開始される。

使用が認められる声指符

足跡追及作業開始時及び物品発見後の追及作業再開時、指導手は「足跡追及を促がす声符」を使用することが認められる。また、作業中に於いても時々誉める言葉をかける事や、「足跡追及作業を促す」声符使用も認められる。

実施要領

告知作業

告知作業課目はその後実施される足跡追及作業範囲外にて行われる必要がある。仮想遭難者は告知作業が実行される場所へ犬が目視不可能な方法で移らなければならない。審査員指示で、指導手は受験犬の作業開始準備を整え、一声符と指符で犬を 30m 離れた、明白に座っている、もしくは横たわって配置された仮想遭難者の元へと送り出す。犬は如何なる指導手補助行無しで自発的且つ、明白な告知作業を実行しなければならない。印跡者発見時の告知作業に於いては「咆哮」、「ブリングセル」又は「フリー指示」、何れかの告知方法

の実行が認められる。実施された告知方法に応じて指導手は審査員指示で自ら発見現場に向かう又は犬によって現場へ導かれる。指導手は発見された仮想遭難者から約 3 メートル離れた場所にて受験犬を紐無し状態で休止させ、指導手が仮想遭難者の元へ直接的な道程で進む間、受験犬は落ち着いた態度で待機しなければならない。続く審査員指示で指導手は犬を迎えに行き審査員の前で作業終了申告を行う。

搜索作業

受験者は作業準備が整った受験犬と共に作業開始まで待機する必要がある。指導手は作業準備が整っている犬を紐無し状態で又は、10m 搜索ロープが装着されたチェーンカラー又は搜索ハーネスを用いて指導する。足跡追及作業開始前及び全作業中、指導手による如何なる強制行為は禁止されている。

指導手は紐付き状態にある受験犬と共に作業開始申告を行う。各物品作業に於ける認められる「物品指示方法」は「啞え上げ」、「指示」又はこれら指示方法の交互実施とする。「啞え上げ」実行時、犬の体勢は「立止」、「停座」又は「発見物品の持来」が認められる。「物品指示」は「伏臥」、「停座」又は「立止」の何れかの体勢行われる必要がある。

必要に応じて指導手は犬の引き綱を外し足跡開始地点に於いて搜索開始を促す。作業開始後、紐無し搜索実行時に於いても指導手は受験犬後方 10m の距離を維持しながら進まなければならない。物品を発見次第、犬は指導手による如何なる影響を受けずに自ら物品を即座に「啞え上げる」又は明白に「指示」しなければならない。犬が物品を指示した後、指導手は犬の元へ進み、犬が物品を発見した事を審査員に明白に示す為、物品を高く持ち上げる。この後、指導手は受験犬と共に足跡追及作業を再開する。

当適正試験の「足跡追及作業（A 種目）」は発見された全物品の審査員への受け渡し、作業終了申告及び審査員評価発表をもって終了する。

評価方法

告知作業

審査員は受験犬によって自主的に行われた仮想遭難者告知作業を評価する。如何なる仮想遭難者に対する犬によった実行された迷惑行為も度合いに応じて減点される。犬の行為に起因する仮想遭難者負傷は犬の「失格」を引き起こす。受験犬の告知態度が指導手、仮想遭難者又は両者によって促された場合、当試験課目得点は 0 点とする。

搜索作業

審査員は足跡追及作業開始、足跡追及態度及び発見された物品に於ける犬の作業を審査する。犬は肯定的な搜索態度及び物品の安定した物品指示を実施すべきである。犬による多少の足跡離脱は自ら軌道修正し、作業を継続する事が可能である限り、減点対象とならない。発見に至らなかった又は、犬が自ら指示不能であった各物品は 0 点と見なされる。指導手が足跡より 10 メートル以上離脱した地点で当作業は審査員によって「中止」される。審査員は会場難度に応じて更なる離脱距離を認める権限を持つ。尚、受験犬が離脱地点より自主的に足跡に戻る事が明らかに困難であった場合、当嗅覚作業は例外無く中止される。

国際救助犬広域搜索適正試験

RH-FL E

試験構成	嗅覚作業	100点
	服従／熟練作業	100点
	最高獲得可能合計得点数	200点

広域搜索嗅覚作業	A 種目	
最高獲得可能得点数	100点	
作業実施内容	(特に作業の持続力及び犬の操作性が審査対象となる)	30点
仮想遭難者の告知作業		70点

一般規定

- **搜索会場の規模** 5,000 m²、目視可能／不可能部分から構成される広域試験会場を使用
- **配置仮想難者総数** 1名
受験犬は仮想遭難者を目視、接触可能とする。試験時、仮想遭難者配置場所の変更は可能とし、一旦使用された配置箇所の再使用も認められる。
指導手に課題が告げられた後、仮想遭難者は作業開始前に審査員によって指示された位置に着く。この場合、仮想遭難者は作業を行う救助犬指導手チーム視野外で指示された配置地点に向かう。仮想遭難者は担当審査員補佐役である為、犬や指導手又は救助犬指導手チーム自体に如何なる補助を与えることなく配置場所に於いて静かに横たわった又は、座った状態で待機しなければならない。
- **作業制限時間** 最大 10 分間
出発地点に於いて受験犬の搜索開始が促される時点より時間測定が開始される。

使用が認められる声指符

重複する又は任意の声符や指符の使用が認められる。

実施要領

受験者は搜索準備が整った受験犬と共に搜索範囲目視外にて呼ばれるまで待機する。搜索準備が整った犬に識別ハーネス、チェーンカラー又は双方を装着する事が認められる。審査員は口頭で目視可能な、仕切られた又は、各会場境界線が明白な搜索会場の説明を行う。搜索対象となる会場を通るルートは指導手自らが決定する権利が与えられる。

搜索開始前、指導手は審査員に犬が実施する告知方法を告げる。認められる告知方法は、「咆哮」、「ブリングセル」及び「フリー指示」とする。

審査員は仮想遭難者に対し事前に指示された隠れ処に向かうための指示を与え、審査員指示で搜索作業が開始される。

搜索開始に適した箇所から指導手は受験犬に搜索を開始させ、指導手は犬が明白に指導手より離れた時点で審査員許可にて出発地点を離れる事が認められる。犬は指導手指示に従って搜索範囲を搜索しなければならない。

仮想遭難者告知作業に於いて指導手や仮想遭難者又は両者による如何なる受験犬告知を促す補助行為は禁止されている。指導手は告知作業実施を審査員に告げ、審査員指示で発見現場に向かう事が許される。犬は仮想遭難者を明白且つ、全力で指導手が現場に到達するまで継続的な告知作業を実施しなければならない。この場合、犬は発見した仮想遭難者より半径最大2メートル以内に居止まる必要がある。

当試験の「広域搜索作業(A種目)」は作業終了申告及び審査員評価発表をもって終了する。

評価方法

受験犬の操作性、搜索意欲、可動性や自主性が限定的であった場合、犬による仮想遭難者に対する如何なる迷惑行為が実施された場合は度合いに応じて減点される。犬によって実施された告知作業を指導手が通知しなかった場合、「減点対象」となるが「誤告知扱い」とならない。受験犬告知態度が指導手、仮想遭難者又は両者によって促された場合、該当告知作業は0点とする。第一回目の誤告知は20点減点され、第二回目の誤告知実行で嗅覚作業は中止される。配置された仮想遭難者1名の発見に至らなかった場合、「試験不合格」とする。受験犬による仮想遭難者負傷行為は即座に「試験失格」を意味する。

国際救助犬瓦礫搜索適正試験

RH-T E

試験構成	嗅覚作業	100点
	服従/熟練作業	100点
	最高獲得可能合計得点数	200点

瓦礫搜索嗅覚作業 A種目

評価基準及び最高獲得可能得点

最高獲得可能得点 100点

作業実施内容 (特に作業の持続力及び犬の操作性が審査対象とされる) 30点

仮想遭難者の告知作業 70点

一般規定

- **会場特性** 全倒壊又は半倒壊搜索対象物を使用。様々な建築材料から構成されていることが認められ、最低400～600㎡の総面積を誇り、二階部分を含まない会場。搜索対象会場は指導手及び犬によって見渡せられなければならない。
- **配置仮想遭難者数** 1名(覆われている)
 受験犬は仮想遭難者を目視、接触又は双方が可能とする。試験中、一旦使用された隠れ処の再使用は認められるが、仮想遭難者配置換えの際に誤告知を引き起こす再配置は避けるべきである。使用された隠れ処は次試験に於いて再使用されない限り開放される必要がある。作業開始最低10分前に仮想遭難者を配置終える必要があり、この場合必要な安全対策を講じなければならない。仮想遭難者は担当審査員補佐役である為、受験犬

や指導手又は救助犬指導手チーム全体に如何なる補助を与えることなく、配置場箇所内にて静かに潜む必要がある。

- **作業制限時間** 最大 15 分間

第一回目の搜索作業開始が促される時点より時間測定が開始される。

使用が認められる声指符

重複する又は任意の声符や指符使用が認められる。

実施要領

受験者は搜索準備が整った受験犬と共に搜索範囲目視外にて呼ばれるまで待機する。状況説明の為、指導手には搜索対象会場の略図が手渡される。搜索対象範囲は目視可能な仕切られた又は各会場境界線が明白な範囲である。

搜索開始前に指導手は審査員に犬が実施する告知方法を告げる。認められる告知方法は、「咆哮」、「ブリングセル」及び「フリー指示」とする。

搜索開始に適した任意の箇所から指導手は犬の搜索開始を促す事が認められるが、当作業に於ける識別ハーネスや首輪装着は禁止されている。唯一、ブリングセル告知作業を実施する受験犬に限ってブリングセル装着用首輪の使用が認められる。尚、この首輪には受験犬負傷防止の為、自主離脱メカニズムが施されている必要がある。犬は指導手指示で搜索対象範囲を自主的に搜索すべきである。指導手は審査員指示にて瓦礫会場に侵入し、犬の後を追う事が可能となる。

仮想遭難者告知作業実行時、指導手や仮想遭難者又は両者による受験犬の如何なる告知作業を促す補助行為も禁止されている。指導手は犬の告知開始を審査員に告げ、審査員指示で発見現場に向かう事が許される。犬は仮想遭難者発見現場の方角を指示しながら、明白且つ、全力で指導手が現場に到達するまで継続的な告知を実施しなければならない。この場合、犬が瓦礫内特定箇所より臭気を嗅ぎ当てていることが明白に指導手に伝わらなければならない。

当試験の「瓦礫搜索作業 (A 種目)」は作業終了申告及び審査員評価発表をもって終了する。

評価方法

指導手による課題克服戦略不足並び、受験犬の操作性、搜索意欲、可動性や自主性が限定的であった場合、犬による仮想遭難者に対する如何なる迷惑行為が実施された場合は度合いに応じて減点される。犬によって実施された告知作業を指導手が審査員に通知しなかった場合、「減点対象」とするが、「誤告知扱い」とならない。

受験犬告知態度が指導手、仮想遭難者又は両者によって促された場合、該当告知作業得点は 0 点見なされる。

第一回目の誤告知実行は審査採点上、20 点減点を意味し、第二回目誤告知実施により嗅覚作業が中止される。

配置された仮想遭難者 1 名の発見に至らなかった場合、「試験不合格」とする。

国際救助犬適正試験専用「服従／熟練作業」

B 種目

国際救助犬足跡追及適正試験	RH-F	E	適応
国際救助犬広域搜索適正試験	RH-FL	E	適応
国際救助犬瓦礫搜索適正試験	RH-T	E	適応

評価基準及び最高可能獲得得点

最高獲得可能得点		100 点
第一試験課目	紐付き脚足行進	10 点
第二試験課目	群衆内行進	10 点
第三試験課目	紐無し脚足行進	10 点
第四試験課目	トンネル通過	10 点
第五試験課目	瓦礫歩行	10 点
第六試験課目	移送	10 点
第七試験課目	状況下の休止	10 点
第八試験課目	固定式木製ブリッジ渡り	15 点
第九試験課目	三種障害飛越	15 点

一般規定

各試験課目開始及び、試験課目名は審査員又は審査員によって任命された要員によって指導手に告げられる。受験犬は各試験課目を嬉々とした態度で且つ、素早く実行しなければならない。基本姿勢に於いて犬は指導手左側を指導手と平行して、間隔を空けずに、犬の肩が指導手左膝の位置に合わせた状態で、脚側停座を行わなければならない。

脚足行進実行中、二回の発砲（6～9 口径）が実施される。この場合、受験犬は発砲に動揺する事は認められない。尚、動揺した場合、「失格」となる。受験犬が攻撃的な行為に出た場合、指導手支配下にある以上、部分的な欠点と見なされる。発砲に一切反応しない受験犬のみ満点獲得条件を満たす。

当種目作業開始及び終了申告並びに「第一」、「第二試験課目」は紐付き状態で実施される。

実施要領

第一試験課目 **紐付き脚側行進** **10 点**

実施条件

当規定付録の「救助犬適正試験用紐付き／紐無し脚足行進実施要領図」は厳守される必要がある。尚、試験会場特性に応じて唯一審査員の権限で屈折実行方向が変更されることがあるが、この場合は全受験者を均一に対象とする変更となる。

使用が認められる声指符

「脚足行進開始を促す」短い一声符又は指符、各「再出発」及び「歩度変更」時に於ける再使用が認められる。

実施要領

基本姿勢より受験犬は指導手の「脚側行進を促がす声符」で、指導手を注意深く、喜々とした態度で、指導手の進行方向と並行して、肩甲骨の位置を常時指導手左膝に保ちながら指導手左側を脚足行進しなければならない。また、「指示無し停座」実行時、犬は自発的に素早く、正確な停座を実行する必要がある。

当課目作業開始後、救助犬指導手ペアは会場中央線上を「常歩」にて立ち止まることなく50歩進み、「反転ターン」を行った後、更に「常歩」にて10～15歩進み、最低各10歩に渡る「速歩」と「緩歩」の各歩度を実行する。「速歩」から「緩歩」への歩度変更用の減速歩数の実行は認められない。続いて救助犬指導手チームは数歩「常歩」で進み、歩度変換せずに「第一屈折」を実行し、20～25歩そのまま前進した後に「反転ターン」を行い、更に10～15歩進んだ地点で基本姿勢を取る。その後、脚足行進を「常歩」にて再開し、約10～15歩進んだ後、二つ目の「屈折」を行い、「常歩」にて20～25歩で中央線に向かった後、基本姿勢にて当試験課目作業を終了する。

評価方法 受験犬が指導手前方に出る、脚足より側面へ離脱する、後退りする、停座実行速度が遅い又は躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用は度合いに応じて減点される。

第二試験課目

群衆内行進

10点

実施条件

群衆は最低4名の要員によって構成される必要がある。内、要員2名は紐付き状態にある2頭の犬(牡と牝)を引き入る。群衆は「時計回り」で円を描きながら動く。

使用が認められる声指符

「脚足行進開始」、各「脚足行進再開を促す」短い一声符又は指符の使用が認められる。

実施要領

指導手は基本姿勢より「紐付き脚側行進」で受験犬を伴い「常歩」にて「反時計回り」で群衆外側を、円を描きながら群衆要員が引き入る2頭の犬と直接遭遇する様通過する。続いて救助犬指導手ペアは円を描き続ける群衆脇で一旦停止し、群衆構成員最低1名が通過するまで静止し続ける。この後、受験犬を伴った指導手は「常歩」にて「八の字」を描く形で群衆を通り抜け、途中一旦群衆内にて指示無し停座を実行した後、「常歩」にて群衆を離れ、基本姿勢にて当試験課目作業を終了する。

評価方法 受験犬が指導手前方に出る、脚足行進位置より側面へ離脱する、後退りする、犬の意気消沈な態度、停座実行速度が遅い又は躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用等は度合いに応じて減点される。

第三作業課目

紐無し脚足行進

10点

実施条件

当規定付録の「救助犬適正試験用紐付き／紐無し脚足行進実施要領図」は厳守される必要がある。試験会場特性に応じて唯一審査員権限で屈折実行方向が変更されることがあるが、

この場合、全受験者を均一対象とする変更となる。

使用が認められる声指符

「脚足行進開始を促す」一声符又は指符、各再出発及び歩度変更時の使用が認められる。

実施要領

基本姿勢より受験犬は指導手の「脚側行進を促がす声符」で指導手を注意深く、喜々とした態度で、指導手の進行方向と並行して、肩甲骨位置を常に指導手左膝に保ちながら、指導手左側を脚足行進しなければならない。また指示無し停座実行時、犬は自発的に素早く正確な停座を実行する必要がある。

当試験課目作業開始後、救助犬指導手ペアは会場中央線上を「常歩」にて立ち止まることなく 50 歩進み、「反転ターン」を実行後、「常歩」にて 10～15 歩進み、最低各 10 歩に渡る「速歩」と「緩歩」の歩度を実行する。「速歩」から「緩歩」への歩度変換時、減速用歩数の実行は認められない。続いて救助犬指導手ペアは数歩「常歩」にて進み、歩度変換せずに「第一屈折」を実行し、20～25 歩そのまま前進した後に「反転ターン」を実行し、10～15 歩進んだ地点で基本姿勢を取る。その後、再度脚足行進を「常歩」にて再開し、約 10～15 歩進んだ後に「第二屈折」を行い、そのまま「常歩」にて 20～25 歩で中央線に向かった後、基本姿勢にて当試験課目作業を終了する。

評価方法 受験犬が指導手前方に出る、脚足位置より側面へ離脱する、後退りする、停座実行速度が遅い又は躊躇した停座を実行、指導手による重複声指符や体符使用は度合いに応じて減点される。

第四試験課目

トンネル通過

10 点

実施条件

使用障害特性

- 入口部分は硬い材質から構成、高さ 0.50m、長さ 3m とする
- 続く匍匐通路部分は柔らかい素材から構成、長さ 3m とする。

使用が認められる声符

「匍匐」、「静止」及び「基本姿勢」を促す各一声符

実施要領

受験犬を伴った指導手はトンネルより適切な距離にて基本姿勢を取り、「匍匐を促す」声符及び指符で犬は器具を通過しなければならない。犬がトンネルを離れたと同時に下される「静止を促す声符」と指符で犬は即座に静止しなければならない。

審査員指示により指導手は受験犬の右側へ進み、「基本姿勢を促す声符」又は指符で基本姿勢にて当試験課目作業を終了する。

評価方法 受験犬によるトンネル侵入及び通過が躊躇された場合、度合いに応じて減点される。受験犬が自主的にトンネルを離れない場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。

第五試験課目 瓦礫歩行 10点

実施条件

使用瓦礫特性 約3×3メートル四方の瓦礫範囲は石によって覆われている。トタン板、建築用フェンス、各種薄箔、瓦礫片や同類素材が敷かれる。

使用が認められる声指符

「脚足行進を促す」一声符

実施要領

受験犬を伴った指導手は瓦礫範囲より適切な距離にて基本姿勢を取った後、「脚足行進を促す声符」を発すると同時に瓦礫範囲に立ち入り、「紐無し脚足行進」で犬を伴いながら瓦礫上を一往復する。この場合、復路実行時に瓦礫上にて一旦停止する必要がある。瓦礫が敷かれた面積を離れた後、指導手は犬と共に最終基本姿勢に移り当試験課目作業を終了する。

評価方法 自信なさげな受験犬の歩行態度、瓦礫歩行を躊躇又は特定素材に対する回避行動実行は度合いに応じて減点される。受験犬が瓦礫歩行を拒絶した場合、当試験課目得点は0点とする。

第六作業課目 移送 10点

実施条件

- 犬の作業開始位置 (犬を地面又は地面より高い所より持ち上げる事が認められる)
- 移送要員1名

使用が認められる声指符

重複声符や任意の声指符使用が認められる

実施要領

受験犬に作業開始体勢を取らせる指導手は受験犬抱え上げを補助する声符及び指符を自由に使用する事が認められる。

指導手は受験犬を抱えながら約10m前進し第三者に犬を引き渡す。指導手に並歩されながら移送要員は犬を更に10m移送し地面に降ろす。この場合、指導手は犬に話しかける事は認められるが、接してはならない。続いて指導手は地面に降ろされた犬に基本姿勢を取らせ、当試験課目作業を終了する。犬は指導手及び移送要員に対し如何なる攻撃的態度に出るはならない。移送中、受験犬が尾を自由に動かせる様、配慮すべきである。

評価方法 受験犬が非協力的な態度にて出る、移送中落ち着きがない、軽く唸る又は地面に降ろされる途中後退りする行動等に出た場合、度合いに応じて減点される。

受験犬が移送中、自主的に地面に飛び降りた場合、当試験課目は「M-評価」とする。

指導手や移送要員に対する過剰な臆病な又は攻撃的な態度に出た犬は「試験失格」となる。

第九作業課目 状況下の休止 10点

実施条件

牡及び牝専用の印された休止場所2箇所を設定

使用が認められる声指符

「休止を促す」一声符又は指符、休止後の「脚足停座を促す」一声符又は一指符

実施要領

他受験犬が服従作業を開始する前に指導手は審査員に指示された場所に「休止を促がす声指符」で受験犬を伏臥させ、その場を離れる。この場合、紐や如何なる物品を犬の元に残す事は認められない。指導手は少なくとも 30 歩犬から離れた審査員に指示された待機場所に於て犬の方へ向き返って、立ち止り待機に移る。犬は指導手による如何なる影響を受けず、他受験犬が「第一」から「第六試験課目」を終了するまで静かに伏せていなければならない。他受験犬が「第一作業課目」を実行中、指導手は自発的に群衆要員として群衆に加わり作業終了後、自ら指示された待機場所に戻る。審査員指示にて指導手は犬の元へと戻り、右側面で静止する。更なる審査員指示で指導手は「脚側停座を促がす」声指符又は指符で犬を停座させ当該試験課目作業を終える。この場合、受験犬は素早く正確な位置に於ける停座を実行する必要がある。

評価方法 休止態度が落ち着きない、指導手が犬の元へ進む際に犬が自発的に「停座」又は「立止」に移る、指導手の元へと進む、指導手の落ち着きのない態度や他補助行為実行は度合いに応じて減点される。受験犬が休止位置に於いて「伏臥」に移らず、休止場所を離れずに「立止」又は「停座」を実行した場合、当該試験課目の評価は「M-評価」とする。作業中の犬が「第四試験課目」終了後に休止犬が休止位置を 3 メートル以上離れた場合、部分評価が適応される。作業実施犬が「第四課目」を終了する前に休止犬が休止位置を 3 メートル以上離脱した場合、当該試験課目は 0 点とする。

第八作業課目 固定式木製ブリッジ渡り 10 点

実施条件

使用障害特性

- 木製足場板（長さ約 4 m、幅：約 0.3 m、厚板の厚み：約 0.04 m）
- 登坂及び下板用梯子を設置
- 均等な橋桁 2 個（高さ約 0.40m、固定式）
- 厚板は固定

使用が認められる声指符

「登坂を促す」一声符又は指符、兼用も可

「基本姿勢を促す」一声符又は指符、兼用も可

実施要領

受験犬を伴った指導手は障害より適切な距離にて基本姿勢を取った後、「歩行を促す」声指符又は指符又は兼用で犬は落ち着いた態度で登坂用梯子を経て足場板に登坂し、木製ブリッジを経て反対側に設置された下板用梯子を降りなければならない。指導手は「常歩」にて犬を並歩させ、木製ブリッジ終着地点から数歩離れた地点で静止し、「基本姿勢を促す」指符又は指符又は兼用で受験犬と共に作業終了基本姿勢を取る。受験犬は全足場板を怖がる

事無く、そして飛び跳ねる事無く、歩行しなければならない。

評価方法 躊躇した又は不安定な歩行は度合いに応じて減点される。受験犬が自発的に器具から飛び降りた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。

第九試験課目 三種連続障害飛越 15点

使用障害の特徴

- 「第一障害」、高さ約 0,40 m
- 「第二障害」、高さ約 0,60 m
- 「第三障害」、高さ約 0,80 m
- 配置された障害間距離は互いに約 10 m に設定

使用が認められる声指符

「脚足行進を促す」一声符又は指符、兼用も可

「飛越を促す」一声符又は指符、兼用も可

「基本姿勢を促す」一声符又は指符、兼用も可

実施要領

受験犬を伴った指導手は障害より適切な距離にて基本姿勢を取った後、「脚足行進を促す」声符、指符又は兼用で任意の歩度にて犬を「第一障害」の前に導く。「飛越を促す」声符、指符又は兼用で犬は障害を飛越しなければならない。尚、足掛け行為は減点対象としない。第一障害飛越後、指導手は犬を並歩しに犬を「脚足行進を促す」声符、指符又は兼用で次なる障害物へと導く。「第二」及び「第三障害」に於いても救助犬指導手ペアは第一障害飛越実施要領を繰り返す。最終障害を飛越した受験犬は指導手による「基本姿勢を促す」声符、指符又は兼用によって作業終了基本姿勢に導かれ、当試験課目作業を終了する。

評価方法 歩度変換は審査対象外とするが、犬が障害飛越に失敗した場合、その都度 5 点減点される。

当試験種目（B 種目）は指導手による作業終了申告及び、審査員による評価発表をもって終了する。

国際救助犬雪崩搜索適正試験 RH-L E

試験構成	嗅覚作業	100点
	服従／熟練作業	100点
	最高獲得可能合計得点数	200点

雪崩搜索嗅覚作業	A種目
評価基準及び最高獲得可能得点	
最高獲得可能得点	100点
作業実施内容	(特に作業持続力及び犬の操作性が審査対象となる)
仮想遭難者告知作業	70点

一般規定

- **搜索範囲設定** 5,000 m²規模を誇る雪中会場、最低3か所の疑似生理め箇所を設定、会場監視の為、会場範囲は旗によって明白に仕切る必要がある。
- **仮想遭難者数** 1名配置
 受験犬が仮想遭難者を目視、接触可能な方法で配置する。仮想遭難者が配置される生理め箇所は必要に応じて各受験者作業終了後、その都度変更されることが可能である。試験開催中、一旦使用された配置箇所の再使用も可能とする。生理め箇所を変更する場合、受験犬の誤告知を誘発しない方法で隠れ処を選定するよう配慮が必要である。使用されない生理め箇所は試験中解放しておかななければならない。次試験用に配置予定される仮想遭難者が雪中穴製作作業に直接携わる事は禁止されている。搜索開始最低10分前までに仮想遭難者配置が終了していなければならない。仮想遭難者を埋める際、当作業に該当する安全基準を厳守しなければならない。仮想遭難者は担当審査員補佐役を務める為、受験犬や指導手又は救助犬指導手ペア一全体に如何なる補助を与えることなく、配置場所内にて静かに潜む必要がある。
- **作業制限時間** 最大10分
 最初に搜索が促される時点より持ち時間の測定が開始される。

使用が認められる声指符

重複する又は、任意の声符や指符使用が認められる。

実施要領

受験者は搜索準備が整った受験犬と共に搜索対象範囲の様子が見渡すことも、会場内の音も聞こえない場所にて呼ばれるまで待機する。指導手は搜索作業をクロスカントリースキー板又はスノーシューズを使用して実施することが認められる。搜索範囲説明及び作業課題の提供は口頭で審査員によって指導手に告げられる。

指導手判断により適切と見なされる箇所より救助犬の搜索作業が開始され、指導手指示で搜索範囲の自主的な搜索を実施しなければならない。受験犬が指導手より最低20m以上

離れた後又は、犬が告知作業を開始した後審査員指示で指導手は搜索開始地点を離れる事が許される。

仮想遭難者告知作業実行時、指導手や仮想遭難者又は両者による如何なる受験犬告知を促す補助行為実行は禁止されている。指導手は犬の告知実施を審査員に告げ、審査員指示で初めて発見現場に向かう事が許される。犬は仮想遭難者を発見した現場にて仮想遭難者の方角を指示しながら、明白、且つ全力で指導手が現場に到達するまで継続的な告知作業を実施しなければならない。この場合、受験犬が特定箇所より仮想遭難者臭気を嗅ぎ当てていることが明白に指導手に伝わらなければならない。

犬は発見した仮想遭難者の元へ侵入を目論む行為を実行する事が認められ、その後審査員指示で発見された仮想遭難者は雪中から掘り出される。

当試験の「雪崩搜索種目(A種目)」は作業終了申告及び審査員評価発表をもって終了する。

評価方法 指導手による課題克服戦略不足並び、受験犬の操作性、搜索意欲、可動性や自主性が限定的であった場合、受験犬による仮想遭難者に対する如何なる迷惑行為が実施された場合、度合いに応じて減点される。犬によって実施された告知作業を指導手が通知しなかった場合、「減点対象」となるが、「誤告知扱い」とならない。

受験犬告知態度が指導手や仮想遭難者又は両者によって促された場合、当試験種目得点は0点見なされる。第一回目の誤告知は審査上、20点減点され、第二回目の誤告知実行で当嗅覚作業は中止される。仮想遭難者1名の発見に至らなかった場合、「試験不合格」となる。受験犬による仮想遭難者を負傷させる行為実行は即座に「試験失格」を意味する。

国際救助犬雪崩搜索適正試験専用「服従／熟練作業」 B種目

国際救助犬雪崩搜索適正試験

RH-L E

評価基準及び最高獲得可能得点数

最高獲得可能得点数		100点
第一試験課目	紐付き脚足行進	10点
第二試験課目	群衆内行進	10点
第三試験課目	紐無し脚足行進	15点
第四試験課目	輸送手段の搭乗	10点
第五試験課目	移送	10点
第六試験課目	状況下の休止	15点
第七試験課目	雪中追尾歩行	15点
第八試験課目	遠隔操作による方向変換	15点

一般規定

当試験 B 種目、「服従／熟練作業」は雪中で実施されなければならない。

実施される各試験課目名及びそれらの開始はその都度審査員又は審査員に任命された要員によって指導手に告げられる。受験犬は各試験課目課題を嬉々とした態度で素早く実施しなければならない。基本姿勢に於いて受験犬は指導手左側にて指導手と平行に間隔を空けずに、肩甲骨を指導手左膝の位置に合わせた状態で、脚側停座を実行する必要がある。脚足行進実行中、二回の発砲（6～9口径）が実施される。この場合、犬は発砲に動揺する事は認められない。尚、動揺した場合、「失格」となる。受験犬が攻撃的な行為に出た場合、指導手支配下にある以上、部分的な「欠点」と見なされる。発砲に一切反応しない受験犬のみ満点獲得条件を満たすとする。

当試験種目に於ける作業開始及び終了申告並びに「第一」、「第二試験課目」は「紐付き状態」で実施される。

実施要領

第一試験課目 紐付き脚側行進 10点

実施条件

当規定付録の「救助犬適正試験用紐付き／紐無し脚足行進実施要領図」は厳守される必要がある。試験会場特性に応じて唯一審査員の権限で屈折実行方向が変更されることがあるが、この場合、全受験者を対象とする均一変更とする。

使用が認められる声指符

「脚足行進開始を促す」短い一声符又は一指符、各再出発及び、歩度変更時に再使用可能。

実施要領

基本姿勢より受験犬は指導手の「脚側行進を促がす声符」で指導手を注意深く、喜々とした態度で、指導手進行方向と並行して、肩甲骨の位置を常時に指導手左膝に保ちながら、左側を脚足行進しなければならない。また、指示無し停座実行時、自発的に迅速に正確な停座を実行する必要がある。作業開始後、救助犬指導手ペアは会場中央線上を「常歩」にて立ち止まることなく50歩進み、「反転ターン」を実行した後、更に「常歩」で10～15歩進み、最低各10歩に渡る「速歩」と「緩歩」の各歩度を実行する。「速歩」から「緩歩」への歩度変換時に於ける減速用歩数の実行は認められない。続いて救助犬指導手ペアは数歩「常歩」で進み、歩度変換せずに「第一屈折」を実行し、20～25歩そのまま前進した後「反転ターン」を行い、10～15歩進んだ地点で基本姿勢を取る。再度、脚足行進を「常歩」にて再開し、約10～15歩進み「第二屈折」を実行し「常歩」にて20～25歩で中央線に向かった後、基本姿勢にて当試験課目作業を終了する。

評価方法 受験犬が指導手前方に出る、脚足位置より側面へ離脱する、後退りする、停座実行速度が遅い、躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用は度合いに応じて減点される。

第二試験課目 群衆内行進 10点

実施条件

群衆は最低4名の要員によって構成される必要がある。内、要員2名は紐付き状態にある

2頭の犬（牡と牝）を引き入る。群衆は「時計回り」で円を描きながら動く必要がある。

使用が認められる声指符

「脚足行進」と「各再出発を促す」短い一声符又は一指符の使用が認められる。

実施要領

指導手は基本姿勢より「紐付き脚側行進」で犬を伴い、「常歩」にて「反時計回り」で群衆外側を円を描きながら群衆要員が引き入る 2 頭の犬と直接遭遇する様、通過する。救助犬指導手ペアーは円を描き続ける群衆脇で一旦停止し、群衆構成員最低一名が通過するまで静止し続ける。この後、受験犬を伴った指導手は「常歩」にて「八の字」を描く形で群衆を通り抜け、途中一旦群衆内にて「指示無し停座」を実行した後、「常歩」にて群衆を離れ、基本姿勢にて当試験課目作業を終了する。

評価方法 受験犬が指導手前方に出る、脚足位置より側面へ離脱する、後退りする、犬の意気消沈な態度、停座実行速度が遅い、躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用は度合いに応じて減点される。

第三作業課目 紐無し脚足行進 15 点

実施条件

当規定付録の「救助犬適正試験用紐付き／紐無し脚足行進実施要領図」は厳守される必要がある。試験会場特性に応じて唯一審査員の権限で屈折実行方向が変更されることがあるが、この場合全受験者を対象とする均一変更とする。

使用が認められる声指符

「脚足行進を促す」短い一声符又は指符、各再出発及び歩度変更時に再使用が認められる。

実施要領

基本姿勢より受験犬は指導手の「脚側行進を促がす」声符で、指導手を注意深く、喜々とした態度で、指導手進行方向と平行し、右肩甲骨位置を常時指導手左膝の位置に保ちながら、左側を脚足行進しなければならない。また、「指示無し停座」実行時には自発的に、迅速且つ、正確な停座を実行する必要がある。

作業開始後、救助犬指導手ペアーは会場中央線上を「常歩」にて立ち止まることなく 50 歩進み、「反転ターン」を行った後、更に「常歩」にて 10～15 歩進み、最低各 10 歩に渡り「速歩」と「緩歩」の歩度を実行する。「速歩」から「緩歩」への歩度変換時、減速用歩数の実行は認められない。続いて救助犬指導手ペアーは数歩「常歩」にて進み、歩度変換せずに「第一屈折」を実行し、20～25 歩そのまま前進した後に「反転ターン」を実行し、10～15 歩進んだ地点で「基本姿勢」を取る。その後、脚足行進を「常歩」にて再開し、約 10～15 歩進んだ後に「第二屈折」を実行し、更に「常歩」にて 20～25 歩で中央線に向かった後、基本姿勢にて当試験課目作業を終了する。

評価方法 受験犬が指導手前方に出る、脚足位置より側面へ離脱する、後退りする、停座実行速度が遅い、躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用は度合いに応じて減点される。

第四作業課目 輸送手段の搭乗 10点

実施条件

使用可能な運搬手段種類

- グレンデ走行車、チェアー式スキー・リフト、ヘリコプター、等

使用が認められる声指符

「搭乗を促す」一声符又は一指符、兼用も可

「静止を促す」一声符

「基本姿勢を促す」一声符又は一指符

実施要領

指導手と受験犬は運搬手段から適切な距離を置き基本姿勢を取る。それぞれの乗車安全基準を考慮に入、一般的に使用される全運搬手段の使用が認められる。受験犬は運搬手段に飛び乗る又は、指導手によって載せられる。受験犬は輸送中、終始落ち着いた態度で運搬手段に搭乗しなければならない。移動後、指導手は犬を輸送手段から抱え上げ、輸送手段進路から離れた側面地点にて受験犬を地面に降ろし、「基本姿勢を促がす声符」で当試験課目終了基本姿勢に移る。

評価方法 乗車時、受験犬の非協力的な態度や精神的不安定は度合いに応じて減点される。

第五作業課目 移送 10点

実施条件

- 犬の作業開始姿勢（犬を地面又は地面より高い所から持ち上げる事が認められる）
- 移送要員1名

使用が認められる声指符

重複声符や任意の声指符使用が認められる

実施要領

受験犬に作業開始姿勢を取らせる為、指導手は受験犬抱え上げ作業を補助する声符及び指符を自由に用いる事が認められる。

指導手は受験犬を抱えながら約10m前進し、第三者に犬を引き渡す。指導手に並歩されながら移送要員は犬を更に10m移送し、地面に降ろす。移送中、指導手は受験犬に話しかける事は認められるが、接してはならない。続いて指導手は地面に降ろされた受験犬に基本姿勢を取らせ、当試験課目作業を終了する。

受験犬は指導手及び移送要員に対し如何なる攻撃的態度に出てはならない。移送中、犬が尾を自由に動かせる様、配慮すべきである。

評価方法 受験犬が非協力的な態度にて出る、移送中落ち着きがない、軽く唸る又は地面に降ろされる最中に後退りする等は度合いに応じて減点される。

受験犬が移送中、自主的に地面に飛び降りた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。指導手や移送要員に対する過剰な臆病な又は攻撃的態度に出た犬は「試験失格」とする。

第六作業課目

状況下の休止

15点

実施条件

牡及び、牝専用に印された休止場所、各1箇所

使用が認められる声指符

「休止を促す」一声符又は一指符、休止後の「脚足停座を促す」一声符又は一指符

実施要領

他受験犬が服従作業を開始する前に指導手は審査員に指示された場所にて「休止を促がす声符」で受験犬を伏せさせ、その場を離れる。この場合、紐や如何なる物品も犬の元に残す事は認められない。指導手は少なくとも30歩犬から離れた審査員に指示された待機場所にて犬の方へ向き返って立ち止まる。犬は指導手による如何なる影響を受けずに、他受験犬が「第一」から「第五試験課目」を終了するまで静かに伏せていなければならない。

他受験犬が「第一試験課目」を実行中、指導手は自主的に群衆要員として群衆に加わり、作業終了後、自ら待機場所に戻る。審査員指示にて指導手は犬の元へ戻り、犬の右側面で静止する。更なる審査員指示で指導手は「脚側停座を促がす」声符又は指符で犬を脚足停座させる。この場合、受験犬は素早く、正確な位置に於ける停座を実行する必要がある。

評価方法 休止態度が落ち着きない、指導手が犬の元へ進む際に犬が自発的に「停座」又は「立止」に移る又は、指導手の元へ進む、指導手の落ち着きのない指導態度や他補助行為実行は度合いに応じて減点される。

受験犬が休止位置に於いて「伏臥」に移らず、休止場所を離れずに「立止」又は「停座」を実行した場合、当試験課目評価は「M-評価」と見なされる。作業中の他受験犬が「第四試験課目」終了後、受験犬が休止位置を3メートル以上離れた場合、部分評価が適応される。尚、作業実施中の犬が「第四試験課目」終了前に休止犬が休止位置を3メートル以上離脱した場合、当試験課目得点は0点とする。

第七作業課目

雪中追尾歩行

15点

実施条件

雪中尾行歩行作業に於いて指導手はクロスカントリースキー板又はスノーシューズを使用しなければならない。

使用が認められる声指符

「追尾歩行を促す」一声符又は一指符、兼用も可

「基本姿勢を促す」一声符又は一指符

実施要領

指導手は紐無し状態にある受験犬と共に基本姿勢を取る。基本姿勢から指導手は犬と共に予め審査員に指示された、最低1箇所の方向変換箇所を含む、約150mにおよぶコースを試験会場内にて歩行する。出発地点にて指導手は犬に対し「追尾歩行を促がす」声符又は指符又は兼用で作業を開始する。声符と指符使用は歩行中繰り返し認められる。基本姿勢から受験犬は即座に指導手を追い立てる又は行く手を阻むこと無く指導手後方を歩

行しなければならない。

評価方法 受験犬の歩行定位置離脱、指導手前方を歩行又は、極度な遅れは度合いに応じて減点される。

第八作業課目 遠隔操作による方向変換 15点

実施条件

使用器具

- 出発地点マーキング 1 箇所
- 出発地点及び互いに各 20m の距離にあるマーキングされた範囲 2 箇所

使用が認められる声指符

「マーキングされた範囲 2 箇所へ向かわせるための」各一声符と一指符

「マーキングされた範囲 2 箇所に於いて静止を促す」各一声符

「招呼を促す」一声符又は一指符

「基本姿勢を促す」一声符又は一指符

実施要領

指導手は出発地点において受験犬と共に基本姿勢を取る。審査員指示で指導手は静止位置を変えずに犬を「マーキング範囲へ向かわせる為の声符」と指符で最初の「指定範囲」へ向かわせる。受験犬は「指定範囲」に到達次第、指導手が発する「静止を促がす」声符で静止しなければならない。次に指導手は声符と指符を用いて犬を二つ目の「マーキング範囲」に向かわせ、更なる声符で静止、待機させる。

各マーキング範囲に向かわせる順番は審査員が作業開始前に決定し、指導手に告げる。

二回目の遠隔操作作業終了後、指導手は「招呼を促がす」声符又は指符で受験犬を招呼し、犬に指導手と密着した正面停座を取らせる。その後、指導手は「基本姿勢を促がす」声符又は指符で受験犬を当試験課目終了基本姿勢に移らせる。

評価方法 指示された範囲へ向かう際の躊躇した態度、速度変更又は静止指示を無視した現場離脱、重複声符使用等の指導手補助行為や試験課目終盤に於ける過ちは度合いに応じて減点される。審査員によって決定された「マーキング範囲」への到達順番が守られなかった場合や指導手が持ち場を離れた場合、当試験課目評価は「M・評価」とする。

当試験種目(B 種目)は指導手による作業終了申告及び審査員による評価発表にて終了する。

国際救助犬水難救助適正試験

RH-W E

試験構成	嗅覚作業	100点
	服従／熟練作業	100点
	最高獲得可能合計得点数	200点

水難救助作業 A 種目

評価基準及び最高可能獲得得点

最高獲得可能得点		100点
第一試験課目	水中持来（岸辺からの持来物品投擲、持来距離 15m）	20点
第二試験課目	岸辺からの救助器具水中運搬（救助ロープ運搬、運搬距離 25m）	20点
第三試験課目	岸辺からの水難者救出牽引（救助浮輪牽引、牽引距離 25m）	60点

一般規定

法律によって定められている一般安全基準を厳守しなければならない。水中作業中の要員及びボート乗船中の全要員はウエットスーツ又は救命胴衣の装着が義務付けられている。指導手はウエットスーツ又は救命胴衣、受験犬は救命胴衣又は適したハーネスを装着しなければならない。当試験種目実施に当たり、受験犬は作業実行中、大半部分を泳ぐ必要がある為、岸から水中へ容易に向える岸辺にある会場を選定すべきである。

実施要領

第一試験課目 **水中持来** **20点**

実施条件

- 浮力性のある投擲物品

使用が認められる声指符

「水中持来を促す」一声符又は指符、兼用も可

「受け渡しを促す」一声符又は指符、兼用も可

「基本姿勢を促す」一声符又は指符、兼用も可

実施要領

指導手は受験犬を伴い岸辺にて基本姿勢を取り、保持している物品を岸辺から最低 15m 沖合に投擲する。投擲された物品が水面に於いて安定して浮遊した事を確認した後、指導手の「水中持来を促す」一声符又は指符又はそれらの兼用で受験犬は浮遊物品の元へ泳ぎ最短距離にて指導手の元へ物品を持来しなければならない。受験犬が保持している物品を指導手は「受け渡しを促す」声符又は指符又は兼用で受け取り、その後「基本姿勢を促す」声符又は指符又は兼用で受験犬と共に当課目終了基本姿勢に移る。

評価方法 受験犬が物品を持来や保持中に落とした場合、度合いに応じて減点される。犬が物品持来を実行しなかった場合、当試験課目得点は 0 点と見なされる。

第二試験課目 岸辺からの救助器具水中運搬 20点

実施条件

- サーフボード要員 1名
- ボート用着岸ロープ（長さ約 30m）

使用が認められる声指符

任意の声指符使用が認められる

実施要領

岸辺から沖合 25m 位にてサーフボードに乗った要員が待機。

指導手は保持している長さ約 30m の着岸ロープの片端を受験犬に咥えさせ、指導手指示で犬を漂流中のサーファーの元へ泳がせる。サーファーは犬によって水中運搬された着岸ロープ片端を掴み、指導手によって岸辺へと手繰り寄せられる。この最中、受験犬は救出されるサーファーと並泳しながら岸辺へ向かう。サーファーが岸に到達した時点で指導手は受験犬を招呼し、当試験課目作業を終了する。

評価方法 保持中の接岸ロープを放した場合、度合いに応じて減点される。

受験犬が救出ロープを要員の元へ水中運搬しなかった場合、当試験課目得点は 0 点とする。

第三試験課目 岸辺からの水難者救出牽引 60点

実施条件

- 水中にてウェットスーツを装着する要員 1名が待機

使用が認められる声指符

重複声符、任意の声指符使用が認められる

実施要領

溺れそうな素振りをしてしながら救出要請を叫ぶ要員が岸辺から 25m 沖合地点にて待機する。指導手指示で受験犬は仮想水難者の元へ泳ぎ、仮想遭難者が受験犬装着ハーネス又は救命胴衣を掴み次第、受験犬は仮想水難者を岸に向かって水中牽引する。当作業実施中、指導手は任意の声指符やそれらの兼用が認められる。犬が仮想水難者と岸辺の浅瀬に到達した段階で指導手は救出者の元へ進み、引き続き必要となる救助処置を施す。

評価方法 受験犬が仮想水難者の元へ直線距離で向かわない、岸辺への水中牽引が直接的な道程で行われない場合は度合いに応じて減点される。

受験犬が仮想水難者を岸辺へ水中牽引しなかった場合、当試験課目得点は 0 点と見なされる。当水難救助試験種目（A 種目）は指導手による作業終了申告及び審査員の評価発表をもって終了する。

国際救助犬水難救助適正試験専用「服従／熟練作業」

B 種目

国際救助犬水難救助適正試験

RH-W E

評価基準及び最高獲得可能得点

最高獲得可能得点数		100 点
第一試験課目	紐付き脚足行進	10 点
第二試験課目	群衆内行進	10 点
第三試験課目	紐無し脚足行進	10 点
第四試験課目	サーフボードの搭乗	15 点
第五試験課目	移送	10 点
第六試験課目	状況下の休止	10 点
第七試験課目	ボートの乗船	15 点
第八試験課目	200 m 遠泳	20 点

一般規定

各試験課目名称及びそれらの作業開始はその都度審査員又は審査員に任命された要員によって指導手に告げられる。受験犬は各課目課題を嬉々とした態度で素早く実施しなければならない。基本姿勢に於いて犬は指導手左側にて指導手の進行方向と平行に間隔を空けずに、肩甲骨を指導手左膝の位置に合わせた状態で脚側停座を行う必要がある。

脚足行進実行中、二回の発砲（6～9 口径）が実施される。この場合、受験犬は発砲に動揺する事は認められない。尚、動揺した場合、「試験失格」となる。受験犬が攻撃的な行為に出た場合、指導手支配下にある以上、「部分的」な欠点と見なされる。発砲に一切反応しない犬のみ満点獲得条件を満たす対象とする。

当試験種目（B 種目）の作業開始及び終了申告並びに「第一」、「第二試験課目」は紐付き状態で実施される。

実施要領

第一試験課目 **紐付き脚側行進** **10 点**

実施条件

当規定付録の「救助犬適正試験用紐付き／紐無し脚足行進実施要領図」は厳守される必要がある。試験会場特性に応じて唯一審査員権限で屈折実行方向が変更されることがあるが、この場合全受験者を対象とする均一変更となる。

使用が認められる声指符

「脚足行進を促す」短い一声符又は指符、各再出発及び歩度変更時に再使用が認められる。

実施要領

基本姿勢より受験犬は指導手の「脚側行進を促がす」声符で、指導手を注意深く、嬉々とした態度で、真っ直ぐに、肩甲骨位置を常時指導手左膝に保ちながら、指導手左側を脚足

行進しなければならない。「指示無し停座」実行時に犬は自発的に迅速に正確な停座を実行する必要がある。作業開始後、救助犬指導手ペアは会場中央線上を「常歩」にて立ち止まることなく50歩進み、「反転ターン」を行った後、更に「常歩」で10～15歩進み、最低各10歩に渡る「速歩」と「緩歩」の各歩度を実行する。「速歩」から「緩歩」への歩度変換時、減速用歩数の実行は認められない。続いて救助犬指導手ペアは数歩「常歩」にて進み、歩度変換せずに「第一屈折」を実行し、20～25歩そのまま前進した後に「反転ターン」を行い、更に10～15歩進んだ地点で「基本姿勢」を取る。続いて「常歩」にて脚足行進を再開し、約10～15歩進み、「第二屈折」を実行し、「常歩」にて20～25歩で中央線に向かった後、基本姿勢にて当試験課目作業を終える。

評価方法 受験犬が指導手前方に出る、脚足位置より側面へ離脱する、後退りする、停座実行速度が遅い、躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用は度合いに応じて減点される。

第二試験課目 **群衆内行進** **10点**

実施条件

群衆は最低4名の要員によって構成される必要がある。内、要員2名は紐付き状態にある2頭の犬(牡と牝)を引き入る。群衆は「時計回り」で円を描きながら動く必要がある。

使用が認められる声指符

「脚足行進」と各「再出発を促す」短い、一声符又は指符の使用が認められる。

実施要領

指導手は基本姿勢より「紐付き脚側行進」で受験犬を伴い「常歩」にて「反時計回り」で群衆外側を、円を描きながら群衆要員が引き入る2頭の犬と直接遭遇する様通過する。救助犬指導手ペアは円を描き続ける群衆の脇で一旦停止し、群衆構成員最低一名が通過するまで静止し続ける。この後、受験犬を伴った指導手は「常歩」にて「八の字」を描く形で群衆を通り抜け、途中一旦群衆内にて「指示無し停座」を実行した後、「常歩」にて群衆を離れ、基本姿勢にて当試験課目作業を終了する。

評価方法 受験犬が指導手前方に出る、脚足位置より側面へ離脱する、後退りする、受験犬の意気消沈な態度、停座実行速度が遅い、躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用は度合いに応じて減点される。

第三作業課目 **紐無し脚足行進** **10点**

実施条件

当規定付録の「救助犬適正試験用紐付き／紐無し脚足行進実施要領図」は厳守される必要がある。試験会場特性に応じて唯一審査員権限で屈折実行方向が変更されることがあるが、この場合全受験者を対象とする均一変更となる。

使用が認められる声指符

「脚足行進を促す」短い一声符又は指符、各再出発及び歩度変更時に使用が認められる。

実施要領

基本姿勢より受験犬は指導手の「脚側行進を促がす」声符で指導手を注意深く、喜々とした態度で、指導手進行方向と平行して肩甲骨位置を常時指導手左膝に保ちながら左側を脚足行進しなければならない。また、「指示無し停座」実行時、受験犬は自発的に迅速な正確な停座を実行する必要がある。作業開始後、救助犬指導手ペアは会場中央線上を「常歩」にて立ち止まることなく 50 歩進み、「反転ターン」を行った後、「常歩」にて 10～15 歩進み、最低各 10 歩に渡る「速歩」と「緩歩」の歩度を実行する。「速歩」から「緩歩」への歩度変換時、減速用歩数の実行は認められない。続いて救助犬指導手ペアは数歩「常歩」で進み、歩度変換せずに「第一屈折」を実行し、20～25 歩そのまま前進した後に「反転ターン」を行い、10～15 歩進んだ地点で「基本姿勢」を取る。続いて「常歩」にて脚足行進を再開し、約 10～15 歩進み「第二屈折」を行い、「常歩」にて 20～25 歩で中央線に向かった後、基本姿勢にて当試験課目作業を終了する。

評価方法 受験犬が指導手前方に出る、脚足位置より側面へ離脱する、後退りする、停座実行速度が遅い、躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用は度合いに応じて減点される。

第四試験課目 サーフボードの搭乗 15 点

実施条件

使用器具 サーフボード 1 枚

使用が認められる声指符

任意の声指符

「静止」と「下乗を促す」各一声符

実施要領

審査員指示で指導手は受験犬が乗っているサーフボードを指示された方角に向かって水上を約 20m 押し進む。作業開始時に「静止を促す」声符又は指符を使用する事が可能である。受験犬は指導手がサーフボードから「下乗を促す」声符と指符で下乗を命じるまで落ち着いた状態でサーフボード上にて休止し続ける必要がある。

評価方法 受験犬がサーフボード搭乗を拒絶した場合、当作業は 0 点とする。サーフボード上にて落ち着きのない態度や休止中に於ける精神的不安定は度合いに応じて減点される。

第五作業課目 移送 10 点

実施条件

- 犬の作業開始姿勢 (犬を地面又は地面より高い所から持ち上げる事が認められる)
- 移送要員 1 名

使用が認められる声指符

重複声符や任意の声指符使用が認められる

実施要領

受験犬に作業開始姿勢を取らせる為、指導手は受験犬の抱え上げを補助する声符及び指符

を自由に使用する事が認められる。

指導手は受験犬を抱えながら約 10m 前進し、第三者に犬を引き渡す。指導手に並歩されながら移送要員は犬を更に 10m 移送し、地面に降ろす。この場合、指導手は受験犬に話しかける事は認められるが、接してはならない。続いて指導手は地面に降ろされた受験犬に基本姿勢を取らせ、当試験課目作業を終了する。

受験犬は指導手及び移送要員に対し如何なる攻撃的態度に出てはならない。移送中、犬が尾を自由に動かせる様、配慮すべきである。

評価方法 受験犬が非協力的な態度にて出る、移送中落ち着きがない、軽く唸る又は地面に降ろされる最中に後退りする行為の実行等は、度合いに応じて減点される。

受験犬が移送中、自発的に地面に飛び降りた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。指導手や移送要員に対する過剰な臆病な又は攻撃的態度に出た犬は「試験失格」となる。

第六作業課目 状況下の休止 15 点

実施条件

牝及び、牝専用の印された休止場所各 1 箇所

使用が認められる声指符

「休止を促す」一声符又は指符、休止後の「脚足停座を促す」一声符又は指符

実施要領

他受験犬が服従作業を開始する前に指導手は審査員に指示された場所に「休止を促がす声符」で受験犬を伏せさせ、その場を離れる。この場合、紐や如何なる物品を犬の元に残す事は認められない。指導手は少なくとも 30 歩犬から離れた審査員に指示された待機場所にて受験犬の方へ向き返って立ち止まる。犬は指導手による如何なる影響を受けずに他受験犬が「第一」から「第五試験課目」を終了するまで静かに伏せていなければならない。

他受験犬が「第一作業課目」を実行中、指導手は群衆要員として加わり作業終了後、自ら待機場所に戻る。担当審査員指示にて指導手は受験犬の元へと戻り、犬の右側面で静止する。更なる審査員指示で指導手は「脚側停座を促がす」声符で受験犬に脚足停座を命じる。この場合、犬は素早く正確な位置に於ける停座を実行する必要がある。

評価方法 休止態度が落ち着きない、指導手が受験犬の元へ進む際に犬が自発的に「停座」又は「立止」に移る又は指導手の元へ進む、指導手の落ち着きのない指導態度や他補助行為実行は度合いに応じて減点される。

受験犬が休止位置に於いて「伏臥」に移らず、休止場所を離れずに「立止」又は「停座」を実行した場合、当試験課目評価は「M-評価」と見なされる。作業中の犬が「第四試験課目」終了後に受験犬が休止位置を 3 メートル以上離脱した場合、部分評価が適応される。尚、作業実施中の犬が「第四試験課目」終了前に休止実行中の受験犬が休止位置を 3 メートル以上離脱した場合、当試験課目得点は 0 点と見なされる。

第七試験課目 **ボートの乗船** **15 点**

実施条件

モーターボート及び乗員 1 名

使用が認められる声指符

「乗船を促す」一声符又は指符、兼用も可

「静止を促す」一声符

「基本姿勢を促す」一声符又は指符

実施要領

指導手は受験犬と共にボートから適切な距離にて基本姿勢を取る。その後、受験犬はボートに自発的に乗り／飛び乗り又は指導手によってボートに乗せられる。乗船中、受験犬は落ち着いた平然たる状態でボートに乗船する必要がある。乗船後、指導手は受験犬と共に下船し、「基本姿勢を促す声符」で犬と共に基本姿勢を取り、当試験課目作業を終了する。

評価方法 受験犬の精神的不安定は度合いに応じて減点される。

受験犬による目的意識を持った乗船又は下船が見られない、乗下船時に非協力的な態度に出た場合、当試験課目得点は 0 点とする。

第八試験課目 **200 m 遠泳** **20 点**

実施条件

モーターボート及び操縦乗員 1 名

使用が認められる声指符

「水泳開始／距離を保つを促す」一声符又は指符又は兼用も可

「続けて泳ぐを促す」一声符又は指符又は兼用も可

「近くに来る／指導手の元へ来るを促す」一声符又は指符又は兼用も可

実施要領

受験救助犬指導手チームは秩序良い態度でボートに乗船する必要があるが、乗船中基本姿勢を取る必要はない。

指導手は停船中のボートから受験犬を水中に降ろし、ボートが再発進できる様、犬に対し離れさせる指示を下す。犬を常時監視可能にする為、ボートは犬の前方約 10 m を航行する。指導手の声符又は指符又は兼用によって受験犬はボート後方を追いながら泳ぎ、200 m に及ぶ遠泳を落ち着いた状態で泳ぎきる必要がある。規定距離を進んだ後、ボートは再び停船し、指導手は声符、指符又は兼用で犬をボートに辿り着かせ、乗船補助を行う。

評価方法 落ち着きのない不安定な泳ぎ方、ボート側面に辿り着く又はボートに引き上げられる際の問題点は度合いに応じて減点される。

遠泳に必要な体力を備えない場合、当試験課目は「中止」され、得点は 0 点とする。

当試験種目（B 種目）は指導手の作業終了申告及び審査員評価発表をもって終了する。

国際救助犬足跡追及 A 段階試験

RH-F A

試験構成	嗅覚作業	200 点
	服従／熟練作業	100 点
	最高獲得可能合計得点数	300 点

足跡追及 A 段階試験嗅覚作業

A 種目

最高獲得可能得点	200 点
足跡嗅ぎ当て	10 点
足跡維持	50 点
識別物品	20 点
物品 (5 個×各 8 点)	40 点
仮想遭難者告知作業	80 点

一般規定

使用足跡の特性

- **他者印跡足跡使用**、足跡コース全長 1000 歩 (1 歩=70cm)、印跡後経過時間 90 分
直角又は鋭角を含む 4 か所の方向変換箇所を含む
足跡は可能な限り自然体で追及会場に合わせて印跡され、地面性質変化を含む必要がある。使用会場は森、草原、畑面積や、農道や道路を含む事が可能とする。
印跡者は常時「常歩」にて地面を強く踏み込む、立ち止まることなく印跡作業を実施しなければならない。印跡作業終了後、印跡者は審査員に物品配置順番や足跡コース識別の確認に役立つ目標物等、重要情報を含む足跡コース略図を手渡す必要がある。
この場合、GPS を用いた略図作成も認められる。
- **出発地点** 識別物品 (最大靴の大きさ又は、前記大きさに縮小された衣類も使用可) は 20×20 メートル範囲内にて配置される。当出発範囲の指導手進入側面は左右印で施されている。印跡者は出発範囲の左又は右側面から侵入し、範囲内にて足跡出発地点を印す識別物品を配置する。配置後、印跡者は一旦立ち止まり審査員によって指示された方角に向かって「常歩」にて印跡作業を開始する。
- **使用物品** 印跡者体臭が十分に移行した、最大靴の大きさを誇る、追及会場地面と色的に余り相違ない物品 5 つが配置される。各物品は足跡側面にではなく直接足跡上に配置される必要がある、印跡者は個々の配置箇所を足跡コース略図に明記しなければならない。明白に識別する為、各物品は印されるか、詳細説明される必要がある。
- **足跡終着地点** 印跡者が自ら仮想遭難者として終着地点に於いて横たわった又は座った状態で待機する。尚、作業開始最低 30 分前までに終着地点に到達する必要がある。
- **作業制限時間** 識別物品発見作業を含め、最大 20 分間とする。

使用が認められる声指符

重複声符や任意の声指符使用が認められる

実施要領

受験者は作業準備が整った受験犬と共に作業実施の為に呼ばれるまで待機する必要がある。

指導手は作業準備が整った犬を紐無しの状態又は、10m 搜索ロープが装着されたチェーンカラーか搜索ハーネスを用いて指導する事が認められる。ブリングセル告知作業を実行する受験犬の場合、作業開始前にブリングセルを装着する必要がある。足跡追及作業開始前及び全作業中の指導手による如何なる強制行為も禁止されている。

指導手は「紐付き状態」にある犬と共に作業開始申告を行う。各物品作業に於ける認められる指示方法は「啞え上げ」、「指示」又は「双方の方法」とする。「啞え上げ」実行時に於ける犬の体勢は「立止」、「停座」又は「指導手の元への発見物品持来」が認められる。印跡者に於ける告知作業は「咆哮」、「ブリングセル」又は「フリー指示」の何れかの告知方法が認められる。

審査員は指導手に出発範囲を説明する。指導手はこの出発地点手前を自由に動くことが認められる。その後、指導手は必要に応じて受験犬を一旦紐無し状態にし、識別物品の嗅ぎ当てを犬に命じる。犬は識別物品を 3 分以内に嗅ぎ当てるなければならないが、この作業実施中、指導手は声符や指符を使用しながら犬を補助する事が認められる。識別物品発見後、指導手は必要に応じて受験犬に搜索ロープを取り付け、足跡追及作業開始を促す。

犬が識別物品を捜し当てる事無く足跡追及作業を開始した場合、搜索ロープ装着の為犬を一旦静止させる事が認められる。尚、フリー搜索を実施する受験犬に付いては指導手が審査員に搜索開始の旨を告げた後、受験犬後方を自主的に追うことが認められる。

出発範囲内の足跡出発地点発見作業に与えられる持ち時間内(3分以内)にて足跡追及作業を開始出来なかった場合、嗅ぎ当て作業に更に時間を費やすことが認められるが、搜索実施制限時間負担となる。尚、受験犬が明白に作業を拒絶又は課せられた課題を解決する能力を有しないと見なされた場合、審査員は作業を中止する権限を有する。

足跡追及作業実行時、受験犬は印跡者が残した足跡を辿らなければならない。この際、指導手は受験犬後方 10m の距離を常時維持する必要がある。担当審査員は受験犬と指導手の後方適切な距離を開けて追う。

指導手は足跡追及作業を途中で中断する権利を持つ。休息时间も作業持ち時間内とする。

指導手は作業中に受験犬の頭部、目、鼻を拭く又は、必要に応じて給水を行う事が認められる。印跡者告知作業時、指導手又は、仮想遭難者又は、両者による受験犬に対する如何なる補助行為実行は禁止されている。指導手は告知作業実施を審査員に告げ、審査員指示で発見現場に向かう事が許される。受験犬は仮想遭難者を明白且つ、全力を投入した形で指導手が現場に到達するまで継続的な告知を実施しなければならない。この場合、受験犬は発見した仮想遭難者より半径、最大 2メートル以内に居止まる必要がある。

当試験の「足跡追及作業 (A 種目)」は発見された全物品の引き渡し、指導手による作業終

了申告及び、審査員評価発表をもって終了する。

評価方法 審査員は出発範囲内に於ける識別物品嗅ぎ当て作業を含む作業、足跡嗅ぎ当て及び足跡維持、順番に発見すべき各物品作業及び、受験犬による自主的な印跡者告知作業を審査する。受験犬は肯定的な搜索態度及び安定した物品指示作業を実施すべきである。

足跡から多少の離脱行為は犬が足跡上に自主的に戻れる以上、減点対象としない。

出発地点に於ける作業時間超過により審査上、「足跡嗅ぎ当て」及び「識別物品発見」に配分されている得点は共に 0 点と見なされる。

すべて発見されなかった又は、受験犬によって自主的に発見されなかった物品は 0 点とする。印跡者告知作業が指導手、印跡者又は両者によって促された場合や告知作業中に受験犬が印跡者から半径 2 m 以上離れ場合、印跡者告知作業は 0 点と見なされる。

受験犬による印跡者に対する如何なる迷惑行為は度合いに応じて減点される。

審査員は受験犬の自主的作業継続が不能と判断した場合、作業を中断する権限を持つ。印跡者の発見に至らなかった場合、試験は「不合格」とする。印跡者が受験犬によって負傷した場合、「試験失格」となる。

国際救助犬足跡追及 B 段階試験

RH-F B

試験構成	嗅覚作業	200 点
	服従／熟練作業	100 点
	最高獲得可能合計得点数	300 点

足跡追及 B 段階試験嗅覚作業

A 種目

最高獲得可能得点	200 点
足跡嗅ぎ当て	10 点
足跡維持	50 点
識別物品	20 点
物品 (8 個×各 5 点)	40 点
仮想遭難者告知作業	80 点

一般規定

使用足跡の特性

- 他者印跡足跡使用、 全長 2,000 歩 (1 歩=70cm)、印跡後経過時間 180 分
直角又は鋭角角度を誇る方向変換箇所 8 か所を含む足跡コースは可能な限り自然体で追及会場に合わせた形で印跡され、地面性質変化を含む必要がある。使用会場は森、草原、畑面、農道や道路を含む事が可能とする。
印跡者は常時「常歩」にて地面を強く踏み込む、立ち止まることなく印跡作業を実施

しなければならない。印跡作業終了後、印跡者は審査員に配置された物品配置順番と足跡コース識別確認に役立つ目標物等の重要情報を含む足跡略図を手渡す必要がある。この場合、GPS を用いた略図作成も認められる。

- **足跡出発地点** 識別物品（最大靴の大きさ又は、前記大きさに縮小された衣類も使用可）は 30×30 メートル範囲内にて配置される。当出発範囲の指導手が進入する側面は左右印で施されている。

印跡者は出発範囲を左又は右側面から侵入し、範囲内にて足跡出発地点を印す識別物品を配置する。識別物品配置後、印跡者は一旦立ち止まった後、審査員によって指示された方角に向かって「常歩」にて印跡作業を開始する。

- **使用物品** 印跡者体臭が十分に移行した、最大靴の大きさを誇る、追及会場地面と色的に余り相違ない物品 8 個が使用される。各物品は足跡の側ではなく直接足跡上に配置される必要があり、印跡者は個々の配置箇所を作成した足跡コース略図に明記しなければならない。各物品を明白に識別可能にする為、各物品は印される必要がある。
- **足跡終着地点** 印跡者が自ら仮想遭難者として終着地点に於いて横たわった又は座った状態で待機する。印跡者は作業開始最低 30 分前までに足跡終着地点に到達する必要がある。
- **作業制限時間** 識別物品嗅ぎ当て作業を含めて、最大 45 分間とする。

使用が認められる声指符

重複声符や任意の声指符使用が認められる。

実施要領

受験者は作業準備が整った受験犬と共に作業開始の為呼ばれるまで待機する必要がある。指導手は作業準備が整っている受験犬を紐無し状態又は、10m 搜索ロープが装着された、チェーンカラー又は搜索ハーネスを用いて指導する事が認められる。ブリングセル告知作業を行う犬の場合、作業開始前にブリングセルを装着する必要がある。足跡追及作業開始前及び全作業中の指導手による如何なる強制行為は禁止されている。

指導手は紐付き状態にある受験犬と共に作業開始申告を行う。各物品作業に於ける認められる指示方法は「啞え上げ」、「指示」又は「双方の方法実施」とする。「啞え上げ」実行時、犬の体勢は「立止」、「停座」又は「指導手の元への発見物品持来」が認められる。印跡者に対する告知作業は「咆哮」、「ブリングセル」又は「フリー指示」の何れかの告知方法が認められる。

審査員は指導手が出発範囲を説明する。指導手は出発地点手前を自由に動くことが認められる。その後、指導手は必要に応じて受験犬を一旦紐無し状態にし、識別物品嗅ぎ当てを犬に命じる。受験犬は識別物品を 3 分以内に嗅ぎ当てなければならない。この作業実施中、指導手は声符や指符を使用しながら犬を補助する事が認められる。識別物品発見後、指導手は必要に応じて受験犬に搜索ロープを取り付け、足跡追及作業開始を促す。

受験犬が識別物品を捜し当てる事無く足跡追及作業を開始した場合、搜索ロープ装着の為

犬を一旦静止させる事が認められる。尚、フリー搜索を実施する受験犬の場合、審査員に搜索開始の旨を告げた後に指導手は受験犬後方を自主的に追うことが認められる。

出発範囲内の足跡出発地点嗅当て作業に与えられる持ち時間内（3分以内）にて足跡追及作業を開始出来なかった場合、更に出発地点嗅当て作業に時間を費やすことが認められるが、搜索持ち時間負担となる。尚、受験犬が明白に作業を拒絶した場合や課せられた課題を解決する能力を有しないと見なされた場合、審査員は作業を中止する権限を有する。

足跡追及作業時に於いて受験犬は印跡者が残した足跡を辿らなければならない。この際、指導手は受験犬後方 10m の距離を常時維持する必要がある。担当審査員は受験犬と指導手後方を適切な距離を開けて追う。

指導手は足跡追及作業を途中で中断する権利を持つ。休息中も作業持ち時間が経過する。指導手は作業実施中の犬の頭部、目、鼻を拭く又は、必要に応じて給水を行う事が認められる。印跡者告知作業中における如何なる指導手、仮想遭難者又は、両者による受験犬の告知を補助する行為の実行は禁止されている。指導手は告知作業実施を審査員に告げ、審査員指示で発見現場に向かう事が許される。犬は仮想遭難者を明白且つ、全力を投入した形で指導手が現場に到達するまで継続的な告知を実施しなければならない。この場合、受験犬は仮想遭難者発見現場より半径、最大 2 メートル以内に居止まる必要がある。

当試験の「足跡追及作業（A 種目）」は発見された全物品の引き渡し、指導手による作業終了申告及び、審査員評価発表をもって終了する。

評価方法 審査員は出発範囲内に於ける識別物品嗅ぎ当て作業を含む作業、足跡嗅ぎ当て及び足跡維持、順番に発見される各物品作業及び、受験犬による自主的な印跡者告知作業を審査する。犬は肯定的な搜索態度及び安定した物品指示作業を実施すべきである。足跡から多少の離脱は犬が足跡上に自主的に戻れる以上、減点対象とされない。

出発地点に於ける作業時間超過は審査上、「足跡嗅ぎ当て作業」及び「識別物品発見」の配点が共に 0 点と見なされる。発見されなかった又は、受験犬によって自主的に発見されなかった物品は 0 点とする。犬による印跡者告知作業が指導手、印跡者又は両者によって促された場合や告知作業中に受験犬が印跡者から半径 2 m 以上離脱した場合、印跡者告知作業は 0 点と見なされる。受験犬による印跡者に対する如何なる迷惑行為も度合いに応じて減点される。審査員は犬が作業を自主的に継続不能と判断した場合、作業を中断する権限を持つ。印跡者発見に至らなかった場合、試験は「不合格」とし、印跡者が犬によって負傷した場合、「試験失格」と見なされる。

国際救助犬広域搜索 A 段階試験

RH-FL A

試験構成	嗅覚作業	200 点
	服従／熟練作業	100 点
	最高獲得可能合計得点数	300 点

広域搜索 A 段階試験嗅覚作業

A 種目

最高獲得可能得点		200 点
操作性	指導手との調和性、課せられた課題の搜索意欲を維持しながら意欲的に解決するか	30 点
搜索集中力	搜索意欲、搜索態度、気質、動機付け、作業意欲、体力状態	10 点
可動性	可動性種別及び有り方、問題対処方法	10 点
自主性	自主的作業実施動機の際立ち度合い	10 点
指導手の戦術	決定した戦術実現、全嗅覚作業中の識見維持	20 点
告知作業	仮想遭難者 2 名、各最大 60 点、誤告知は減点対象	120 点

一般規定

- **搜索会場の規模** 100 m×200 m、目視可能／不可能部分からなる会場
- **配置仮想難者総数** 2 名
 受験犬は仮想遭難者を目視、接触可能とする。配置された仮想遭難者間の距離は最低 10 m 以上とする。配置箇所は受験犬毎に変更されることが可能。一旦使用された隠れ処の再使用も可能とする。
 配置される仮想遭難者は作業開始 10 分前までに位置に着く必要がある。仮想遭難者は担当審査員補佐役である為、犬や指導手又は救助犬指導手チーム全体に如何なる補助を与えることなく配置場所内にて静かに潜む必要がある。
- **要員** 最初の受験者が作業を開始する 15 分前までに搜索会場を犬一頭を引き入れる複数の要員が会場内を万遍なく歩き渡る必要がある。
- **作業制限時間** 最大 15 分間
 搜索持ち時間の測定は第一回目の搜索作業開始と同時に開始される。

使用が認められる声指符

重複声符や任意の声指符使用が認められる

実施要領

受験者は搜索準備が整った受験犬と共に搜索範囲目視外にて呼ばれるまで待機する。搜索準備が整った犬に識別ハーネス、チェーンカラー又は両方装着する事が認められる。審査員は口頭で目視可能な仕切られた又は各境界線が明白な搜索会場説明を行い、搜索方角を試験開始時に指導手に告げる。指導手は 50 m 毎に距離が印された搜索会場中央線上のみを

進む事が認められる。指導手は犬による大まかな搜索方法で搜索させることが許され、会場中央線上を会場反対側に到達した段階で逆方向に向かった搜索を自由に実施する権利が与えられている。

搜索開始前に指導手は審査員に受験犬が実施する告知方法を告げる。認められる告知方法は、「咆哮」、「ブリングセル」及び「フリー指示」とする。

指導手は犬に搜索開始を促し明白に指導手から犬が離れた時点で審査員は指導手に出発地点を離れる許可を与える。犬は指導手指示により搜索会場中央線から左右交互に奥深く搜索を実施する事が要求されるが、搜索中既に搜索を完了した箇所を自主的に再搜索することも認められる。尚、出発地点に向かって戻る形の「再搜索」は、一旦全会場搜索を完全に終了し、会場反対側に到達した後初めて実施することが認められる。

仮想遭難者告知に於いて指導手や仮想遭難者又は両者による如何なる告知を促す補助行為実行が禁止されている。指導手は告知作業実施を審査員に告げ、審査員指示で発見現場に向かう事が許される。受験犬は仮想遭難者を明白且つ、全力を投入した形で指導手が現場に到達するまで継続的な告知を実施しなければならない。この場合、受験犬は発見した仮想遭難者より半径、最大 2 メートル以内に居止まる必要がある。

仮想遭難者発見後、搜索作業再開は指導手が犬の告知を審査員に伝えた箇所より審査員指示で再開される。

「広域搜索 A 段階試験」の当種目は作業終了申告及び審査員評価発表をもって終了する。

評価方法 指導手による課題克服戦略不足並びに、受験犬の操作性、搜索意欲、可動性や自主性が限定的であった場合、受験犬による仮想遭難者に対する如何なる迷惑行為が実施された場合は度合いに応じて減点される。犬による告知実行を指導手が審査員に対し通知しなかった場合、「減点対象」となるが、「誤告知扱い」とならない。

受験犬告知態度が指導手や仮想遭難者又は両者によって促された場合、該当告知作業は 0 点とする。

第一回目の誤告知は審査上、40 点減点を意味し、第二回目の誤告知実行で嗅覚作業は「中止」される。配置された仮想遭難者 1 名以上の発見に至らなかった場合、「試験不合格」と見なし、最高獲得可能得点は 139 点とする。受験犬による仮想遭難者を負傷させる行為実行は即座に「試験失格」を意味する。

国際救助犬広域搜索 B 段階試験

RH-FL B

試験構成	嗅覚作業	200 点
	服従／熟練作業	100 点
	最高獲得可能合計得点数	300 点

広域搜索 B 段階試験嗅覚作業

A 種目

最高獲得可能得点		200 点
操作性	指導手との調和性、課せられた課題を搜索意欲を維持しながら意欲的に解決するか	20 点
搜索集中力	搜索意欲、搜索態度、気質、動機付け、作業意欲、体力状態	10 点
可動性	可動性の種別及び有り方、問題対処	10 点
自主性	自主的作業実施動機の際立ち度合い	10 点
指導手戦術	決定した戦術実現、全嗅覚作業中の識見維持	30 点
告知作業	仮想遭難者 3 名、各最大 40 点、誤告知は減点対象	120 点

一般規定

- **搜索会場の規模** 約 35,000 ～40,000 m²、最低 50% 目視不可能な会場又は建物が存在
- **配置仮想遭難者総数** 3 名
 受験犬は仮想遭難者を目視、接触可能とする。会場特性上犬が到達又は覗き込むことが不可能な狩猟用監視台等を含むことも認められる。配置された各仮想遭難者間距離は最低 10 m 以上とする。配置箇所は毎受験犬に変更されることが可能。一旦使用された隠れ処の再使用も可能とする。
 配置される仮想遭難者は作業開始 15 分前に位置に着く必要がある。仮想遭難者は担当審査員補佐役である為、受験犬や指導手又は救助犬指導手ペアー全体に如何なる補助を与えることなく配置場所にて静かに潜む必要がある。
- **要員** 受験者が作業を開始する 15 分前まで犬 1 頭を引き入る複数の要員が万遍なく会場内を歩き渡る必要がある。
- **作業制限時間** 最大 30 分
 搜索持ち時間の測定は受験犬による第一回目の搜索作業開始と同時に開始される。

使用が認められる声指符

重複声符や任意の声指符使用が認められる

実施要領

受験者は搜索準備が整った受験犬と共に搜索範囲目視外にて呼ばれるまで待機する。受験犬には識別ハーネス、チェーンカラー又は双方を装着する事が認められる。審査員は指導手に略図又は地図を手渡すことにより会場情報を伝える。試験会場は目視可能な仕切られ

方が施されており、各会場境界線は明白である。指導手が場外に出る事を阻止するため、審査員は必要に応じて会場の一側面を明白に通行不能と指示する権限を持つ。

搜索開始前、指導手は審査員に受験犬が実施する告知方法を告げる。認められる告知方法は「咆哮」、「ブリングセル」及び「フリー指示」とする。

搜索方法は指導手によって自由に選定されることが認められるが、用いる搜索手法は搜索開始前に審査員に伝えられる必要がある。搜索方法の搜索中に於ける変更も認められるが、変更実施前に必ず審査員に告げられなければならない。尚、搜索手法変更を伝える時間は搜索持ち時間内で行われる。当試験の搜索時間測定開始は指導手による審査員に対する搜索手法伝達をもって開始される。

受験犬は指導手指示により指導手が進む道の左右を交互に奥深く搜索会場を搜索実施する事が要求されるが、搜索中既に搜索完了した箇所を自主的に再搜索することは認められる。尚、出発地点に向かって戻る形の再搜索も認められる。

仮想遭難者告知に於いて指導手や仮想遭難者又は両者による如何なる受験犬告知を促す補助行為は禁止されている。指導手は告知作業実施を審査員に告げ、審査員指示で発見現場に向かう事が許される。犬は仮想遭難者を明白且つ、全力を投入した形で指導手が現場に到達するまで継続的な告知を実施しなければならない。この場合、受験犬は発見した仮想遭難者より半径最大 2メートル以内にて告知作業を実施し、居止まる必要がある。尚、高所発見箇所に関しては明白に臭気を嗅ぎ取っている範囲内に於いて告知を実行する必要がある。仮想遭難者発見後、搜索作業再開は指導手が受験犬の告知作業実施を審査員に伝えた箇所より審査員指示で再開される。

「広域搜索 B 段階試験」の当種目は作業終了申告及び審査員評価発表をもって終了する。

評価方法 指導手による課題克服戦略不足並び、受験犬の操作性、搜索意欲、可動性や自主性が限定的であった場合、犬による仮想遭難者に対する如何なる迷惑行為が実施された場合は度合いに応じて減点される。受験犬によって実施された告知作業を指導手が担当審査員に通知しなかった場合、減点対象となるが、誤告知扱いとならない。

受験犬告知態度が指導手や仮想遭難者又は両者によって促された場合、当告知作業は 0 点と見なされる。

第一回目の誤告知は審査上、40 点減点を意味し、第二回目の誤告知実行で嗅覚作業は「中止」される。仮想遭難者 1 名以上の発見に至らなかった場合、「試験不合格」となり最高可能獲得得点は 139 点とする。

受験犬による仮想遭難者を負傷させる行為実行は即座に「試験失格」を意味する。

国際救助犬瓦礫搜索 A 段階試験

RH-T A

試験構成	嗅覚作業	200 点
	服従／熟練作業	100 点
	合計最高可能取得得点	300 点

瓦礫搜索 A 段階試験嗅覚作業		A 種目
最高可能取得得点		200 点
操作性	指導手との調和性、課せられた課題の搜索意欲を維持した意欲的な解決	20 点
搜索集中力	搜索意欲、搜索態度、気質、動機付け、作業意欲、体力状態	10 点
可動性	可動性の種別及び有り方、問題対処方法	10 点
自主性	自主的作業実施動機の際立ち度合い	10 点
指導手の戦術	決定した戦術実現、全嗅覚作業中の識見維持	30 点
告知作業	仮想遭難者 2 名、各最大 60 点、誤告知は減点対象	120 点

一般規定

- **搜索会場** 全倒壊又は半倒壊検索対象物。様々な建築材料から構成されていることが認められ、最低 800～1,000 m²の総面積を誇り、一階建又は複数階から構成される対象物。瓦礫 A 段階試験に使用される瓦礫会場は暗所や約 1m 瓦礫下にある空洞及び低所隠れ処が設定されている必要がある。建物をのみ対象とした搜索は認められないが、搜索範囲内に於いて個々の部屋を設定し、搜索させることは認められる。搜索会場は指導手及び犬によって見渡せる必要がある。
- **配置仮想遭難者数** 2 名（目視不可能）
受験犬は仮想遭難者を目視、接触不可能とし、遭難者を覆う材料には目立つ物を用いてはならない。配置される各仮想遭難者間の距離は犬の明白な告知作業実行に支障を与えてはならない。一旦使用された隠れ処の再使用は認められるが、仮想遭難者配置換えの際に誤告知を引き起こす配置は避けるべきである。使用された隠れ処は再使用されない限り開放される必要がある。作業開始最低 15 分前に仮想遭難者を配置し終える必要があり、必要な安全対策が講じられる必要がある。仮想遭難者は担当審査員補佐役である為、受験犬や指導手又は救助犬指導手ペアー全体に如何なる補助を与えることなく、配置場所内にて静かに潜む必要がある。
- **各種誘惑設定** 焚火、エンジン音やハンマー音を発する、太古を鳴らす等。
- **要員** 最初の受験者が作業を開始する 15 分前までに搜索会場を犬一頭引き入る複数の要員が万遍なく歩き回る必要がある。更に、犬を引入らない要員 2 名が搜索開始直前及び搜索中常に会場内を万遍なく歩き回る必要がある。
- **作業制限時間** 最大 20 分

第一回目の搜索開始が促される時点より計測が開始される。

使用が認められる声指符

重複する又は任意の声符や指符使用が認められる。

実施要領

受験者は搜索準備が整った受験犬と共に搜索範囲目視外にて呼ばれるまで待機する。指導手には搜索対象範囲が印された略図が手渡される。搜索対象範囲は目視可能な仕切られた又は各境界線が明白な範囲である。搜索手法は指導手によって自由に選定されることが認められるが、搜索開始前に審査員に伝えられる必要がある。搜索中に於ける変更も認められるが実施前に必ず審査員に告げられなければならない。指導手が搜索手法変更を審査員に伝える時間も搜索持ち時間内にて行われる。

搜索開始前に指導手は審査員に受験犬が実施する告知方法を告げる。認められる告知方法は、「咆哮」、「ブリングセル」及び「フリー指示」とする。

搜索開始時、適した任意の箇所から指導手は受験犬の搜索開始を促す事が認められるが、当作業に於ける識別ハーネスや首輪装着は禁止されている。唯一、ブリングセル告知作業を実施する受験犬に限ってブリングセル装着用首輪の使用が認められる。尚、この首輪には受験犬負傷防止の為、自主離脱メカニズムが施されている必要がある。受験犬は指導手指示で検索対象範囲を自主的に搜索すべきである。指導手は審査員指示で初めて瓦礫会場に立ち入る事が可能となる。

仮想遭難者告知時に於ける指導手や仮想遭難者又は両者による如何なる受験犬告知を促す補助行為実施も禁止されている。指導手は告知作業実施を審査員に告げ、審査員指示で発見現場に向かう事が許される。犬は仮想遭難者の発見現場の方角を指示しながら、明白且つ、全力で指導手が現場に到達するまで継続的な告知を実施しなければならない。この場合、犬が瓦礫内の特定箇所より臭気を嗅ぎ当てていることが明白に指導手に伝わらなければならない。審査員指示で搜索作業は再開され、指導手は発見現場より犬による搜索再開を一指示で促すか又は、一旦側面瓦礫まで後退し後に犬出しを行い、即座に搜索対象範囲外に移動しなければならない。

「瓦礫搜索 A 段階試験」の当種目は作業終了申告及び審査員評価発表をもって終了する。

評価方法 指導手による課題克服戦略不足並びに、受験犬の操作性、搜索意欲、可動性や自主性が限定的であった場合、犬による仮想遭難者に対する如何なる迷惑行為が実施された場合は度合いに応じて減点される。受験犬によって実施される告知作業を指導手が審査員に告げなかった場合、減点対象となるが「誤告知扱い」とならない。

受験犬告知作業が指導手や仮想遭難者又は両者によって促された場合、該当告知作業得点は 0 点と見なす。第一回目の誤告知は審査上、40 点減点を意味し、第二回目の誤告知により嗅覚作業は「中止」される。

仮想遭難者 1 名以上の発見に至らなかった場合、「試験不合格」となり、最高獲得可能得点は 139 点とする。受験犬が仮想遭難者を負傷させた場合、即座に「試験失格」を意味する。

国際救助犬瓦礫搜索 B 段階試験

RH-T B

試験構成	嗅覚作業	200 点
	服従／熟練作業	100 点
	合計最高可能取得得点	300 点

瓦礫搜索 B 段階試験嗅覚作業		A 種目
最高可能取得得点		200 点
操作性	指導手との調和性、課せられた課題の搜索意欲を維持しながら意欲的に解決する方法	20 点
搜索集中力	搜索意欲、搜索態度、気質、動機付け、作業意欲、体力状態	10 点
可動性	可動性の種別及び有り方、問題対処方法	10 点
自主性	自主的な作業実施動機の際立ち度合い	10 点
指導手戦術	決定した戦術実現、全嗅覚作業中の識見維持	30 点
告知作業	仮想遭難者 3 名、最大各 40 点、誤告知は減点対象	120 点

一般規定

- **搜索会場** 全倒壊又は半倒壊検索対象物。様々な建築材料から構成されていることが認められ、最低 1,200～1,500 m²の総面積を誇り、一階建又は複数階から構成される搜索対象範囲。瓦礫 B 段階試験に使用される瓦礫会場には最低 6 か所の隠れ処が設定される必要があり、内最低 2 か所は暗所や空洞、最低 2 か所は約 2m 瓦礫下にある低所隠れ処又は地上最低 2m 以上に設定された高所隠れ処を含む必要がある。前記隠れ処種別の内、最低 2 種類が設定される必要がある。建物のみを対象とした搜索は認められないが搜索範囲内に個々の部屋を設定搜索範囲に含ませることは可能とする。
- **配置仮想遭難者数** 3 名（目視不可能）
 受験犬は仮想遭難者を目視、接触不可能とし、遭難者を覆う材料には目立つ物を用いつてはならない。配置される各仮想遭難者間の距離は犬の明白な告知作業保障しなければならない。一旦使用された隠れ処の再使用は認められるが、仮想遭難者配置換えの際に誤告知を引き起こす配置は避けるべきである。使用された隠れ処は次受験犬作業時再使用されない限り開放される必要がある。作業開始最低 15 分前に仮想遭難者を配置し終える必要があり、必要な安全対策が講じられる必要がある。仮想遭難者は担当審査員補佐役である為、受験犬、指導手又は救助犬指導手ペア一全体に如何なる補助を与えることなく、配置場所内にて静かに潜む必要がある。仮想遭難者発見後、審査員が仮想遭難者救出を指示した場合、他会場要員によって救出が実施される。
- **各種誘惑設定** 焚火、エンジン音やハンマー音を発する、太古を鳴らす等。
- **要員** 受験者が作業を開始する 15 分前まで犬一頭を引き入る複数の要員が万遍なく搜索会場を歩き回る必要がある。更に、犬を導入らない要員数名が搜索開始直前及び搜索

中常に会場内を万遍なく歩き回る必要がある。

- **作業制限時間** 最大 30 分

第一回目の搜索開始が促される時点より持ち時間測定が開始される。

使用が認められる声指符

重複する又は任意の声符や指符使用が認められる。

実施要領

受験者は搜索準備が整った受験犬と共に搜索範囲目視外にて呼ばれるまで待機する。指導手には搜索対象略図が手渡される。搜索対象範囲は目視可能な、仕切られた又は各会場境界線が明白な範囲である。搜索手法は指導手によって自由に選定されることが認められるが搜索開始前に審査員に伝えられる必要がある。搜索中に於ける変更も認められるが実施前に必ず審査員に告げられなければならない。搜索手法変更を伝える時間も搜索持ち時間内で行われる。搜索開始前に指導手は審査員に受験犬が実施する告知方法を告げる。認められる告知方法は、「咆哮」、「ブリングセル」及び「フリー指示」とする。

搜索開始に適した任意箇所から指導手は受験犬の搜索開始を促す事が可能であるが、瓦礫搜索作業に於ける識別ハーネスや首輪装着は禁止されている。唯一、ブリングセル告知作業を実施する犬に限ってブリングセル装着用首輪の使用が認められる。尚、この首輪には受験犬負傷防止の為、自主離脱メカニズムが施されている必要がある。犬は指導手指示で搜索対象範囲を自主的に搜索すべきである。指導手は審査員指示にて初めて瓦礫会場に侵入が可能となる。仮想遭難者告知時に於いて指導手や仮想遭難者又は両者による如何なる受験犬告知作業を促す補助行為は禁止されている。指導手は告知作業実施を審査員に告げ、審査員指示で発見現場に向かう事が許される。犬は仮想遭難者を発見現場の方角を指示しながら、明白且つ、全力で指導手が現場に到達するまで継続的な告知を実施しなければならない。受験犬が瓦礫内の特定箇所より臭気を嗅ぎ当てていることが明白に指導手に伝わらなければならない。審査員指示で搜索作業は再開され、指導手は発見現場より犬による搜索再開を一指示で促すか又は、一旦側面瓦礫まで後退し後、犬出しを行い、即座に搜索対象範囲外に移動しなければならない。

「瓦礫搜索 B 段階試験」の当種目は作業終了申告及び審査員評価発表をもって終了する。

評価方法 指導手による課題克服戦略不足並びに、受験犬の操作性、搜索意欲、可動性や自主性が限定的であった場合、受験犬による仮想遭難者に対する如何なる迷惑行為が実施された場合は度合いに応じて減点される。受験犬によって実施された告知作業を指導手が通知しなかった場合、「減点対象」となるが、「誤告知扱い」とならない。

受験犬の告知態度が指導手や仮想遭難者又は両者によって促された場合、該当告知作業得点は 0 点とする。第一回目の誤告知実施は審査上、40 点減点を意味し、第二回目の誤告知実行で嗅覚作業は「中止」される。仮想遭難者 1 名以上の発見に至らなかった場合、「試験不合格」となり、最高獲得可能得点は 139 点とする。

受験犬による仮想遭難者負傷行為実行は即座に「試験失格」を意味する。

国際救助犬足跡追及、広域、瓦礫搜索試験「服従、熟練作業」 B 種目

国際救助犬足跡追及試験	RH-F	A 及び B 段階	適応
国際救助犬広域搜索試験	RH-FL	A 及び B 段階	適応
国際救助犬瓦礫搜索試験	RH-T	A 及び B 段階	適応

評価基準及び最高可能獲得得点

最高可能獲得得点		100 点
第一試験課目	紐無し脚足行進	10 点
第二試験課目	遠隔操作による 3 姿勢変更	10 点
第三試験課目	平面物品持来	10 点
第四試験課目	可動式バレルブリッジ渡り	10 点
第五試験課目	水平梯子渡り	10 点
第六試験課目	トンネル	10 点
第七試験課目	遠隔操作による方向変換	10 点
第八試験課目	移送	10 点
第九試験課目	状況下の休止	20 点

一般規定

作業開始及び終了申告は基本姿勢にて「紐付き状態」で審査員の元で実施されなければならない。この場合、引綱とチェーンカラーの使用のみ認められる。課題実行を促す声符選定、使用は指導手に委ねられるが、短い声符を用いる必要がある。「声符と犬名兼用」は「一声符」として見なされる。尚、指符使用は使用が明白に認められる場合以外、禁止されている。一課題実行に当たり、重複声符が用いられた場合、該当作業は「2 評価」減評される。受験犬は全試験課目を嬉々とした態度で且つ迅速に実施しなければならない。全試験課目は基本姿勢から展開され、基本姿勢に於いて終了する。試験課目間の作業は採点対象外とし、課目間に於ける受験犬の作業意欲を向上させる短い褒める行為又は、各課目終了後の褒める行為は認められる。続く試験課目開始時に新たな基本姿勢を取り直す必要がある。基本姿勢に於いて受験犬は指導手左側にて指導手進行方向と平行に間隔を空けずに肩甲骨が指導手左膝位置に合わせた状態で脚側停座を行うべきである。犬が正面停座より基本姿勢に移る際、直接的又は指導手背後を指導手との距離を詰めた形で回り込み、左脚足に付かなければならない。全試験課目作業は審査員指示にて開始される。

「第 1 試験課目」から「第 8 試験課目」の実施順番は当種目作業開始直前に抽選によって決定される。抽選終了後、指導手は受験犬の引綱を外さなければならない。

脚足行進中、2 発の銃声（6～9 口径）が放たれ、受験犬は発砲に対し動じてはならない。犬が発砲に対し怯んだ場合又は「騒音シャイ」であった場合、「失格」となる。尚、受験犬が発砲に対し攻撃的な態度にでた場合、指導手配下にある場合に限って減点対象となる。環境騒音及び発砲に動じない犬のみ満点付与の条件を満たす。

実施要領

第一試験業課目

紐無し脚足行進

10点

実施条件

当規定付録の「紐無し脚足行進実施要領図」は厳守される必要がある。試験会場特性に応じ、唯一審査員権限で屈折実行方向が変更されることがあるが、全受験者を対象とする均一変更となる。群衆は休止実施犬指導手を含む要員最低 4 名によって構成される必要がある。内、要員 2 名は紐付き状態にある各 1 頭の犬（牡と牝）を引き入る。群衆は「時計回り」で円を描きながら動く必要がある。

使用が認められる声指符

「脚足行進を促す」短い一声符又は指符、各再出発及び歩度変更時に再使用が認められる。

実施要領

基本姿勢より受験犬は指導手による「脚側行進を促がす声符」で指導手を注意深く、喜々とした態度で、指導手進行方向と平行に肩甲骨位置を常時指導手左膝に保ちながら、左側を脚足行進しなければならない。また指示無し停座実行時、犬は自発的に迅速に真っ直ぐに座らなければならない。作業開始後、救助犬指導手ペアは会場中央線上を「常歩」にて立ち止まることなく 50 歩進み、「反転ターン」を行った後、「常歩」にて 10～15 歩進み、最低各 10 歩に渡る「速歩」と「緩歩」の各歩度を実行する。「速歩」から「緩歩」への歩度変換時、減速用歩数の実行は認められない。続いて救助犬指導手チームは「常歩」にて数歩進み歩度変換せずに「第一屈折」を実行し、20～25 歩そのまま前進した後に「反転ターン」を行い、10～15 歩進んだ地点で基本姿勢を取る。続けて「常歩」にて脚足行進を再開し約 10～15 歩進み「第二屈折」を行い、「常歩」にて 20～25 歩中央線に向かった後、基本姿勢を取る。

指導手は基本姿勢より紐無し脚側行進で犬を伴い「常歩」にて「反時計回り」で、群衆外側を「円」を描きながら群衆要員が引き入る 2 頭の犬と直接遭遇する様、通過する。救助犬指導手ペアは円を描き続ける群衆の脇で一旦停止し、群衆構成員最低一名が通過するまで静止し続ける。この後、受験犬を伴った指導手は「常歩」にて「八の字」を描く形で群衆を通り抜け、途中一旦群衆内にて「指示無し停座」を実行した後、「常歩」にて群衆を離れ、基本姿勢にて当試験課目部分作業を終了する。

評価方法 受験犬が指導手前方に出る、脚足より側面へ離脱する、後退りする、停座実行速度が遅い、躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用は度合いに応じて減点される。

第二試験課目

遠隔操作による 3 姿勢変更

10点

実施条件

使用が認められる声指符

「脚足行進を促す」一声符は作業開始及び終了基本姿勢を促さず際、再使用が認められる。
「招呼を促す」一声符、指符又は兼用も可

「停座を促す」一声符、指符又は兼用も可

「伏臥を促す」一声符、指符又は兼用も可

「立止を促す」一声符、指符又は兼用も可

実施要領

基本姿勢より指導手は「紐無し状態」にある受験犬を左脚側で伴い、約 10～15 歩前進した後振り向くことなく、歩度変更もせずに「停座を促す」声符又は指符又は兼用で犬を即座に「停座」させそのまま前進し続ける。約 40 歩進んだ地点で指導手は立ち止まり、落ち着いた状態で停座姿勢を維持し続ける犬の方へ向き返る。審査員指示で指導手は声符又は指符又は兼用で犬を「招呼」する。招呼距離の大よそ中間地点に犬が到達次第、指導手は次に「伏臥を促す」声符又は指符又は兼用で犬を即座に「伏臥」させる。次なる審査員指示で指導手は「立止を促す声符」又は指符又は兼用で犬を即座に「立止」させる。更なる審査員指示で指導手は「招呼を促す」声符、指符又は兼用で犬を「招呼」する。この場合、犬は喜々とした態度で、早い速度にて指導手との距離を詰めた状態で正面停座を行い、新たな指導手による声符又は指符で犬は基本姿勢に移り、当試験課目作業を終える。

評価方法 試験課目展開部分に於ける間違え、「停座」、「立止」、「伏臥」を促す声符に対する反応が遅い、「停座」、「立止」、「伏臥」各実行速度が遅い、落ち着きの無い「停座」、「立止」、「伏臥」実行、招呼速度や正面停座実行速度が遅い場合、度合いに応じて減点される。受験犬が指示された姿勢以外の姿勢移った場合、その都度「2 点減点」とする。

第三試験課目 平面物品持来 10 点

実施条件

指導手が当試験種目実施中、終始携帯する私物物品を使用。

使用が認められる声指符

「持来」、「基本姿勢を促す」各一声符又は指符

「受け渡しを促す」一声符

実施要領

基本姿勢から指導手は所持している私物物品を約 10 歩離れたところへ投擲する。物品が完全に静止してから指導手は「持来を促がす声符」を下す。指導手左脚足に於いて紐無し脚足停座待機中の受験犬は声符又は指符に従って物品着地地点へと素早く向かい、即座に物品を啞え上げ、往路と同等の速度で指導手の元へ物品を持来しなければならない。犬は指導手正面にて指導手との距離を開けずに正面停座を行い、指導手が少し間を置いた後、「受け渡しを促がす声符」を下し、物品を取り上げるまで啞え続ける必要がある。「脚側停座を促がす」声符又は指符に従い犬は脚側停座に移り、作業終了基本姿勢を取る。指導手は受験犬が当作業課目実行中、立ち位置を一切変更してはならない。

評価方法 物品投擲距離不足、指導手が立ち位置を変更せずに行う補助、誤った基本姿勢実行、往路に於ける持来速度不足、誤った啞え上げ方法、復路に於ける持来速度不足、持来物品を落とす、持来物品を使用した遊ぶ行為や噛み返し、指導手が両足を揃えていない、

正面停座及び作業終了基本姿勢実行時の過ちは度合いに応じて減点される。当課目全作業終了前に指導手が立ち位置を変更した場合、当試験課目は「M-評価」とする。

受験犬が持来作業を拒絶した場合、当試験課目得点は0点と見なされる。

第四試験課目 可動式バレルブリッジ渡り 10点

実施条件

使用障害特性

使用される障害は最低 20cm 可動可能である必要がある。

- 木製足場板 (長さ約 4 m、幅 約 0.3 m、厚板の厚み: 約 0.04 m)
- 同じ大きさを誇る樽 2 個 (直径約 0.40m)
- 歩行方向に向かって 0.20m 可動可能に足場板を設定

使用が認められる声指符

「飛び乗りを促す」一声符又は指符、兼用も可

「静止を促す」一声符

各「歩行再開を促す」一声符又は指符

実施要領

受験犬を伴った指導手は器具より適切な距離にて基本姿勢を取った後、「飛び乗りを促す」声符、指符又は兼用で犬は木製ブリッジに飛び乗り、続く指導手による「静止を促す」声符で即座に静止しなければならない。審査員指示で指導手は受験犬側面まで進み、「歩行再開を促す」声符、指符で犬と並歩し器具対面まで進むみ、到着次第、犬は自主的に静止する必要がある。更なる審査員指示で指導手は再度「歩行再開を促す」声符又は指符で犬と共に器具を後にし、数歩離れた地点にて如何なる補助行為なしで受験犬と共に当試験課目終了基本姿勢を取る。犬は足場板全長を怖がる又は跳ねながら歩行する事無く、歩行しなければならない。

評価方法 受験犬による躊躇した使用器具への飛び乗り、不安定な歩行、静止又は飛び降り時に於ける過ちは度合いに応じて減点される。

第五試験課目 水平梯子渡り 10点

実施条件

使用障害の特性 固定式梯子、水平状態にて設置、登坂部分設置

- 梯子 (長さ約 4m、幅約 0.50m、各棧間距離 0.30m、棧幅 0.05m)
- 梯子は高さ約 0.5mの二本の支柱によって支えられる
- 登坂部分 (長さ 1.20m、幅 0.50m、登坂を補助する棧の設置は可能)

使用が認められる声指符

「登坂を促す」一声符、指符又は兼用も可

「基本姿勢を促す」一声符又は指符

実施要領

指導手は紐無し状態にある受験犬と共に梯子から適切な距離を置いた位置にて基本姿勢を

とる。「梯子歩行を促がす」声符、指符又は兼用で犬は登坂用梯子を経て、水平梯子上を自主的に最終棧に前肢共に到達するまで渡りきる必要がある。この際、指導手は犬と器具に触れる事無く犬と共に梯子側面を進む。最終棧に犬が達した後、指導手は犬を抱えて揚げ、地上に降ろし、「脚側停座を促がす」声符又は指符で犬と当作業終了基本姿勢に移る。

評価方法 落ち着きがない登坂や歩行又は躊躇する、歩行が不安定、梯子の棧以外を時折踏みながらの歩行や梯子対面の最終棧に到達しなかった場合、度合いに応じて減点される。梯子大半部分の棧以外を踏み進む歩行、常時非常に不安定な歩行、棧間に落ちる又は指導手補助を必要とした場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。

受験犬が自主的に梯子から飛び降りた場合、当試験課目得点は0点と見なされる。

第六試験課目 トンネル 10点

実施条件

使用トンネルの特性

- 進入前半部分は硬い材質から構成（高さ0.50m、長さ3mを誇る）
- 続く匍匐通路部分は柔らかい素材から構成（長さ3mを誇る）

使用が認められる声符

「通過を促す」一声符、指符又は兼用も可

「静止を促す」一声符

「基本姿勢を促す」一声符又は指符

実施要領

紐無し状態にある受験犬を伴った指導手は障害より適切な距離にて基本姿勢を取り、「通過を促す」声符及び指符又は兼用で犬は器具を通過しなければならない。犬が器具を離れたと同時に下される「静止を促す声符」で受験犬は即座に静止しなければならない。審査員指示により指導手は犬の右脇へ進み、「基本姿勢を促す」声符又は指符で基本姿勢にて受験犬と共に当試験課目作業を終了する。

評価方法 受験犬がトンネル侵入又は、通過を躊躇した場合、度合いに応じて減点される。

受験犬が自主的にトンネルを離れない場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。

第七試験課目 遠隔操作による方向変換 10点

実施条件

使用器具の特性

- 出発地点マーキング1箇所
- 中央地点マーキング1箇所
- 互いに距離40mに設定された面積1m×1m、高さ最大0.60mの「指定範囲」3箇所（パレット、テーブル等を使用）
- 各器具（地点）に犬を向かわせる順番が図式表記された6種類の抽選札

使用が認められる声符

「中央地点に向かわせる」一声符と指符

「静止を促す」一声符

「3箇所指定範囲に向かわせる」各一声符と指符

「3箇所指定範囲に於いて飛乗り、静止を促す」各一声符

「招呼を促す」一声符又は指符

「基本姿勢を促す」一声符又は指符

実施要領

作業開始前に指導手は受験犬が各印された指定範囲に到達する順番を抽選によって決定する。審査員指示で指導手は出発地点に於いて犬と共に基本姿勢を取る。続く審査員指示で指導手は停止位置を変えずに犬を「指定範囲に向かわせる」声符及び、指符で約20m離れた明白に印された「中央地点」に向かわせる。犬が地点に到達次第、「静止を促がす」声符で静止する。審査員による次なる指示で指導手は静止位置を変えずに犬を「指定範囲に向かわせる」声符及び指符で指示した「第一指定範囲」に向かわせ、「静止を促す声符」で静止、待機させる。続いて指導手は受験犬を次なる「指定範囲」に向かわせ、静止、待機させる。同じ要領で「第三指定範囲」に向かわせ、静止、待機させる。

「第三指定範囲」への遠隔操作作業が終了した後、指導手は「招呼を促がす」声符又は指符で受験犬を招呼し、指導手と密着した形で正面停座を取らせる。続けて「基本姿勢を促がす」声符又は指符で受験犬と共に最終基本姿勢を取り、当試験課目作業を終了する。

評価方法 第一指定範囲又は指示された地点への躊躇した歩行、指定地点への最短到達線からの大きな離脱、自主的な歩度変更、器具登坂／飛び乗りを躊躇する又は自発的な離脱、重複声符等の指導手補助行為又は、当試験課目終盤に於ける誤った作業実施は度合いに応じて減点する。抽選で決定された受験犬の各指定範囲到達順序又は、指導手が立ち位置を離れた場合、当試験課目評価は「M・評価」とする。

第八試験課目

移送

10点

実施条件

- 犬の作業開始姿勢（犬を地面又は地面より高い所から持ち上げる事が認められる）
- 移送要員1名

使用が認められる声指符

「作業開始姿勢」、「招呼」、「基本姿勢を促す」各一声符又は一指符

実施要領

受験犬に作業開始姿勢を取らせる為、指導手は犬の持ち上げを補助する一声符又は指符を使用する事が認められる。

指導手は受験犬を抱えながら約10m前進し、第三者に犬を引き渡しその場にて静止する。移送要員は受験犬を更に10m移送し、地面に降ろす。地面に降ろされた受験犬は審査員指示にて指導手が「招呼を促す」声符又は指符を下すまで静止し続ける必要がある。指導手の声符又は指符で受験犬は嬉々とした態度で、素早く招呼を実施し、指導手との距離を詰めた正面停座を実行しなければならない。続いて指導手は「基本姿勢を促す」声符又は指符

符で受験犬と共に基本姿勢を取り、当試験課目作業を終了する。

受験犬は指導手及び移送要員に対し如何なる攻撃的態度に出てはならない。移送中、犬が尾を自由に動かせる様、配慮すべきである。

評価方法 受験犬が非協力的な態度にて出る、移送中落ち着きがない、軽く唸る又は地面に降ろされる最中に後退りする等は度合いに応じて減点される。受験犬が移送中、自主的に地面に飛び降りた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。指導手や移送要員に対する過剰な臆病な又は攻撃的態度に出た受験犬は「試験失格」とする。

第九作業課目 状況下の休止 20点

実施条件

牡及び、牝専用に印された休止場所、各 1 箇所

使用が認められる声指符

「休止を促す」一声符又は指符、休止後の「脚足停座を促す」一声符又は指符

実施要領

他受験犬が服従作業を開始する前に指導手は審査員に指示された場所にて「休止を促がす」声符で受験犬を休止させ、その場を離れる。この場合、紐や如何なる物を犬の元に残す事は認められない。指導手は少なくとも 40 歩犬から離れた審査員に指示された待機場所にて受験犬の方へ向き返って立ち止まる。犬は指導手による如何なる影響を受けず、他受験犬が「第一試験課目」から「第八試験課目」を終了するまで静かに伏せていなければならない。他受験犬が「第一作業課目」を実行中に指導手は自発的に群衆要員として加わり作業終了後、自ら待機場所に戻る。審査員指示にて指導手は犬の元へと戻り犬の右側で静止する。更なる審査員指示で指導手は「脚側停座を促がす声符」で犬を停座させ、当試験課目作業を終了する。この場合、受験犬は素早く、正確な位置に於ける停座を行う必要がある。

評価方法 休止態度が落ち着かない、指導手が犬の元へ進む際に受験犬が自発的に「停座」又は「立止」に移る、指導手の元へ進む、指導手の落ち着きのない指導態度や他補助行為実行は度合いに応じて減点される。

受験犬が休止位置に於いて「伏臥」に移らず、休止場所を離れずに「立止」又は「停座」を実行した場合、当試験課目評価は「M-評価」と見なされる。作業中の犬が「第四試験課目」終了後に受験犬が休止位置を 3 メートル以上離脱した場合、部分評価が適応される。尚、作業実施中の犬が「第四試験課目」終了前に休止犬が休止位置を 3 メートル以上離脱した場合、当試験課目得点は 0 点と見なされる。

当試験種目 (B 種目) は指導手による作業終了申告及び審査員による評価発表をもって終了する。

国際救助犬雪崩捜索 A 段階試験

RH-L A

試験構成	嗅覚作業	200 点
	服従／熟練作業	100 点
	最高獲得可能合計得点数	300 点

雪崩捜索 A 段階試験嗅覚作業

A 種目

当嗅覚作業は受験犬を用いた生物探知及び雪崩遭難者探知機を用いた技術的探知作業より構成される。

最高獲得可能得点 **200 点**

操作性	指導手との調和性、課せられた課題の捜索意欲を維持した意欲的な解決	20 点
捜索集中力	捜索意欲、捜索態度、気質、動機付け、作業意欲、体力状態	10 点
可動性	可動性の種別及び有り方、問題対処方法	10 点
自主性	自主的な作業実施動機の際立ち度合い	10 点
指導手戦術	決定した戦術の実現、全嗅覚作業中の識見維持	10 点
告知作業	仮想遭難者 3 名、各最大 40 点、誤告知は減点対象	120 点
雪崩遭難者		
送信機発見作業	指導手による探知機操作、送信機の雪中発見作業	20 点

一般規定

生物探知作業

- **捜索範囲設定** 8,000 m²を誇る雪中会場、最低 3 か所の疑似生理め箇所を設定。会場監視の為、会場範囲は旗によって明白に仕切られている必要がある。
- **仮想遭難者数** 最深 1m 以内に埋められた仮想遭難者 2 名を配置。
 受験犬は仮想遭難者を目視、接触不可能であり、仮想遭難者を覆っている雪は間能な限り目立ってはならない。各仮想遭難者配置に当たり、犬が明白な告知作業を行える様、配慮する必要がある。試験中、一旦使用された配置箇の再使用も可能とするが生理め箇所を変更する場合、犬の誤告知を促さない方法で選定するよう配慮が必要である。試験中、使用されない生理め箇所は試験中解放しておかなければならない。続く試験で配置予定される仮想遭難者が雪中穴製作作業に直接携わる事は禁止されている。
 捜索開始最低 20 分前までに仮想遭難者配置作業は終了しなければならない。仮想遭難者を埋める際には該当する安全基準を厳守しなければならない。仮想遭難者は担当審査員補佐役を務める為、犬や指導手又は救助犬指導手ペアーに如何なる補助を与えることなく、配置場所内にて静か潜む必要がある。
- **要員** 作業開始直前及び作業中に於いて捜索会場を一頭の犬を引き入る最低 3 名の要員が万遍なく歩き回る又はスキー板を装着して往来する必要がある。

- **作業制限時間** 最大 15 分間

第一回目の搜索が促される時点より持ち時間の測定が開始される。搜索持ち時間の計測は、「第一仮想遭難者」救出中は、中断される。

科学的探知作業

- 使用雪中会場面積 10m×10 m、明白に仕切られている
- 雪中遭難者探知送信機 1 機
- 雪中遭難者探知機 1 機

指導手は作業開始申告時に持参した探知機を使用するか、主催者提供機を使用するか審査員に通知する。

使用が認められる声指符

生物探知作業

重複する任意の声指符使用が認められる。

実施要領

生物探知作業

指導手は搜索準備が整った受験犬と共に作業開始の順番が巡るまで、会場が目視不可能な場所にて待機をする。指導手は当作業をクロスカントリースキー板又はスノーシューズを用いて実施する事が可能である。

指導手は現場説明及び課題提供を主催者母国語又は指導手の申し出により独語又は英語にて提供される。搜索対象範囲説明は口頭で行われる。搜索手法選定は指導手に委ねられるが、搜索開始前に審査員に伝えられなければならない。尚、作業中に搜索手法を変更する場合、指導手はその趣旨を審査員に告げる必要があるが、必要とされる時間は搜索持ち時間内とする。

指導手判断で受験犬は適切とされる箇所より搜索を開始し、指導手指示で搜索範囲の搜索を実施しなければならない。受験犬が指導手より最低 30m 以上離れた後又は、犬が告知作業を開始し、審査員指示をもって指導手は出発地点を離れる事が許される。

仮想遭難者告知作業時に於ける指導手や仮想遭難者又は両者による如何なる受験犬告知を促す補助行為は禁止されている。指導手は告知作業実施を審査員に告げ、審査員指示で発見現場に向かう事が許される。犬は仮想遭難者発見現場の方角を指示しながら明白且つ全力で指導手が現場に到達するまで継続的な告知を実施しなければならない。この場合、犬が特定箇所より臭気を嗅ぎ当てていることが明白に指導手に伝わらなければならない。

指導手は生理め仮想遭難者の発見現場をマーキングし、審査員指示で遭難者を救出す。続く、審査員による更なる指示で搜索作業が再開される。

「雪崩搜索 A 段階試験」の当種目作業は指導手による作業終了申告及び審査員による評価公表をもって終了する。

科学的探知作業

指導手は最大 5 分以内で明白に仕切られた範囲内にて深さ約 0.30m に埋まっている雪崩遭

難者探知機を発見、掘り出し、審査員に提示しなければならない。搜索手法は任意とする。

評価方法

生物探知作業

指導手による課題克服戦略不足並びに、受験犬の操作性、搜索意欲、可動性や自主性が限定的であった場合、犬による仮想遭難者に対する如何なる迷惑行為が実施された場合は度合いに応じて減点される。受験犬によって実施された告知作業を指導手が審査員に通知しなかった場合、「減点対象となる」が「誤告知扱い」とならない。

受験犬の告知態度が指導手や仮想遭難者又は両者によって促された場合、当試験課目得点は0点と見なされる。

第一回目の誤告知は審査上、40点減点を意味し、第二回目の誤告知実行により嗅覚作業は「中止」される。仮想遭難者一名以上の発見に至らなかった場合、「試験不合格」となり、最高可能獲得得点は139点とする。

受験犬による仮想遭難者を負傷させる行為は即座に「失格」を意味する。

科学的探知作業

作業持ち時間が超過された場合、当作業得点は0点とする。

国際救助犬雪崩搜索 B 段階試験

RH-L B

試験構成	嗅覚作業	200点
	服従／熟練作業	100点
	最高獲得可能合計得点数	300点

雪崩搜索 B 段階試験嗅覚作業

A 種目

当作業は犬を用いた生物探知及び雪崩遭難者探知機を用いた科学探知作業より構成される。

最高獲得可能得点		200点
操作性	指導手との調和性、課せられた課題を搜索意欲維持しながら意欲的に解決するか	20点
搜索集中力	搜索意欲、搜索態度、気質、動機付け、作業意欲、体力状態	10点
可動性	可動性の種別及び有り方、問題対処方法	10点
自主性	自主作業実施動機の際立ち度合い	10点
指導手の戦術	決定した戦術実現、全嗅覚作業中の識見維持	10点
告知作業	仮想遭難者3名、各最大40点、誤告知は減点対象	120点
雪崩遭難者		
送信機発見作業	指導手による探知機操作、送信機の雪中発見作業	20点

一般規定

生物探知作業

- **搜索範囲設定** 最低面積 12,000 m²を誇る雪中会場を使用。
会場範囲監視の為、会場範囲は旗によって明白に仕切られている。
- **仮想遭難者数** 深さ、約 2m に埋められた雪中生埋め仮想遭難者 3 名
受験犬は仮想遭難者を目視、接触不可能であり、仮想遭難者を覆っている雪は間能な限り目立ってはならない。各仮想遭難者配置に当たり、犬が明白な告知作業を行える様、配慮が必要である。試験中、一旦使用された箇所の新使用は可能とするが仮想生埋め箇所変更するに当たり、犬の誤告知を誘発しない方法で選定するよう配慮が必要である。使用されない生埋め箇所は試験中解放しておかなければならない。続く試験で配置予定される仮想遭難者による雪中穴製作作業に直接携わる事は禁止されている。
搜索開始最低 20 分前までに仮想遭難者配置作業は終了しなければならない。仮想遭難者を埋める際、該当する安全基準を厳守しなければならない。仮想遭難者は担当審査員補佐役を務める為、受験犬や指導手又は救助犬指導手チームに如何なる補助を与えることなく、配置場所内にて静か潜む必要がある。発見された仮想遭難者は審査員指示にて会場要員によって掘り出される。
- **要員** 作業開始 15 分前迄、搜索会場を一頭の犬を引き入る最低 3 名の要員が万遍なく歩き回る又は、スキー板を装着して往来する必要がある。更に搜索会場は作業開始直前及び全搜索実地中、犬を導入らない最低 3 名の要員が終始万遍なく歩き回れる又はスキー板を装着して往来される必要がある。
- **作業制限時間** 最大 30 分間
第一回目の搜索開始が促される時点より持ち時間測定が開始される。

科学的探知作業

- 使用雪中会場面積 10 m×10m、明白に仕切られている
- 雪中遭難者探知送信機 1 機
- 雪中遭難者探知機 1 機
指導手は作業開始申告時に持参した探知機を使用するか、主催者提供機を使用するか審査員に通知する。

使用が認められる声指符

生物探知作業

重複する任意の声指符使用が認められる。

実施要領

生物探知作業

指導手は搜索準備が整った受験犬と共に作業開始順番が巡るまで、会場が目視不可能な場所で待機をする。指導手は当作業をクロスカントリースキー板又はスノーシューズを着用した状態で実施する義務がある。

指導手は現場説明及び課題提供を主催者の母国語又は指導手の申し出により独語又は英語にて提供される。搜索対象範囲説明は口頭で行われる。搜索手法選定は指導手に委ねられるが、搜索開始前に審査員に伝えられなければならない。尚、作業中に搜索手法を変更する場合、指導手はその趣旨を審査員に告げる必要がある。尚、告げるに当たって必要とされる時間は搜索持ち時間内とする。

指導手判断で受験犬は適切とされる箇所より搜索を開始し、指導手指示で搜索範囲の搜索を実施しなければならない。犬が指導手より最低 30m 以上離れた後、或いは犬が告知作業を開始し、審査員指示をもって指導手は出発地点を離れる事が許される。

仮想遭難者告知時に於いて指導手や仮想遭難者又は両者による如何なる受験犬告知を促す補助行為実行は禁止されている。指導手は告知作業実施を審査員に告げ、審査員指示で発見現場に向かう事が許される。犬は仮想遭難者を発見現場の方角を指示しながら、明白且つ全力で指導手が現場に到達するまで継続的な告知を実施しなければならない。受験犬が特定箇所より臭気を嗅ぎ当てていることが明白に指導手に伝わらなければならない。

指導手は生理め仮想遭難者の発見現場にマーキングを施し、審査員指示により遭難者は会場要員によって掘り出される。掘出し作業が進行中、審査員指示で搜索作業が再開される。

「雪崩搜索試験 B 段階」の当種目作業は指導手による作業終了申告及び審査員による評価公表をもって終了する。

科学的探知作業

指導手は最大 5 分以内で明白にマーキングされた範囲の深さ約 0.30m に埋められている雪崩遭難者探知機を発見、掘りし審査員に提示しなければならない。搜索手法は任意とする。

評価方法

生物探知作業

指導手による課題克服戦略不足並び、受験犬の操作性、搜索意欲、可動性や自主性が限定的であった場合、犬による仮想遭難者に対する如何なる迷惑行為が実施された場合は度合いに応じて減点される。犬によって実施された告知作業を指導手が通知しなかった場合は減点対象となるが、誤告知扱いとならない。

受験犬告知態度が指導手や仮想遭難者又は両者によって促された場合、当試験課目得点は 0 点と見なされる。

第一回目の誤告知は審査上、40 点減点を意味し、第二回目の誤告知実行により嗅覚作業は「中止」される。仮想遭難者一名以上の発見に至らなかった場合、「試験不合格」となり、最高可能獲得得点は 139 点とする。

受験犬による仮想遭難者を負傷させる行為実行は即座に「試験失格」を意味する。

科学的探知作業

作業持ち時間が超過した場合、当試験課目作業得点は 0 点となる。

国際救助犬雪崩搜索試験専用「服従／熟練作業」

B 種目

国際救助犬雪崩搜索試験

RH-L A 及び B 段階 適応

評価基準及び最高獲得可能合計得点数

最高獲得可能得点		100 点
第一試験課目	紐無し脚足行進	10 点
第二試験課目	遠隔操作による 3 姿勢変更	10 点
第三試験課目	平面物品持来	10 点
第四試験課目	遠隔操作による方向変換	10 点
第五試験課目	移送	10 点
第六試験課目	状況下の休止	20 点
第七試験課目	追尾歩行	20 点
第八試験課目	移動手段の搭乗	10 点

一般規定

当「熟練／服従作業」は雪中で実施される必要がある。

作業開始及び終了申告は基本姿勢にて紐付き状態で審査員の元で実施されなければならない。この場合、引綱とチェーンカラーの使用のみ認められる。試験課目課題実行を促す声符選定は指導手に委ねられるが、短い声符を用いる必要がある。「声符と犬名兼用」は「一声符」として見なされる。尚、指符使用は使用が明白に認められる場合以外は禁止されている。一課題実行の為、重複声符が用いられた場合、該当作業は「2 評価減評」される。受験犬は全試験課目を嬉々とした態度で、且つ迅速に実施しなければならない。全試験課目は基本姿勢から展開され、基本姿勢に於いて終了する。試験課目間作業は採点対象外とし、課目間に於ける受験犬の作業意欲を向上させる短い褒める行為等又は、各課目終了後に於ける褒める行為は認められる。この場合、続く試験課目開始前に新たな基本姿勢を取り直す必要がある。

基本姿勢に於いて受験犬は指導手左側にて指導手進行方向と平行に間隔を空けずに肩が指導手左膝位置に合わせた状態で脚側停座を行う。犬が正面停座より基本姿勢に移動する際、直接的に又は指導手背後を指導手との距離を詰めた形で回り込み、左脚足に付かなければならない。各試験課目作業は審査員指示にて開始される。

「第 1 試験課目」から「第 5 試験課目」の実施順番は当種目作業開始直前に抽選によって決定される。抽選終了後、指導手は受験犬の引綱を外さなければならない。

脚足行進中に 2 発の銃声（6～9 口径）が放たれ、犬は発砲に対し動じてはならない。受験犬が発砲に対し怯む場合又は「騒音シャイ」であった場合、「失格」となる。尚、受験犬が発砲に対し攻撃的な態度にでた場合、指導手配下にある場合に限って「減点対象」となる。環境騒音及び発砲に動じない受験犬のみ満点獲得前提条件を満たす。

実施要領

第一試験業課目

紐無し脚足行進

10点

実施条件

当規定付録の「紐無し脚足行進実施要領図」は厳守される必要がある。試験会場特性に応じて唯一審査員の権限で屈折実施方向が変更される場合があるが、全受験者を対象とする均一変更となる。

群衆は休止犬指導手を含む、最低4名の要員によって構成される必要がある。内、要員2名は紐付き状態にある2頭の犬（牡と牝）を引き入る。群衆は時計回りで円を描きながら動く必要がある。

使用が認められる声指符

「脚足行進開始を促す」短い一声符又は指符、各「再出発」及び「歩度変更時」に使用が認められる。

実施要領

基本姿勢より受験犬は指導手の「脚側行進を促がす」声符で指導手を注意深く、喜々とした態度で、指導手進行方向と平行に肩甲骨の位置を常時指導手左膝に保ちながら脚足行進を実施する必要がある。また、「指示無し停座」実行時には自発的に迅速に真っ直ぐに停座を実行しなければならない。作業開始後、救助犬指導手ペアは会場中央線上を「常歩」にて立ち止まることなく50歩進み、「反転ターン」を行った後「常歩」で10～15歩進み、最低各10歩に渡り「速歩」と「緩歩」の各歩度を実行する。「速歩」から「緩歩」への歩度変換時、減速用歩数の実行は認められない。続いて救助犬指導手ペアは数歩「常歩」にて進み、歩度変換せずに「第一屈折」を実行し、20～25歩そのまま前進した後に更に「反転ターン」を実行し、10～15歩進んだ地点で「基本姿勢」を取る。続けて脚足行進を「常歩」にて再開し、約10～15歩進み、「第二屈折」を実行し、「常歩」にて20～25歩中央線に向かった後、「基本姿勢」を取る。

指導手は基本姿勢より「紐付き脚側行進」で受験犬を伴い「常歩」にて「反時計回り」で群衆外側を、円を描きながら群衆要員が引き入る2頭の犬と直接遭遇する様、通過する。救助犬指導手ペアは円を描き続ける群衆脇で一旦停止し、群衆構成員最低1名が通過するまで静止し続ける。この後、犬を伴った指導手は「常歩」にて「八の字」を描く形で群衆を通り抜け、途中一旦群衆内にて「指示無し停座」を実行した後、「常歩」にて群衆を離れ、「基本姿勢」にて当試験課目部分の作業を終了する。

評価方法 受験犬が指導手前方に出る、脚足位置より側面へ離脱する、後退りする、停座実行速度が遅い、躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用は度合いに応じて減点される。

第二試験課目

遠隔操作による3姿勢変更

10点

実施条件

使用が認められる声指符

作業開始及び終了基本姿勢を促さず際、「脚足行進を促す」一声符の使用が認められる。

「招呼を促す」一声符、指符又は兼用も可

「停座を促す」一声符、指符又は兼用も可

「伏臥を促す」一声符、指符又は兼用も可

「立止を促す」一声符、指符又は兼用も可

実施要領

基本姿勢より指導手は紐無し状態にある受験犬を左脚側で伴い、約10～15歩前進した後に振り向くことなく、歩度変更をせず「停座を促す」声符又は指符、又は兼用で犬を即座に「停座」させ、そのまま前進し続ける。約40歩進んだ地点で指導手は立ち止まり、落ち着いた状態で停座姿勢を維持し続ける犬の方へ向き返る。審査員指示で指導手は声符、指符又は兼用で犬を「招呼」する。招呼実行距離の大よそ中間地点に犬が到達次第、指導手は次に「伏臥を促す」声符又は指符又は兼用で犬を即座に「伏臥」させる。次なる審査員指示で指導手は「立止を促す」声符、指符又は兼用で犬を即座に「立止」させる。更なる審査員指示で指導手は「招呼を促す」声符又は指符、又は兼用で犬を「招呼」する。この場合、受験犬は喜々とした態度で、早い速度で各指導手との距離を詰めた正面停座を行い、新たな指導手による声符又は指符で基本姿勢出当試験課目終了基本姿勢に移る。

評価方法 試験課目展開部分に於ける過ち、「停座」、「立止」、「伏臥」を促す声符に対する反応が遅い、「停座」、「立止」、「伏臥」実行速度が遅い、落ち着きの無い「停座」、「立止」、「伏臥」実行、招呼速度や正面停座実行速度が遅い場合、度合いに応じて減点する。

指示された体勢以外の体勢に受験犬が移った場合、その都度「2点減点」とする。

第三試験課目

平面物品持来

10点

実施条件

指導手が当試験種目作業実施中、終始携帯する私物物品を使用。

使用が認められる声指符

「持来」及び「基本姿勢を促す」各一声符又は指符

「受け渡しを促す」一声符

実施要領

基本姿勢から指導手は所持している物品を約10歩離れたところへ投擲する。物品が完全に静止してから指導手は「持来を促がす」声符を下す。指導手左脚足にて紐無し脚足停座中の受験犬は声符又は、指符に従って物品着地地点へと素早く向かい、即座に物品を啜え上げ、往路同様の実践速度にて指導手の元へ物品を持来しなければならない。犬は指導手正面にて指導手との距離を開けずに正面停座を行い、指導手が少し間を空けた後、「受け渡しを促がす声符」を下し、物品を取り上げるまで咆え続ける必要がある。

「脚側停座を促がす」声符又は指符に従い受験犬は脚側停座に移り、基本姿勢を取る。受験犬が当作業課目実行中、指導手は立ち位置を一切変更してはならない。

評価方法 物品投擲距離不足、指導手が立ち位置を変更せずに行う補助、誤った基本姿勢実行、往路に於ける持来速度不足、誤った啞え上げ方法、復路に於ける持来速度不足、持来物品を落とす、持来物品を使用した遊ぶ行為や噛み返し、指導手が両足を揃えていない、正面停座及び作業終了基本姿勢実行時の過ち等は度合いに応じて減点される。当課目全作業終了前に指導手が立ち位置を変更した場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。受験犬が持来作業を拒絶した場合、当試験課目得点は0点と見なされる。

第四試験課目 遠隔操作による方向変換 10点

実施条件

使用器具の特性

- 出発地点マーキング 1箇所
- 中央地点マーキング 1箇所
- 互いに 40m の距離に設定された「指定範囲」（リュクサック、衣類等を使用）
- 各器具に受験犬を向かわせる順番が図式表記された 6 種類の抽選札

使用が認められる声符

「中央地点に向かわせる」一声符と指符

「静止を促す」一声符

「各指定範囲に向かわせる為の」一声符と指符

「各指定範囲に於いて静止を促す」一声符

「招呼を促す」一声符

「基本姿勢を促す」一声符又は指符

実施要領

作業開始前に指導手は受験犬が各印された指定範囲に到達する順番を抽選によって決定する。審査員指示で指導手は出発地点において犬と共に基本姿勢を取る。審査員指示で指導手は位置を変えずに犬を「指定範囲に向かわせる」声符及び、指符で約 20m 離れた明白にしるされた「中央地点」に向かわせる。犬が到達次第、「静止を促がす声符」で静止する。更なる審査員指示で指導手は静止位置を変える事無く、受験犬を「指定範囲に向かわせる」声符及び指符で指示した「第一指定範囲」に向かわせ、「静止を促す声符」で静止、待機させる。続いて指導手は犬を次なる「指定範囲」に向かわせ、静止、待機させる。同じ要領で「第三指定範囲」に向かわせ、静止させる。

「第三指定範囲」への遠隔操作作業が終了した後、指導手は「招呼を促がす声符」で受験犬を招呼し、指導手と密着した形で正面停座を取らせる。「基本姿勢を促がす」声符又は指符で受験犬と共に最終基本姿勢を取り、当試験課目作業を終了する。

評価方法 第一指定範囲又は指示された地点への躊躇した歩行、地点への最短到達線から大きな離脱、自主的な歩度変更、器具登坂／飛び乗りを躊躇する又は自発的な離脱、重複

声符等の指導手補助行為又は当試験課目終盤に於ける誤った作業の実施は度合いに応じて減点される。指導手によって抽選で決定された各指定範囲への到達順又は指導手が持ち場を離れた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。

第五作業課目 移送 10点

実施条件

- 犬の作業開始姿勢（犬を地面又は地面より高い所から持ち上げる事が認められる）
- 移送要員1名

使用が認められる声指符

「作業開始姿勢」、「招呼」、「基本姿勢を促す」各一声符又は一指符

実施要領

受験犬に作業開始姿勢を取らせる為、指導手は犬の抱え上げを補助する一声符又は指符を使用する事が認められる。

指導手は受験犬を抱えながら約10m前進し、第三者に犬を引き渡し、その場にて静止する。移送要員は受験犬を更に10m移送し地面に降ろす。地面に降ろされた受験犬は審査員指示にて指導手が「招呼を促す」声符又は指符を下すまで静止し続ける必要がある。指導手声符又は指符で受験犬は嬉々とした態度で、素早く招呼を実行し、指導手との距離を詰めた正面停座を実行しなければならない。続いて指導手は「基本姿勢を促す」声符又は指符で受験犬と共に基本姿勢を取り、当試験課目作業を終了する。

受験犬は指導手及び移送要員に対し如何なる攻撃的態度に出てはならない。移送中、犬が尾を自由に動かせる様、配慮すべきである。

評価方法 受験犬が非協力的な態度にて出る、移送中落ち着きがない、軽く唸る又は地面に降ろされる最中に後退りする等は度合いに応じて減点される。

移送中、受験犬が自主的に地面に飛び降りた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。指導手や移送要員に対する過剰な臆病な又は攻撃的態度に出た犬は「試験失格」となる。

第六作業課目 状況下の休止 15点

実施条件

牡及び、牝専用の印された休止場所、各1箇所

使用が認められる声指符

「休止を促す」一声符又は指符、休止後の「脚足停座を促す」一声符又は指符

実施要領

他受験犬が服従作業を開始する前に指導手は審査員に指示された場所に「休止を促がす声符」で受験犬を休止させ、その場を離れる。この場合、紐や如何なる物品を犬の元に残す事は認められない。指導手は少なくとも40歩犬から離れた審査員に指示された待機場所にて犬の方へ向き返って立ち止まる。受験犬は指導手による如何なる影響を受けず、他受験犬が「第一試験課目」から「第六試験課目」を終了するまで静かに伏せていなければならない。他受験犬が「第一作業課目」を実行中、指導手は群衆要員として加わり作業終了後、

指導手は自ら待機場所に戻る。審査員指示にて指導手は受験犬の元へと戻り、犬の右側面にて静止する。更なる審査員指示で指導手は「脚側停座を促がす」声符で犬を脚足停座させ、作業を終了する。この場合、犬は素早く正確な位置に於ける停座を行う必要がある。

評価方法 休止態度が落ち着きない、指導手が受験犬の元へ進む途中犬が自発的に「停座」又は「立止」に移る又は指導手の元へ進む、指導手の落ち着きのない指導態度や他補助行為実行は度合いに応じて減点される。

受験犬が休止位置にて「伏臥」に移らず、休止場所を離れずに「立止」又は「停座」を実行した場合、当試験課目評価は「M-評価」と見なされる。作業中の犬が「第四試験課目」終了後に受験犬が休止位置を3メートル以上離脱した場合、部分評価が適応される。

尚、作業実施中の犬が「第四試験課目」終了前に休止犬が休止位置を3メートル以上離脱した場合、当試験課目得点は0点と見なされる。

第七作業課目 **雪中追尾歩行** **15点**

実施条件

使用が認められる声指符

「追尾歩行を促す」一声符又は指符、兼用も可

「基本姿勢を促す」一声符又は指符

実施要領

A 段階試験に於ける雪中追尾歩行作業中、指導手はクロスカントリースキー板又はスノーシューズ、B 段階試験に於いてはクロスカントリースキー板着用が義務付けられている。

指導手は紐無し状態にある受験犬と共に基本姿勢を取る。基本姿勢から指導手は犬と共に予め審査員に指示された約 500m におよぶコースを試験会場内にて歩行する。出発地点にて指導手は受験犬に対し「追尾歩行を促がす」声符又は指符又は兼用で作業を開始させる。声指符及びそれらの兼用を歩行中繰り返し使用する事が認められる。基本姿勢から犬は即座に指導手の行く手を阻む事無く、指導手後方を歩行しなければならない。指導手によるクロスカントリースキー板又はスノーシューズ着用は義務付けられている。

評価方法

受験犬の定位置離脱、指導手の前方歩行又は極度の遅れは度合いに応じて減点される。

第八作業課目 **輸送手段の搭乗** **10点**

実施条件

使用可能な運搬手段種類

- ゲレンデ走行車、チェアー式スキー・リフト、ヘリコプター等

使用が認められる声指符

「搭乗を促す」一声符又は指符、兼用も可

「静止を促す」一声符

「基本姿勢を促す」一声符又は指符

実施要領

指導手と受験犬は運搬手段から適切な距離を置き基本姿勢を取る。それぞれの乗車安全基準を考慮に入れた上で一般的に使用されている全運搬手段の使用が認められる。犬は自ら運搬手段に飛び乗るか、指導手によって載せられる。受験犬は輸送中終始落ち着いた態度で運搬手段に搭乗しなければならない。移動又は飛行後、指導手は受験犬を輸送手段から降ろし、「基本姿勢を促がす声符」で共に当試験課目終了基本姿勢に移る。

評価方法 犬が乗下車時に非協力的な態度を実行した場合、当試験課目得点は0点とする。当服従／熟練種目作業は指導手による作業終了申告及び審査員評価公表をもって終了する。

国際救助犬水難救助 A 段階試験

RH-W A

試験構成	嗅覚作業	200 点
	服従／熟練作業	100 点
	最高獲得可能合計得点数	300 点

水難救助作業 A 種目

評価基準及び最高獲得可能得点

最高獲得可能得点: 200 点

第一試験課目	岸辺からの救助具水中運搬 (救助ロープ運搬、距離 25m)	20 点
第二試験課目	岸辺からの水難者救出牽引 (救助浮輪牽引、牽引距離 25m)	60 点
第三試験課目	ボートからの救出用具運搬 (救助ロープ運搬、距離 25m)	20 点
第四試験課目	ボートからの水難者水中牽引 (救助浮輪牽引、距離 25m)	60 点
第五試験課目	自走不能ボートの水中牽引 (オール付きボート、距離 25m)	40 点

一般規定

法律によって定められている一般安全基準は厳守しなければならない。水中作業中又はボート乗船中の全要員はウエットスーツ又は救命胴衣の装着が義務付けられる。指導手はウエットスーツ又は救命胴衣、犬は救命胴衣又は適したハーネスを装着しなければならない。当試験種目実施に当たり、受験犬は課題実行に当たり、大半部分を泳ぐ必要性がある為、岸から水中へ容易に向える岸辺の会場選定を行うべきである。

使用が認められる声指符

重複声符を含む任意の声指符の使用が認められる。

実施要領

第一試験課目 岸辺からの救助具水中運搬 20 点

実施条件

- オール付き手漕ぎボート 1 艘、及び乗船要員 1 名
- ボート用着岸ロープ (長さ、約 30m)

実施要領

岸辺から沖合 25m に手漕ぎボートに乗った要員が待機。

指導手は保持している長さ約 30m 着岸ロープの片端を受験犬に咥えさせ、指示で犬をボートの元へ泳がせ、乗船要員に咥えているロープ端を受け渡す。指導手によってボートが岸辺へ手繰り寄せられる最中、受験犬はボートと並泳しながら岸辺へ向かう。ボートが岸に到達した時点で指導手は受験犬を招呼し、作業を終了する。

評価方法 ロープ咥え上げに於ける過ち又は落とした場合、ボートの並泳作業に於いて誤りが見られた場合、度合いに応じて減点される。受験犬が救出用ロープをボート乗船要員の元へ水中運搬しなかった場合、当試験課目得点は 0 点とする。

第二試験課目 岸辺からの水難者救出牽引 60点

実施条件

- 水中にてウエットスーツを装着する要員1名が待機

実施要領

溺れそうな素振りをしながら救出要請を叫ぶ要員が岸から25m沖合地点にて待機する。指導手指示で受験犬は仮想水難者の元へ泳ぐ。仮想遭難者は犬が装着しているハーネス又は救命胴衣を掴み次第、犬は仮想水難者を岸に向かって水中牽引する。犬が仮想水難者を岸辺の浅瀬に牽引した段階で指導手は救出者の元へ進み引き続き必要となる処置をする。

評価方法 犬が仮想水難者の元へ直線距離で向かわない、岸辺への水中牽引が直接的な道程で行われない、指導手による仮想水難者手当行を妨害した場合、度合いに応じて減点される。犬が仮想水難者を岸辺へ水中牽引しなかった場合、当試験課目得点は0点とする。

第三試験課目 ボートからの救出用具運搬 20点

実施条件

- モーターボート1艘と操縦要員1名
- オール付き手漕ぎボート1艘と乗船要員1名
- ボート用着岸ロープ（長さ、約30m）

実施要領

救助犬指導手チームは要員と共に乗船しているモーターボートより25m位に手漕ぎボートに乗船している要員1名が待機。

指導手指示で受験犬は水中に飛び込み、指導手が保持している約30mのロープ片端を咥える。指導手による更なる指示で犬は手漕ぎボートの元へと泳ぎ乗船要員にロープ端を渡す。指導手が手漕ぎボートをモーターボートに向かって手繰り寄せの間、犬は手漕ぎボートと並泳する。モーターボートから手漕ぎボートの漂流を阻止できる距離にボートが近づいた段階で要員が手漕ぎボートの固定を行う。指導手は受験犬を呼び寄せ、乗船中のモーターボート内へと引き上げ、当試験課目作業を終了する。

評価方法 受験犬がロープを咥え上げる際又はロープを落とす、ボート並泳に於ける、水中への飛び込み、ボートへ泳ぎ寄る又はボートに引き上げられる際に誤りが生じた場合、度合いに応じて減点される。受験犬が救助用ロープを乗船要員の元へ運搬する事を拒絶した場合、当試験課目得点は0点とする。

第四試験課目 ボートからの水難者水中牽引 60点

実施条件

- モーターボート一艘、操縦要員1名
- 水中にウエットスーツ装着要員1名が待機

実施要領

救助犬指導手チームが要員と共に乗船しているモーターボートより水中25m位に溺れかかった、救援要請を叫ぶ仮想水難者が待機。

指導手指示で犬は水中に飛び込み水難者の元へと泳ぐ。仮想遭難者が受験犬装着ハーネス又は救命胴衣を掴み次第、犬は自発的に仮想水難者をモーターボートへと水中牽引する。ボートより救出可能な距離に仮想水難者が到達次第、乗船要員が必要な救出処置を実施する。指導手は受験犬を呼び寄せ、乗船中のモーターボート内へと引き上げ、当試験課目作業を終了する。

評価方法 犬が水難者の元へ泳がない、直接的な道程で水中牽引を実施しない、水中への飛び込み、ボートへ泳ぎ寄る、ボートに引き上げられる際に誤りが生じた場合、度合いに応じて減点される。犬が水難者の水中牽引を拒絶した場合、当試験課目得点は0点とする。

第五試験課目 自走不能ボートの水中牽引 40点

実施条件

- 手漕ぎボート1艘、操縦要員1名
(先端が太い、全長約3m 着岸のロープをボートに固定)

実施要領

岸边より25m 沖合にて漂流中のボート内に乗船要員が身動きをせずに横たわっている。指導手指示で受験犬は漂流中のボートの元へと泳ぎ、ボートから水中に垂れ下がっているロープを自主的に捜し当てた後、啜えながらボートを岸に向けて水中牽引する。ボートが岸に到達次第、指導手は犬が保持しているロープを解き放つ様命じ、岸に上がらせて休止させる。その後、指導手は救出した乗船要員の手当を実施する。

評価方法 受験犬がボートに向かって直接泳がない、水中に垂れ下がっているロープを即座に啜えない又は、水中牽引を直ちに実施しない場合、度合いに応じて減点される。受験犬がボートの水中牽引を拒絶した場合、当試験課目得点は0点とする。

「水難救助 A 段階試験」の当試験種目は指導手による作業終了申告及び、審査員評価の公表をもって終了する。

国際救助犬水難救助 B 段階試験

RH-W B

試験構成	嗅覚作業	200 点
	服従／熟練作業	100 点
	最高獲得可能合計得点数	300 点

水難救助作業 A 種目

評価基準及び最高獲得可能得点

最高獲得可能得点 200 点

第一試験課目	岸辺からの救助器具水中運搬（救助浮輪運搬、運搬距離 40m）	20 点
第二試験課目	岸辺からの水難者救出水中牽引（水難者腕牽引、牽引距離 40m）	60 点
第三試験課目	ボートからの救助具水中運搬（救助浮輪運搬、運搬距離 40m）	20 点
第四試験課目	ボートからの水難者救出水中牽引（水難者腕牽引、牽引距離 40m）	60 点
第五試験課目	自走不能ボート水中牽引（モーターボート牽引、距離 40m）	40 点

一般規定

法律によって定められている一般安全基準は厳守しなければならない。水中作業中又はボート乗船中の全要員はウエットスーツ又は救命胴衣の装着が義務付けられる。指導手はウエットスーツ又は救命胴衣、受験犬は救命胴衣又は適したハーネスを装着しなければならない。当試験種目実施に当たり、受験犬が課題実行中大半部分を泳ぐ必要性があり為、岸から水中へ容易に向える岸辺の会場を選定すべきである。

使用が認められる声指符

重複声符を含む任意の声指符使用が認められる。

実施要領

第一試験課目 岸辺からの救助器具水中運搬 20 点

実施条件

- モーターボート 1 艘、操縦要員 1 名、ウエットスーツ装着要員 1 名
- 救助用ロープ付き救助浮輪 1 本

実施要領

岸と並行し、沖合 40m を航行中のモーターボートから要員が水中に落ち、溺れる水難者を振る舞う。モーターボート操縦士はこの事態に気が付くことなく航行を継続する。

指導手は救出用浮輪を岸辺から仮想水難者目掛けて水中に投擲する。指導手指示にて受験犬は救出浮輪の元へ泳ぎ浮輪を仮想水難者の元へ水中運搬し、掴ませる。その後、犬は仮想水難者がしがみ付いている救出浮輪を岸に向かって自発的に水中牽引する。犬が岸辺に到達次第、指導手は救出された仮想水難者に近付き、引き続き必要な救助処置を実施する。

評価方法 受験犬がロープを咥え上げる際又はロープを落とす場合、度合いに応じて減点される。受験犬が要救助者の水中牽引を拒絶した場合、当試験課目得点は 0 点とする。

第二試験課目 岸辺からの水難者救出水中牽引 60点

実施条件

- モーターボート 1 艘、操縦要員 1 名、ウエットスーツ装着要員 1 名

実施要領

岸と並行して沖合 40m を航行中のモーターボートから要員が水中に落ち、身動きをしない。ボート操縦士はこの事態に気が付くことなく航行を継続する。

指導手指示で受験犬は溺死しかけている仮想水難者の元へ泳ぎ、腕を咬捕し、岸辺に向かって水中牽引を実施する。犬が仮想水難者と共に岸辺に到達した段階で指導手は要救助者の元へ進み、必要となる救命処置を行う。

評価方法 受験犬が仮想水難者の元へ向かわない、直接的な道程で岸に向かわない又は指導手による処置を妨害する場合、度合いに応じて減点される。受験犬が仮想水難者水中牽引を拒む又は、仮想水難者を負傷させるた場合、当試験課目得点は 0 点とする。

第三試験課目 ボートからの救助具水中運搬 20点

実施条件

- モーターボート 1 艘、操縦要員 1 名
- オール付き手漕ぎボート 1 艘、操縦要員 1 名、ウエットスーツ装着要員 1 名
- ロープ付き救出具

実施要領

受験救助犬指導手チームはモーターボートに搭乗中、並行して 40m を航行中の手漕ぎボートから要員が水中に落ち水難者を振る舞う。手漕ぎボート操縦要員はこの事態に気が付くことなく航行を継続する。

指導手は仮想総水難者目掛けて救助器具を水中に投擲する。指導手指示で受験犬は水中に飛び込み、救出具の元へ泳ぎ、装着されているロープを咥えながら仮想水難者の元へ水中運搬する。仮想遭難者がロープを掴み次第、犬は自発的に仮想水難者をモーターボートへと水中牽引する。ボートより救出可能な距離に仮想水難者が到達次第、乗船要員が必要な救出処置を実施する。指導手は犬を呼び寄せ乗船中のモーターボート内へと引き上げ、当試験課目作業を終了する。

評価方法 ロープ保持、ロープを放つ又は、水中に飛び込む、ボートへ戻る、引き上げられる際の過ちは度合いに応じて減点される。

受験犬が水難者の水中牽引を拒絶した場合、当試験課目得点は 0 点とする。

第四試験課目 ボートからの水難者救出水中牽引 60点

実施条件

- モーターボート 1 艘、操縦要員 1 名
- オール付き手漕ぎボート 1 艘、操縦要員 1 名、ウエットスーツ装着要員 1 名

実施要領

受験救助犬指導手チームはモーターボートに搭乗中、並行して 40m 離れた距離を航行中の

手漕ぎボートから要員が水中に落ち、身動きをしない水難者を演じる。手漕ぎボート操縦要員はこの事態に気が付くことなく航行を継続する。

指導手指示で受験犬は水中に飛び込み、水難者の元へ泳ぎ、腕を咬捕しながら自発的にモーターボートへと水中牽引する。ボートより救出可能な距離に仮想水難者が到達次第、乗船要員が必要な救出処置を実施する。指導手は犬を呼び寄せ、乗船中のモーターボート内へと引き上げ、当試験課目作業を終了する。

評価方法 受験犬が直接仮想水難者の元へ泳がない、直接的な道程で水中牽引を実施しない又は、水中へ飛び込む際、ボート際にお泳ぎ着く際、ボートに引き上げられる際に誤りが生じた場合、度合いに応じて減点される。犬が仮想水難者水中牽引を拒む又は、仮想水難者を負傷させた場合、当試験課目得点は0点とする。

第五試験課目 自走不能ボートの水中牽引 40点

実施条件

- モーターボート1艘、操縦要員1名（総重量：約1屯）
先端が太い、全長約5mの着岸ロープをモーターボートに固定
- 栈橋

実施要領

受験救助犬指導手チームは栈橋より水上40m沖合にあるモーターボートに乗船中。指導手指示で受験犬は水中に飛び込み、モーターボートに結び付けられたロープ端を指導手によって渡された犬はロープを咥えながらモーターボートを栈橋に向かって水中牽引する。犬とボートが栈橋に到着した後、要員が接岸作業を行う。指導手は犬を呼び寄せ、犬が近寄った地点で指導手は受験犬をボート又は、栈橋に引き上げ、当試験課目作業を終了する。

評価方法 受験犬が直接的な道程で栈橋に向かって水中牽引を実施しない、ロープを即座に咥えない場合、度合いに応じて減点される。規定上設定された水中牽引距離の二分の一の距離が実行されたにも関わらず、最終的にボートが栈橋に接岸できなかった場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。受験犬によって実施された水中牽引距離が規定全長の半分に満たない場合、当試験課目得点は0点とする。

「水難救助 B 段階試験」の当試験種目は指導手の作業終了申告及び審査員評価の公表をもって終了する。

国際救助犬水難救助試験専用「服従／熟練作業」

B 種目

国際救助犬水難救助試験 RH-W A及びB段階 適応

評価基準及び最高獲得可能合計得点

最高獲得可能得点		100点
第一試験課目	紐無し脚足行進	10点
第二試験課目	遠隔操作による3姿勢変更	10点
第三試験課目	移送	10点
第四試験課目	水中持来（岸辺から物品投擲）	10点
第五試験課目	サーフボードの搭乗及び移動	10点
第六試験課目	遠隔操作による水中方向変換	10点
第七試験課目	状況下の休止	10点
第八試験課目	600m 遠泳	20点
第九試験課目	ボートの乗船	10点

一般規定

法律によって定められている一般安全基準は厳守しなければならない。水中作業中又はボート乗船中の全要員はウエットスーツ又は救命胴衣の装着が義務付けられる。指導手はウエットスーツ又は救命胴衣、犬は救命胴衣又は適したハーネスを装着しなければならない。審査員の前で行われる指導手による作業開始及び終了申告は犬を紐付き状態で基本姿勢にて行われる必要がある。この場合、引き綱及びチェーンカラーの着用に認められる。各試験課目実行に当たり使用される声符選定は指導手に委ねられるが、短い声符を使用しなければならない。「声符と犬名兼用」は「一声符」として解釈される。指符使用は当規定が明白に認める以外、使用が禁止されている。

受験犬は全試験課目を嬉々とした態度で、且つ迅速に実施しなければならない。全試験課目は基本姿勢から展開され、基本姿勢に於いて終了する。

基本姿勢に於いて受験犬は指導手左側で指導手と平行に間隔を空けずに肩甲骨が指導手左膝の位置に合わせた状態で脚側停座を行う。犬が正面停座より基本姿勢に移動する際、直接的又は指導手背後を指導手との距離を詰めた形で回り込み左脚足に付かなければならない全ての試験課目作業は審査員指示にて開始される。

「第1試験課目」から「第6試験課目」実施順番は当試験種目作業開始直前に抽選によって決定される。抽選終了後、指導手は犬の引綱を外さなければならない。

脚足行進中に2発の銃声（6～9口径）が放たれ、受験犬は発砲に対し動じてはならない。受験犬が発砲に対し怯む又は「騒音シャイ」であった場合、「失格」となる。尚、犬が発砲に対し攻撃的な態度にでた場合、指導手配下にある場合に限って減点対象となる。環境騒音及び発砲に動じない犬のみ満点が付与される前提条件を満たす。

実施要領

第一試験業課目

紐無し脚足行進

10点

実施条件

当規定付録の「紐無し脚足行進実施要領図」は厳守される必要がある。試験会場特性に応じて唯一審査員の権限で屈折実行方向が変更される場合があるが、全受験者を対象とする一律変更となる。

群衆は休止犬指導手を含む、最低4名の要員によって構成される必要がある。群衆構成の内、要員2名は紐付き状態にある2頭の犬(牡と牝)を引き入る。群衆は「時計回り」で円を描きながら動く必要がある。

使用が認められる声指符

「脚足行進開始を促す」短い一声符又は指符、各再出発及び歩度変更時に再使用が可能。

実施要領

基本姿勢より受験犬は指導手の「脚側行進を促がす」声符で、指導手を注意深く、喜々とした態度で、指導手進行方向と平行に肩甲骨の位置を常に指導手左膝に保ちながら、左側を行進しなければならない。また指示無し停座実行時、自発的に、迅速に真っ直ぐに座らなければならない。作業開始後、救助犬指導手チームは会場中央線上を「常歩」にて立ち止まることなく50歩進み、「反転ターン」を行った後、「常歩」にて10～15歩進み、最低各10歩に渡る「速歩」と「緩歩」の歩度を続けて実行する。「速歩」から「緩歩」への歩度変換時、減速用歩数の実行は認められない。続いて救助犬指導手チームは数歩「常歩」にて進み、歩度変換せずに「第一屈折」を実行し、20～25歩そのまま前進した後、「反転ターン」を行い、10～15歩進んだ地点で基本姿勢を取る。続いて脚足行進を「常歩」にて再開し、約10～15歩進み、「第二屈折」を行い「常歩」にて20～25歩中央線に向かった後、基本姿勢を再度取る。

指導手は基本姿勢より紐無し脚側行進で受験犬を伴い、「常歩」にて「反時計回り」で群衆外側を、円を描きながら群衆要員が引き入る2頭の犬と直接遭遇する様、通過する。救助犬指導手ペアは円を描き続ける群衆脇で一旦停止し、群衆構成員最低一名が通過するまで静止し続ける。この後、受験犬を伴った指導手は「常歩」にて「八の字」を描く形で群衆を通り抜け、途中一旦群衆内にて「指示無し停座」を実行した後、「常歩」にて群衆を離れ、基本姿勢にて当試験課目部分作業を終了する。

評価方法 受験犬が指導手前方に出る、脚足位置より側面へ離脱する、後退りする、停座実行速度が遅い、躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用は度合いに応じて減点される。

第二試験課目

遠隔操作による3姿勢変更

10点

実施条件

使用が認められる声指符

「脚足行進を促す」一声符は作業開始及び終了基本姿勢を促さず際に使用が認められる。

- 「各招呼を促す」 一声符、指符又は兼用も可
- 「停座を促す」 一声符、指符又は兼用も可
- 「伏臥を促す」 一声符、指符又は兼用も可
- 「立止を促す」 一声符、指符又は兼用も可

実施要領

基本姿勢より指導手は紐無し状態にある受験犬を左脚側で伴い約 10～15 歩前進した後、振り向くことなく、歩度変更をせずに「停座を促す」声符又は指符又は兼用で犬を即座に「停座」させ、そのまま前進し続ける。約 40 歩進んだ地点で指導手は立ち止まり、落ち着いた状態で停座姿勢を維持し続ける犬の方へ向き返る。審査員指示で指導手は声符、指符又は兼用で犬を「招呼」する。招呼距離の大よそ中間地点に犬が到達次第、指導手は次に「伏臥を促す」声符又は指符又は、兼用で犬を即座に「伏臥」させる。次なる審査員指示で指導手は「立止を促す」声符又は指符又は兼用で犬を即座に「立止」させる。更なる審査員指示で指導手は「招呼を促す」声符、指符又は兼用で犬を「招呼」する。この場合、受験犬は喜々とした態度で、早い速度にて指導手との距離を詰めた状態で正面停座を行い、新たな指導手による声符又は指符で受験犬は作業終了基本姿勢に移らなければならない。

評価方法 試験課目展開部分に於ける間違え、「停座」、「立止」、「伏臥」を促す声符に対する反応が遅い、「停座」、「立止」、「伏臥」実行速度が遅い、落ち着きの無い「停座」、「立止」、「伏臥」の実行や招呼速度、正面停座実行速度が遅い場合、度合いに応じて減点される。指示された体勢以外の姿勢に受験犬が移った場合、その都度「2 点減点」とする。

第三作業課目 移送 10 点

実施条件

- 犬の作業開始体勢（犬を地面又は地面より高い所から持ち上げる事が認められる）
- 移送要員 1 名

使用が認められる声指符

「作業開始姿勢」、「招呼」、「基本姿勢を促す」各一声符又は指符

実施要領

受験犬に作業開始体勢を取らせる為、指導手による犬の抱き上げを補助する一声符又は指符の使用する事が認められる。

指導手は受験犬を抱えながら約 10m 前進し、第三者に犬を引き渡し、その場にて静止する。移送要員は犬を更に 10m 移送し地面に降ろす。地面に降ろされた犬は審査員指示にて指導手が「招呼を促す」声符又は指符を下すまで静止し続ける必要がある。指導手の声符又は指符で犬は喜々とした態度で、素早く招呼を実施し、指導手と距離を詰めた正面停座を実行しなければならない。続いて指導手は「基本性を促す」一声符又は指符で受験犬に基本姿勢を取らせ、共に当試験課目作業を終了する。

受験犬は指導手及び移送要員に対し如何なる攻撃的態度に出てはならない。移送中、犬が尾を自由に動かせる様、配慮すべきである。

評価方法 受験犬が非協力的な態度にて出る、移送態度が落ち着かない、軽く唸る行動に出る又は地面に降ろされる最中に後退りする等は度合いに応じて減点される。移送中、受験犬が自主的に地面に飛び降りた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。指導手や移送要員に対する過剰な臆病な又は攻撃的態度に出た犬は「試験失格」となる。

第四試験課目 水中持来 10点

実施条件

当試験課目実施に当たり、受験犬は作業の大半を泳ぐ必要がある事を考慮に入れると共に岸から容易に水中へ入れる会場を選定する必要がある。

指導手を使用する私物物品は当試験種目受験中終始携帯し、浮力性の有る物品を使用する。

使用が認められる声指符

「持来」、「基本姿勢」、「受け渡しを促す」各一声符又は指符

実施要領

指導手は犬と共に岸にて基本姿勢をとる。指導手は基本姿勢を維持しながら物品を岸から約10歩離れた水中に投擲する。物品が水面にて安定した後、紐無し状態で指導手の脇にて脚足停座中の犬は指導手の「持来を促す」声符又は指符で水中に飛び込み、最短距離で水中持来を行う。持来作業実施時に犬は目的意識を持った往路実行、啜え上げ及び水中持来を実行しなければならない。受験犬は物品を持来し、指導手との間隔を詰めた正面停座にて物品を短い間啜え続けた後、指導手が「受渡しを促す声符」で物品を取り上げるまで保持しなければならない。更なる声符又は指符で犬は基本姿勢を取り、当作業課目作業を終了する。受験犬が作業中、指導手は停止位置を一切変更してはならない。

評価方法 物品投擲距離不足、指導手が立ち位置を変更せずに行う補助行為、誤った基本姿勢実行、往路に於ける持来速度不足、誤った啜え上げ方法、復路に於ける持来速度不足、持来物品を落とす、持来物品を使用した遊ぶ行為や噛み返し、指導手が両足を揃えていない、正面停座及び作業終了基本姿勢実行時の過ちは度合いに応じて減点される。

当課目の作業終了前に指導手が立ち位置を変更した場合、当試験課目は「M-評価」とする。

受験犬が持来作業を拒絶した場合、当試験課目得点は0点とする。

第五試験課目 サーフボード搭乗及び移動 10点

実施条件

当課目実施に当たり、受験犬が水中にて立てる必要がある事を考慮し、岸から容易に水中へ入れる会場を選定する必要がある。

使用器具 サーフボード1枚

使用が認められる声指符

「搭乗」、「静止」、「下乗を促す」各一声符又は指符、兼用も可

「基本姿勢を促す」一声符又は指符

実施要領

指導手は受験犬と共に出発地点に於いて基本姿勢を取る。指導手による「搭乗を促す」声

符、指符又は兼用で犬は浅瀬に浮く帆を持たないサーフボードに乗る。この場合、サーフボードは犬が泳がずに搭乗できる様、準備する必要がある。搭乗に当たり、指導手はサーフボードを安定させる為、サーフボードを押さえることが認められる。

「静止を促す」声符、指符又は兼用で犬はサーフボード上にて落ち着いた状態で静止する。審査員指示で指導手は犬が乗っているサーフボードを指示された方角に向かって水上を約20m 押し進む。犬は指導手がサーフボードから「下乗を促す」声符、指符又は兼用で下乗を命じるまで落ち着いた状態でサーフボード上にて休止し続ける必要がある。その後、指導手は「基本姿勢を促す」声符又は指符で受験犬と共に岸にて作業終了基本姿勢を取る。

評価方法 受験犬がサーフボードに乗る際又は搭乗中落ち着かない静止を実行した場合、度合いに応じて減点される。サーフボード搭乗を拒絶する受験犬の作業は0点と見なす。

第六試験課目 遠隔操作による水中方向変換 10点

当試験目実施に当たり、受験犬が作業大半を泳ぐ必要がある事を考慮し、岸から容易に水中へ入れる会場を選定する必要がある。

互いに水中40m離れた2艘のボート又はサーフボードに乗った要員が岸から40m 沖合にて待機する。

使用が認められる声指符

「各目標地点への水泳を促す」各一声符及び指符

「招呼を促す」一声符

「基本姿勢を促す」一声符又は指符

実施要領

指導手は紐無し状態にある受験犬と共に水辺から適切に離れた位置にて基本姿勢を取る。審査員指示で指導手は立ち位置を変えずに声指符で犬を「第一水中地点」に向かわせる。指導手が更なる声指符で犬を「第二水中地点」に向かわせるまで、「第一水中地点」に留まる必要がある。設定された二つの水中地点到達順序は作業開始前に審査員によって決定される。「招呼を促す」声符又は指符で犬は指導手によって呼び返され、指導手との距離を詰めた正面停座を実行しなければならない。「基本姿勢を促す」声符又は指符で犬は指導手と共に基本姿勢を取り、当試験課目作業を終了する。

評価方法 指定水中地点への躊躇した水泳、水中地点への最短到達線からの大きな離脱、水中地点に関心がない、到達した水中地点からの自発的な離脱、重複声符等の指導手補助行為又は当試験課目終盤に於ける誤った作業実行は、度合いに応じて減点される。

審査員によって決定された各水中地点への到達順序無視又は指導手が持ち場を離れた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。

第七作業課目 状況下の休止 15点

実施条件

牡及び、牝専用に印された休止場所、各1箇所

使用が認められる声指符

「休止を促す」一声符又は一指符、休止後の「脚足停座を促す」一声符又は指符

実施要領

他受験犬が服従作業を開始する前に指導手は審査員に指示された場所にて「休止を促がす」声符で犬を伏せさせ、その場を離れる。この場合、紐や如何なる物品を犬の元に残す事は認められない。指導手は少なくとも 40 歩犬から離れた審査員に指示された待機場所にて犬の方へ向き返って立ち止まる。受験犬は指導手による如何なる影響を受けずに他受験犬が「第一試験課目」から「第六試験課目」作業を終了するまで静かに伏せていなければならない。他受験犬が「第一作業課目」を実行中に指導手は自発的に群衆要員として加わり作業終了後、自ら待機場所に戻る。審査員指示にて指導手は受験犬の元へと戻り、右側で静止する。更なる審査員指示で指導手は「脚側停座を促がす」声符又は指符で犬を脚足停座させ、共に作業を終える。この場合、受験犬は素早く正確な位置に於いて停座に移る必要がある。

評価方法 休止態度が落ち着きない、指導手が受験犬の元へ戻る際、犬が自発的に「停座」又は「立止」に移る又は指導手の元へ進む、指導手の落ち着きのない指導態度や他補助行為実行は度合いに応じて減点される。

受験犬が休止位置に於いて「伏臥」に移らず、休止場所を離れずに「立止」又は「停座」を実行した場合、当試験課目評価は「M・評価」と見なされる。作業実行中の他受験犬が「第四試験課目」作業終了後に受験犬が休止位置を 3 メートル以上離脱した場合、部分評価が適応される。尚、作業実施中の犬が「第四試験課目」終了前に休止犬が休止位置を 3 メートル以上離脱した場合、当試験課目得点は 0 点と見なされる。

第八試験課目 600m 遠泳 20 点

実施条件

モーターボート 1 艘、操縦乗員 1 名

使用が認められる声指符

「水中へ飛び込みを促す」一声符又は指符又は兼用も可

「ボートの後ろを泳ぐ／距離を保つを促す」一声符又は指符又は兼用も可

「続け」を促す一声符又は指符又は兼用も可

「近くに寄る／指導手の元へ来る」を促す一声符又は指符又は兼用も可

実施要領

受験救助犬指導手チームは秩序良い態度でボートに乗船する必要があるが、基本姿勢を取る必要がない。

指導手は「水中飛び込みを促す」声符、指符又は兼用で停船中のボートから受験犬を水中に飛び込ませ、ボートが再発進できる様、犬に対し離れる指示を下す。犬を常時監視可能にする為、ボートは受験犬前方約 10 m を航行する。指導手の声符又は指符又は兼用によって受験犬はボート後方を追いつながら泳ぐ。犬は 600 m 遠泳を落ち着いた状態で泳ぎ終える必要がある。規定距離を進んだ後、ボートは再び停船し、指導手は声符、指符又は兼用で犬をボートに辿り着かせ、乗船補助を行う。

評価方法 落ち着きのない不安定な泳ぎ方又は飛び込み時、ボート側面に辿り着く、ボートに引き上げられる際の問題点は度合いに応じて減点される。受験犬に遠泳に必要な体力が見られない場合、当試験課目は「中止」され、得点は0点とする。

第九試験課目 **ボートの乗船** **10点**

実施条件

モーターボート1艘、操縦乗員1名

使用が認められる声指符

「飛び乗り乗船を促す」一声符又は一指符、兼用も可

「静止を促す」一声符

「基本姿勢を促す」一声符又は指符

実施要領

指導手と受験犬はボートから適切な距離にて基本姿勢を取る。その後、指導手指示で犬はにボートに乗る／飛び乗る又は指導手補助を得て乗船する。犬は終始落ち着いた態度で乗船中静止する必要がある。ボートが目的地に到着後、指導手は受験犬と共に下船し、「基本姿勢を促す」声符で犬と共に作業終了基本姿勢に移る。

評価方法 受験犬による精神的不安定な行動実行は度合いに応じて減点される。目的意識を持たない乗船、即ち乗下船中に非協力的であった場合、当試験課目得点は0点とする。

「水難救助試験 B 段階」の「服従／熟練試験種目」作業は指導手による作業終了申告及び審査員の評価公表をもって終了する。

当種目作業実施後、「水難救助犬試験 A 種目」が実施される場合、最低1時間の休息を受験犬に与える必要がある。

付録

一般省略記号説明

FCI	世界畜犬連盟 (Fédération Cynologique Internationale)
IRO	世界救助犬連盟 (Internationale Rettungshunde Organisation)
FCI-LAO	FCI 国内統括団体 (Landesorganisation der FCI)
IRO-LAO	IRO 国内加盟団体 (Nationale Rettungshundeorganisation der IRO)
IPO-R	国際救助犬試験規定 (Internationale Prüfungsordnung für Rettungshunde)
RH-F	国際救助犬足跡追及試験 (Rettungshunde-Fährtenprüfung)
RH-FL	国際救助犬広域搜索試験 (Rettungshunde-Flächenprüfung)
RH-T	国際救助犬瓦礫搜索試験 (Rettungshunde-Trümmerprüfung)
RH-L	国際救助犬雪崩搜索試験 (Rettungshunde-Lawinenprüfung)
RH-W	国際救助犬水難救助試験 (Rettungshunde-Wasserprüfung)
U+G	国際救助犬足跡追及、広域搜索及び瓦礫搜索試験専用「服従／熟練作業」 (Unterordnung und Gewandtheit für Fährten-, Flächen-, und Trümmerprüfungen)
U+G-L	国際救助犬雪崩搜索試験専用「服従／熟練作業」 (Unterordnung und Gewandtheit für Lawinenprüfungen)
U+G-W	国際救助犬水難救助試験専用「服従／熟練作業」 (Unterordnung und Gewandtheit für Wasserprüfungen)
HZ	声符 (Hörzeichen)
SZ	指符 (Sichtzeichen)
PR	試験審査員 (Prüfungsrichter)
PL	試験監督／試験実行委員長 (Prüfungsleiter)
HF	指導手 (Hundeführer)
RHT	救助犬指導手ペアー (指導手 1 名 + 犬 1 頭) (Rettungshundeteam)

図1 国際救助犬適正試験専用「紐付き及び、紐無し脚側行進」実施要領図

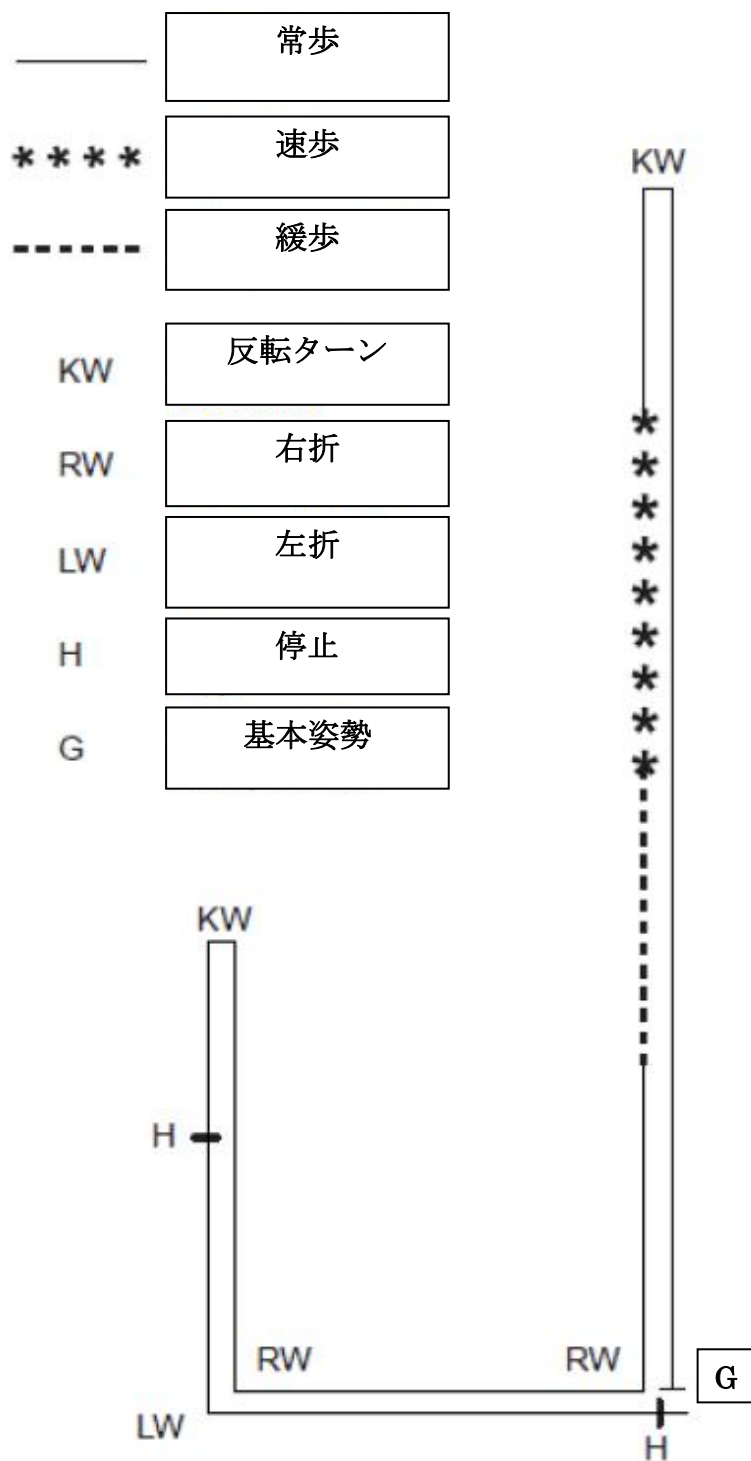
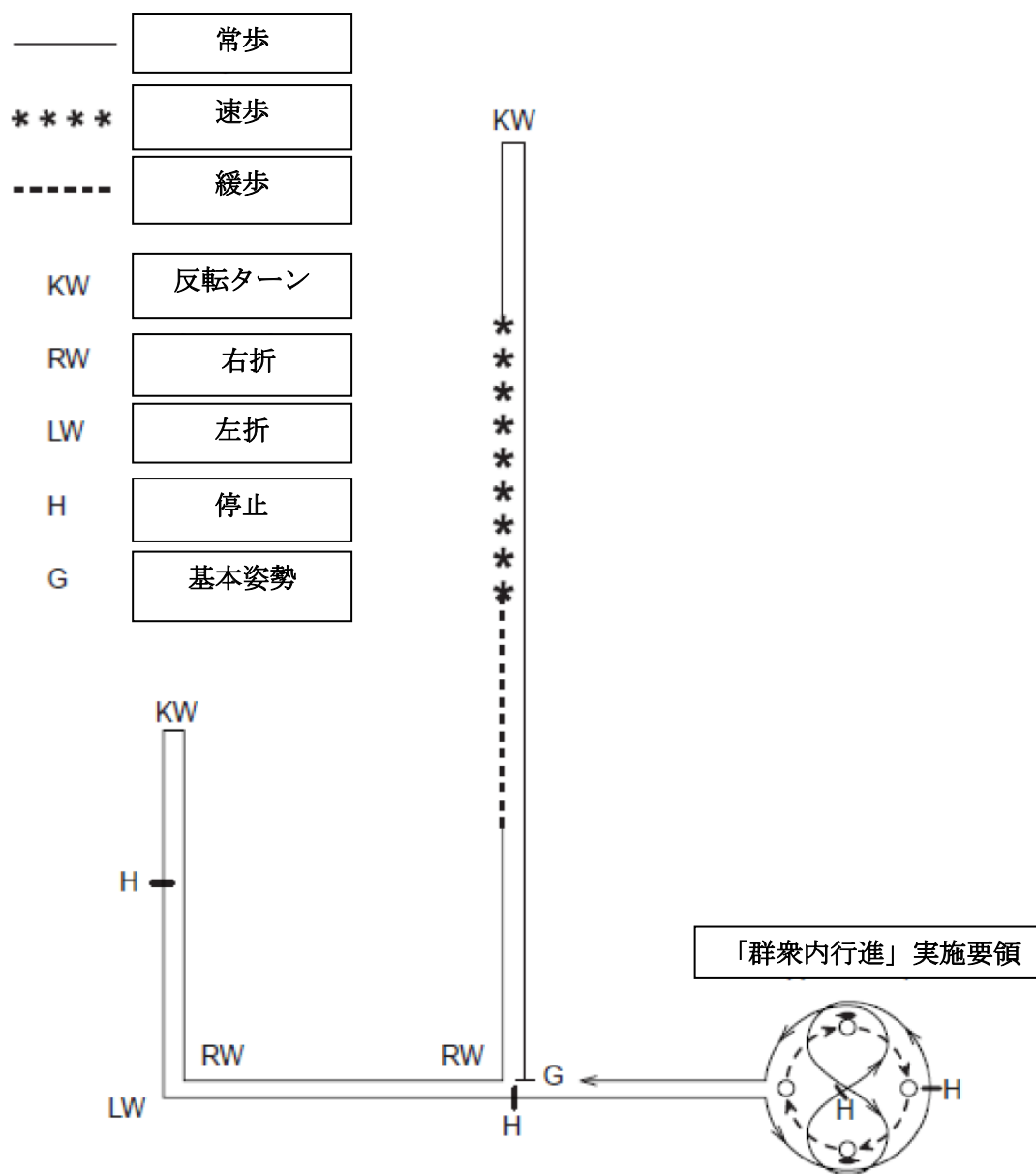


図2 IPO-R 「A」、「B」各段階試験用「紐無し脚足行進」実施要領図



注意

当作業実施要領図に則った作業実行は試験会場特性に応じた実施方向変更を可能とする。
 即ち、「反転ターン」実施後、先に「左折」、続いて「右折」を実施する事も可能とする。

図3 「遠隔操作による3姿勢変換」実施要領図

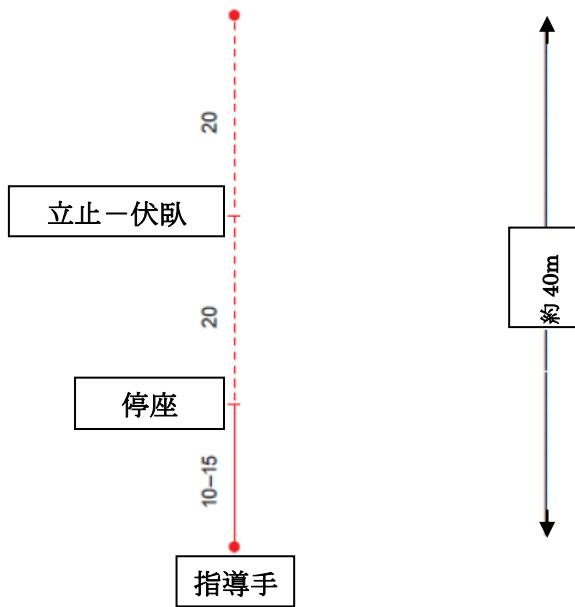


図4 「遠隔操作による方向変換」実施要領図

